

平成二十二年六月定例会

平成 22 年 第 2 回

# 菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 22 年 6 月 8 日～6 月 16 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成22年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 8	火	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
6 / 9	水	休会（議案調査）
6 / 10	木	一般質問（4人）
6 / 11	金	一般質問（5人）
6 / 12	土	休会
6 / 13	日	休会
6 / 14	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 15	火	休会（議事整理）
6 / 16	水	議案審議（議案第23号～同意第3号）質疑・討論・表決・閉会

平成22年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	佐藤 竜巳 (P27～)	1. 口蹄疫について	①町の畜産農家の現状は ②畜産農家独自の予防の状況は ③町長は口蹄疫に対してどのように認識しておられるのか ④町は現在畜産農家にどのような支援を行っているか ⑤畜産農家に対し、町は今後どのような支援策を考えているか
		2. 菊陽中学校の耐震工事について	①耐震工事はいつ頃の予定なのか ②仮設校舎の場所はどのように考えているか
		3. 第5期基本構想について	①住民アンケートの結果をどのように受けとめているか ②町長の計画策定の考え方を問う
2	小林久美子 (P36～)	1. 法人税について	①10年間の法人税の推移について ②法人税の今後の見通しは ③町の財政は企業誘致でうるおったといえるのか
		2. 国民健康保険について	①県の滞納者対策に関する調査では国保世帯の27.8%が滞納世帯となっているが、町の実態はどうなのか ②国保加入者の中で、200万円以下の所得の人は何名いるのか ③国保税の減免制度について
3	石原 武義 (P48～)	1. 中部小学校の現地建設に関して	【1】現地修正案は北側の山林と西側菜園を買収するという条件で可決された ①北側山林の買収の見通しは ②菜園の買収の見通しは ③買収できなかった場合はどうするのか 【2】検討委員会について ①構成メンバーは ②役割について ③意志決定の方法は 【3】基本設計について ①設計料と期間は ②プール・体育館等の場所について、どのような要望を設計事務所に伝えるつもりか 【4】仮設校舎について ①教育上の問題点は何か ②安全上の問題点は何か

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			③リースか買取りか、それぞれの費用は
4	吉本 堅 (P63～)	1. 町内市街化区域内の未整備地域について	①町が未整備地域と考える地区とその面積は ②その未整備地域を民間の開発だけに頼ったときの問題点は ③その未整備地域を町の事業として計画すべきことは、どの地域のどのような事業かまた、その事業の着手時期、竣工時期は
		2. 菊陽バイパス南側の菊陽第二土地区画整理事業について	①未施工区域の現在の進捗状況は ②未施工区域の想定外費用負担は考えられないか ③未施工区域の着手時期、竣工時期は
		3. 高齢者等が代理人に印鑑登録を依頼するケースについて	①病院に入院しておられる本人（高齢者等）の意見書（意思確認書）を第三者が請求するとき、町と病院との連携が必要では ②町は代理人に対し、本人との関係を示す書類を求める等何らかの対策が必要では ③町は本人確認の為、本人に電話での印鑑登録の意思確認は勿論のこと、更なるトラブル防止策が必要では ④町は町民がトラブルに巻き込まれないよう、町広報等で町民に呼びかける必要はないか
5	大塚 昇 (P81～)	1. 町の将来について	①請願が採択されている体育館も含めた総合グラウンド（スポーツセンター）の建設準備に取りかかる必要があると思うが、その考えを問う ②町立保育所（園）の民営化（2園の予定）は継続して検討するようになっているが、その後の経過と取り組みについて ③都市計画でも10年後には人口41,000人と予測されており一段と格差が生じると思うが、その地域格差是正をどう考えているか ④南校区、白水台地は農振地であり、それ以外の開発は現時点では困難である。町の農業、農用地を生かす為にも農業公園（農業の拠点）の様な施設の発想はできないか ⑤県下でも一番恵まれた環境下での町であるが、問題解消やこれ以上の町に発展させるには職員が不足しているのではないか
6	福島 知雄 (P92～)	1. 町営住宅建設について (光団地・古閑原団地)	①建築の構造概要は ②町有林に植林している樹木を利用する計画はないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 町内中小零細企業の指導育成について	<p>【1】商工行政の方針を問う</p> <p>【2】商工会より提出されている要望書に具体的な「要望事項」が明示されている。その各項目について今後の対策・方針を問う</p> <p>①今後予定の町発注工事について、地元建設業者への発注</p> <p>②役場発注の事務用品について地元商業者への発注</p> <p>③超高齢化地域と既存集落への移動販売を実施する経費の一部助成</p> <p>④地元商工業者の指導育成について</p>
7	坂本 秀則 (P105～)	1. 口蹄疫について	<p>①町内及び近隣市町村に発生した時の対応マニュアルは作成しているのか</p> <p>②消毒薬の無料配付はできないか</p> <p>③対象農家への税の猶予及び堆肥舎等の免税はできないか</p> <p>④出荷月令が過ぎた分のえさ代の補填はできないか</p>
		2. 原水駅周辺整備について	<p>①駅入口西側及び北側入口に駐輪場を設置できないか</p> <p>②駅入口をバリアフリー化できないか</p>
		3. 給食費未納について	<p>①PTAでの私会計は違法ではないか</p> <p>②町での公会計にはできないか</p> <p>③未納者について、こども手当から徴収はできないか</p>
		4. 菊陽中学校耐震工事について	<p>①菊陽中学校耐震工事は、中部小学校建替え工事と関係なく一刻も早く着手すべきではないか</p>
8	甲斐 榮治 (P119～)	1. 菊陽中部小学校建設について	<p>①C案から修正された諸条件の確定状況について</p> <p>②北側山林の購入および開発について 「購入の目的・使途・費用、周辺住民の協力安全性（土崩の危険性・防空壕跡など）」</p> <p>③仮設校舎に要する費用について</p> <p>④仮設校舎に児童を収容する期間の安全対策について、校舎・通学路・体育の場所やプールへの誘導など</p> <p>⑤検討委員会の位置づけについて</p> <p>⑥建設計画の進捗過程と議会の関係について</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 熊本市の東部に隣接する地域の将来について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①町政運営について、「当分の間、単独で」の「当分の間」とは、具体的にどのように考えているか</li> <li>②熊本市の政令市化と新幹線開通に伴う変化が本町に及ぼす影響をどのように推定しているか</li> <li>③熊本市の東北部地域の情勢についてどのように把握しているか</li> <li>④本町の人口が増加している要因は何か、また今後も人口増を維持できるか</li> <li>⑤そのために、どのような方策を考えているか</li> <li>⑥熊本市の東部に隣接する地域の近未来の姿をどう想定しているか</li> </ul>
9	芝 和長 (P133～)	1. 通学区域について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人口増加に伴う小学生の増加が見られるが、各小学校の通学区域についてどの様に認識しているか</li> <li>②各小学校の通学区域の見直しは実施しないのか</li> <li>③南小学校の現況をどの様に認識しているか</li> </ul>

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成22年6月8日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1 日 目)

(平成22年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成22年6月8日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第23号から同意第3号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 坂 本 秀 則 君

2 番 北 山 正 樹 君

3 番 石 原 武 義 君

4 番 甲 斐 榮 治 君

5 番 芝 和 長 君

6 番 岩 下 和 高 君

7 番 佐 藤 竜 巳 君

8 番 大 塚 昇 君

9 番 福 島 知 雄 君

10 番 川 俣 鐵 也 君

11 番 吉 本 堅 君

12 番 小 林 久 美 子 君

13 番 酒 井 良 一 君

14 番 上 田 茂 政 君

15 番 梅 田 清 明 君

16 番 鍋 島 有 志 男 君

17 番 永 野 輝 全 君

18 番 吉 村 豊 明 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

4 番 甲 斐 榮 治 君

5 番 芝 和 長 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教育委員長 三 島 誠 一 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君

総 務 部 長 大 川 育 男 君

福祉生活部長 眞 鍋 清 也 君

産 業 建 設 部 長 服 部 貞 夫 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 吉 岡 典 次 君

総 務 課 長 阪 本 修 一 君

総合政策課長 松 本 東 亞 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

税 務 課 長 廣 野 豊 徳 君

人 権 教 育 ・  
啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君

健 康 ・ 保 険 課 長 宮 本 義 雄 君

環境生活課長 吉 野 邦 宏 君



町民課長 堀川正信君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 平野誠也君  
図書館長 堀行徳君  
生涯学習課長 佐藤清孝君

武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 山崎謙三君  
総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

それでは、ただいまから平成22年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番甲斐榮治君、5番芝和長君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る5月31日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より6月16日まで9日間と諮問することに決定いたしました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月16日まで9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月16日まで9日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、全国町村議会議長・副議長研修会が5月18日から19日まで東京メルパルクホールで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、今回受理しました陳情等は、別紙のとおり、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から9日間にわたり平成22年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

昨年は6月3日に梅雨入りをしておりますけれども、今年はまだ梅雨入りに至っておりませんが、田植えの時期も迎えて、梅雨入りも近々だと思っているところでございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

議員も既にご承知のように、4月20日に宮崎県の津野町において家畜伝染病の口蹄疫に感染した疑いのある牛が確認され、農林水産省は、感染拡大防止のため対策本部を設置いたしました。口蹄疫は、空気感染し、感染力が非常に強いため、近隣の市町村にも急速に被害が拡大したところであります。

国におかれましては、5月17日に首相をトップとする対策本部を設置されましたが、19日には国内では過去最悪の被害規模となり、終息の兆しも見えないため、発生が確認されている農場から半径10キロ以内のすべての牛や豚に国内で初めてワクチンを接種して拡大を抑制し、接種後に全頭殺処分されることに決められたところであります。宮崎県の東国原知事も、18日に、感染拡大をとめることができない状況、九州や全国にも感染が拡大する可能性を否定できないとして非常事態宣言をされたところであります。そして、発生地域内では、一般住民にも不用の外出は控えることを要請するとともに、発生地域外でも、多くの人が集まるイベントや大会は可能な限り延期をするよう指示されたところであります。

このような状況を踏まえ、本町でも5月19日に菊陽町家畜伝染病等防疫対策本部を設置しまして、関係機関との連携を図りながら防疫体制を強化しているところであります。菊陽町には約70戸の畜産農家があり、牛、豚、合わせて約9,400頭が飼養されておりますが、本町内での感染を阻止するため、各畜産農家に消石灰を無料配布するとともに、消毒剤の購入についても補助を行うことにいたしました。また、5月17日から、役場庁舎別館、武蔵ヶ丘支所、図書館、「さんふれあ」の各玄関に消毒マットを設置しまして、防疫対策を図っているところであります。

宮崎県では、県東部の川南町など感染多発地域では現在も疑い例が続いておるところであります。えびの市では5月13日を最後に疑い例が発生していないため、安全性調査をされました結果、家畜に異常が見つからなかったということで、感染は終息したと判断され、6月4日午前零時、発生地を中心とする半径10キロの家畜の移動制限区域と半径20キロの搬出制限区域が37日ぶりに解除されたところであります。一日も早くこの口蹄疫感染が終息することを願うものであります。

次に、障がい者福祉について申し上げます。

本町では、障害者自立支援法に基づく各種のサービスを実施しているところではありますが、今回町の独自施策といたしまして、菊陽町人工内耳音声信号処理装置給付事業を実施する体制を整えたところでもあります。

本町における聴覚障がい者として身体障がい者手帳を交付されている方は102名おられます。聴覚障がい者が日常生活を送る上で必要となる聴覚補助具としましては、一般的に補聴器がございしますが、高度難聴者につきましては、補聴器でも音声を補足することが困難であり、人口内耳の装着が必要となります。人工内耳装置は、一般的に費用が100万円を超えるとも言われておりまして、今回、買いかえ時の費用負担の軽減と社会生活上の利便性を図り、もって聴覚障がい者の福祉の向上を目的といたしまして、菊陽町人工内耳音声信号処理装置給付事業実施要項を制定したところでございます。

次に、菊陽中部小学校建設についてであります。

3月議会で現在地での建てかえを議決いただきましたので、5月24日に菊陽中部小学校建設検討委員会を教育委員会において設置いたしました。第1回の検討委員会において、3月議会で可決されました基本構想を説明したところでもあります。教育委員会では、今後この検討委員会で、先進地視察を含めた検討を重ねながら、よりよい学校建設ができるよう進めてまいります。

次に、本年10月1日に行われます国勢調査についてであります。

国勢調査の実施に当たり、円滑かつ効率的な調査実施体制を整え、国勢調査に万全を期するため、4月28日付で菊陽町国勢調査実施本部を設置いたしました。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象として、我が国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために実施されるものであります。国勢調査の結果は、国のあらゆる分野の政策に利用されますし、菊陽町においても、普通交付税の算定の基礎数値に用いたり、施策を立てていく上での大切なデータでありますので、正確に漏れなく調査する必要があります。町民の皆様への調査依頼、調査票の配布など、さらには点検などの作業に180名近い人数で取り組む予定でございます。

議員各位におかれましても、国勢調査へのご協力、ご周知、よろしくお願い申し上げます。

次に、ねりんピック開催事業について報告いたします。

平成23年10月に熊本県において第24回全国健康福祉祭熊本大会、愛称名「ねりんピック2011（ふれ愛）熊本」が開催されます。ねりんピックは、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、社会参加を図り、さらに高齢者との世代との交流を進めることにより活力ある長寿社会を実現することを目的に開催するスポーツと文化の祭典であります。

本町におきましては、この大会でウォークラリー交流大会を開催いたします。そこで、5月28日に菊陽町実行委員会を設立し、第1回総会を開催いたしました。事務局を健康・保険課内に置き、平成23年10月16日の本大会の開催に向けて、今後さまざまな事業に取り組んでまいり

ます。本年は、10月17日日曜日でございますが、菊陽杉並公園を主会場としてリハーサル大会を計画しております。

次に、中学生海外派遣事業についてであります。

国際化時代に生きる人材育成を目的として平成8年から始まった本町の中学生海外派遣事業も、今回で14回目を迎えます。昨年は、新型インフルエンザのため派遣することができませんでしたが、本年度は、夏休み期間を利用し、7月25日から8月7日までの14日間、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校より6名ずつ、計12名の生徒をオーストラリアへ派遣する予定で進めております。現地では、バックスマーシュグラマー校の授業に参加しながら、10日間のホームステイを体験いたします。生徒たちには、外国での生活を通して、日本では得ることのできない貴重な体験をしてもらうものであります。

次に、雇用対策についてであります。

雇用状況は依然として厳しい状況にありますが、昨年度から取り組んでおります緊急雇用対策事業において、延べ28名の雇用を創出してきたところであります。本年度においても、約40名の雇用を創出すべく、14の事業を展開しております。

次に、企業誘致についてであります。

景気は上向き状態にあるものの、企業の投資は依然として厳しい状況にあり、ましてや新規の誘致となるとかなり厳しいものがあります。このような中、既存の企業に対し増設等の投資をお願いすべく、情報収集や本社訪問等の活動を行っているところであります。さきの定例会の折にもご報告いたしましたが、歯科技工所を運営する株式会社愛歯につきましては、地区計画が決定され、開発行為の許可申請がなされたところであります。

次に、にんじん焼酎「酔紅」の販売についてであります。

にんじん焼酎「酔紅」につきましては、本製品が完成したことに伴い、4月6日から町内14店舗で販売を開始したところであります。限定3,000本をつくり、現時点での販売、注文数は2,000本に達したところでございます。

次に、農商工連携の取り組みについてであります。

農商工連携につきましては、緊急雇用対策事業、農商工連携による特産品の開発をするため、昨年商工会内に農商工連携推進協議会が設置され、その下部組織であるワーキングチームにおいてさまざまな提案がなされております。これを受け、協議会では、検討を重ねながら具体的な取り組みについて決定をしていくこととなります。

次に、下水道事業についてであります。

下水道事業は、昭和58年度に事業に着手しまして、昭和63年度に一部供用開始して以来、受益者の皆様方のご理解とご協力により、平成21年度末での下水道普及率は96.5%となり、前年度比0.9%伸びております。平成22年度事業につきましては、汚水面整備として、主に道明地区の管渠工事を、第2土地区画整理事業地区内の下水道につきましては、区画整理事業の進捗に合わせて整備をしております。また、本年度は、下水道施設の老朽度合いを調査し、計画

的に施設の改修を行う長寿命化計画策定のため、カメラ等により管路等の調査を実施してまいります。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第23号から同意第3号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第5、町長提出議案第23号から同意第3号までの件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして、本定例会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は16件であります。その内訳は、条例3件、補正予算1件、後期高齢者医療広域連合規約の改正1件、承認6件、報告4件、同意1件についてご審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げます。

議案第23号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、職員の給与の支払いについては、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、法律または条例により特に認められた場合を除き、直接職員にその全額を支払わなければならないこととなっており、給与から控除することができる旨の根拠規定を追加するものであります。

議案第24号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護に伴う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、育児休業等の取得等に係る部分について改正をするものであります。

議案第25号は、政治倫理の確立のための菊陽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、菊陽町長等の資産報告書の内容の一部を改正するものであります。

議案第26号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入って2カ月余り経過したところでございますが、農林水産業費、土木費、教育費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億572万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億3,002万円と定めるものであります。

歳入では、国庫支出金を1,467万5,000円、県支出金を3,125万4,000円、町債を6,980万円それぞれ増額し、歳出では、農林水産業費を3,149万4,000円、土木費を3,300万円、教育費を3,752万4,000円それぞれ増額するものであります。

議案第27号は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会において、構成市町村から1人ずつ広域連合議員を選出するため、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するものであります。

承認第2号から第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

その中で、承認第2号は、菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、熊本県運転免許センターの汚水処理について、熊本市から菊陽町への下水道管渠切りかえ工事完了に伴い、使用料の算定方法の一部を改正するものであります。

承認第3号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、地方税法等の一部改正に伴い、菊陽町税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、65歳未満の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直しとたばこ税の税率の改正であります。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、地方税法等の一部改正に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、国民健康保険税における基礎賦課額に係る限度額及び後期高齢者支援金に係る限度額の引き上げと、特例対象被保険者、いわゆる非自発的失業者の前年分の給与所得を100分の30に軽減して国民健康保険税を算定するというものであります。

承認第5号は、平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,295万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を109億9,132万8,000円と決めました。

歳入においては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、町債などが確定いたしましたので、調整を行いました。

補正の主なものとしては、町税4,272万8,000円、地方交付税1億267万1,000円、寄附金1,234万7,000円などの増額、繰入金2億3,887万円、諸収入5,290万8,000円などの減額であります。

一方、歳出の主なものとしたしましては、民生費4,113万8,000円、衛生費1億3,372万9,000円などの減額であります。

また、歳入歳出予算調整のため、予備費を6,311万3,000円増額しております。

承認第6号は、平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、最終歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,954万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,209万7,000円と決めました。

歳入の主なものは、国庫支出金1,483万4,000円、療養給付費等交付金1,261万4,000円の増額、県支出金3,021万7,000円、繰入金3,515万7,000円の減額であります。

歳出の主なものは、保険給付費2,390万9,000円、予備費563万2,000円の減額であります。

承認第7号は、平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ33万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億3,928万9,000円と決めました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料を90万円増額し、繰入金を123万7,000円減額しております。

歳出の主なものは、事業費33万7,000円減額しております。

報告第1号及び第2号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

その中で、報告第1号は、平成21年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について報告するものであります。

内容は、役場庁舎本館トイレ改修事業、横道合志2号線道路改良事業、菊陽中部小学校建設事業費等の14件で、繰越額は6億3,755万円であります。

なお、財源といたしましては、既収入特例財源が2,417万3,000円、未収入の国県支出金が2億3,468万2,000円、地方債が1億6,310万円、一般財源が2億1,559万5,000円であります。

報告第2号は、平成21年度菊陽町下水道特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について報告するものであります。

内容は、事業費の未普及解消下水道事業及び浸水対策下水道事業の2件で、繰越総額は983万4,000円であります。

なお、財源といたしましては、地方債が580万円、一般財源が403万4,000円あります。

次に、報告第3号及び第4号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

その中で、報告第3号は、菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてあります。

内容は、菊陽町土地開発公社の平成21年度決算に関する書類及び平成22年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

報告第4号は、有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてあります。

内容は、有限会社さんふれあの平成21年度決算に関する書類及び平成22年度事業計画に関する



る書類を報告するものであります。

同意第3号は、菊陽町監査委員の選任について議会の同意を求めることについてであります。

本町の代表監査委員であります大倉理稔氏におかれましては、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出ましたので、新たに監査委員を選任する必要が生じました。このため、大倉理稔氏の後任といたしまして中原輝男氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 研修報告

○議長（吉村豊明君） 日程第7、研修報告を行います。

去る5月13日から14日に東京で開催されました地方自治経営学会研究大会に坂本秀則君外3名の議員が参加されましたので、代表で坂本秀則君に研修報告をお願いいたします。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） おはようございます。

最初に、この研修に参加の機会を与えていただきましたことに対して心から感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、参加者皆さんからのご指名ですので、私が第48回地方自治経営学会研修大会の研修報告をいたします。

まず、参加者でございますが、永野副議長、川俣議員、佐藤議員と私、計4名の議員で研修に参加をいたしました。それと、本町職員も、健康・保険課、総合政策課、税務課から3名参加されておりました。

日時は5月13日から14日の2日間、場所は明治大学のアカデミーホールで開催されました。

まず、第1日目ですが、9時50分から11時45分までパネルディスカッションがあり、テーマは「政権交代で日本の政治、行政はどう変わるか、地方自治はどう変わるか、地域主権はどう進むか、地方は、これにどう取り組むか、対応していくか」。司会者が、片山善博地方自治経営学会会長、パネラーが、逢坂誠二衆議院議員、坪井ゆづる朝日新聞編集委員、山口二郎北海道大学教授、盛泰子伊万里市議会議員でした。

重立った意見ですが、鳩山政権が地域分権を革命の1丁目1番地と位置づけ、地域主権戦略会議を設置したねらいは、自治体などが自由な発想で仕事ができ、責任を全うする仕組みをつくることで、これを政治主導で進めるためだそうです。それには、地方の裁量で使える一括交付金の導入や、国が地方に対して細かく定める規制、義務づけ、枠づけの見直しから着手する

とのことでした。

地方分権改革が進めば、地域のことは地域が責任を持って決めなければならなくなり、この場合、地域というのは議会ということで、地域議会がこれから重要なポジションになり、大事になるとのことでした。

それと、議会事務局の職員は当局ではなくよそから採用するとか、当局からだったら議長が指名で選べるようにする制度を導入してはとの意見も出ました。なぜかという、車の両輪の例えは、執行部と議会ではなく、車の両輪は議員と議会事務局職員との間でこそ成り立つとのことでした。

午後からは4名の講演がありました。

まず、テレビでおなじみの福岡政行さんの講演があり、テーマは「次の参議院選に向けてこれからの政局の動向を読む」でした。

内容は、鳩山さんは麻生さんより短命になるのでやめないとか、小沢さんはやめられないとか、今になっては読みが外れていました。

いいことをおっしゃったのは、人口が減って経済がよくなったことはない、人口を減らしてはいけないとの教えが心に残りました。

次に、久元喜造さん、総務省自治行政局長の講演ですが、テーマは「「地域主権改革の現状と課題」～「原口プラン」特に地方自治法の抜本改正を中心に～」でした。

まず、地方自治法は、制定より六十数年もたち、現在の状況にはそぐわず、抜本の見直しが必要だとのことでした。今後は、家族や個人がばらばらになり、最後のよりどころは地方自治体になるそうで、そこで住民がもっと自治体経営に参加しやすくなるようなシステムづくりが必要だとのことでした。

議会のあり方としては、議会の権能の強化や議会の構成は住民の構成と一緒に望ましいとのことでした。

次に、河村たかし名古屋市長の講演ですが、テーマは「「長と地方議会、名古屋市議会にみる激突と調整、私はこう取り組んだ」「名古屋のどえりゃー挑戦」「市民税10%減税条例」や「地域委員会」をめぐって」ですが、河村市長の主張としては、減税しないなら首長も議会も要らない、税金を払うほうは苦しんで、使う方はぜいたくしている、地方税法の廃止、日本の政治はうそ、事業仕分けするなら減税しなさい、30年も行政改革をやっている日本はおかしい、税金の無駄遣いをなくそう、二元代表制はうそ、議会のほうが強い、首長は公約を破ってはいけない、マニフェストは絶対守れ、議会は討論を活発に、減税しなければ行政改革はできない等と主張されました。

個人市民税と法人市民税を現行税制度のもとで一律10%の減税を。個人市民税は平成22年度分から、法人市民税は平成22年4月1日以後に終了する事業年度分から実施されました。

また、地域委員会については、地域のことは地域で決める。住民が市政運営に参加するという理念のもと、投票によって選ばれた委員が地域課題の解決策を議論して市の予算の使いどこ

ろを決める。地域委員会のモデル実施を市内8区、8小学校区で始めたそうです。

次に、飯尾潤政策研究大学院大学教授の講演ですが、テーマは「政権交代は、国、地方関係を含む国家構造の転換につながるか」でした。

主な主張は、政権交代ですぐには地方分権にはならない、有権者の意見を政治に生かすなら、地方は自治を奪い取れ、住民に後押ししてもらい、議会がバックアップし、役所が弱っている今が最大のチャンスである、地方政治はきれいな政治になれ過ぎだ、政治はもめる、決まったならまとまる、政治家は対立しなさい、根回しはしない、議員同士で活発に議論しなさいとのことでした。

2日目は、午前中パネルディスカッションがあり、パネラーが、枝野幸男当時行政刷新大臣、河野太郎衆議院議員、福嶋浩彦中央大学教授、青山彰久読売新聞社編集委員の4名で行われました。

主な意見として、事業仕分けは半分はパフォーマンスでしたって、これは枝野氏本人がおっしゃっていました。今までは予算のぶんどりだったが、これからは予算の無駄を批判する議員が評価される、予算づけのプロセスを大事にしなさい、予算が足りないときは優先順位の低いほうから削る、予算の組み替えができる議会にしなさい、それには動議を出しなさいと、予算の編成は最初からオープンに、各課による予算のヒアリングをオープンにすることも事業仕分けの一環である、地方自治体が事業仕分けをする場合は、外部の目を入れて、住民の声を求めなさい、外部の仕分人は結論を出さず論議だけで、結論は住民代表、つまり議会に任せる、地方自治体はやはりものに弱い、町独自のやり方を探り、新しい公共サービスをつくり、現状に合わない公共サービスをなくす、何より住民参加と情報公開が事業仕分けだ、行政評価をしなさい。

滋賀県の草津市では、市民2,000人に手紙を出し、60人を選んで事業仕分けをしたそうです。

午後からはパネルディスカッションと事例発表が行われました。

まずはパネルディスカッションですが、パネラーが服部万里子立教大学教授、小宮英美NHKチーフプロデューサー、沖藤典子ノンフィクション作家と、司会が坂田期雄さん、西九州大学教授で、テーマが「「最高速で進む超高齢化社会」かつての家族、地域、企業による支えあいの日本型福祉は次第に弱く、あなたは、老後、どこで、誰に介護して貰えるか、安住の終のすみ家は。迫る「介護・医療・年金・貧困」問題、特に深刻な低所得高齢者。介護保険制度実施10年、その理想と現実、超高齢社会の大波を乗り越えるために」でした。

主な意見として、在宅介護には介護保険はそぐわない、デイサービス、ショートステイ、訪問介護の制限をなくし、サービスの向上を求める、ケアマネジメントの強化、認定の見直しをする、認定は多様な職種の人で認定を行う、一律機械的判断をしない、介護労働者の待遇と賃金アップ、消費税を引き上げて介護福祉に回せ、約80万人の認定者が経済的問題で介護を受けていない、認定者が幸せになるような介護保険であってほしい、病院内では介護保険は使えな

い、病院内でも介護保険を使えるようにという意見が出ました。

最後に、事例発表で、テーマは「沈没寸前のシャッター通り、ゴーストタウン通りをよみがえらせた。売り上げは実に3倍に、全国の都市、各地の商店街から連日、視察相次ぐ」というテーマで、香川県高松市丸亀商店街の古川康造理事長が発表されました。

高松市は、人口約42万人、商圏人口約55万人を有し、香川県の県都です。瀬戸大橋完成までは、大型店の立地も少なく、長い間無風状態だったが、昭和63年の児島坂出ルートの開通により郊外大型店立地が加速し、また都市拡大政策により市街地の空洞化が始まり、シャッター通りになったそうです。

昭和63年の丸亀町生誕400年祭において、500年祭を目指し、100年もつまちづくりが提唱され、これを契機に、青年会を中心に再開発の検討が始まり、資本金は1億円で、市が5%負担、面積は約4ヘクタールで、AからGの7地区に区分。

最大の問題は土地問題。そこで、とった手法は、土地の所有権と使用権の分離であり、A地区では、地権者の出資でつくったまちづくり会社がすべての商店の地権者を定期借地権契約（約50年）を結んで、その使用権を取得し、同社が建物を整備、所有し、同社はテナントの家賃収入から銀行への返済、建物の管理費用などを差し引いた金額を地代として地権者に支払う。これをオーナー変動地家賃制というそうですが。すべてを行政に任せてしまうのではなく、自分たちの町を自分たちで、自らリスクを背負い、自治権を持って運営していこうという新しい自治組織の形成であるということでした。こういうことができたのも、400年間のコミュニティが現存していたからだそうです。

以上、研修内容の報告を終わります。

感想としましては、地方分権が進めば、各自治体の力量が問われ、公共サービス等で格差が生じると思われます。本町においても、他市町村に負けないよう、一層の努力が必要だと感じました。

再度、この研修に参加の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。この研修を菊陽町の発展のため大いに生かそうと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 研修報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日は休会となっております。

あさってから一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時44分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成22年6月10日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成22年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成22年6月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 4番 | 甲斐榮治君 | 5番 | 芝和長君 |
|----|-------|----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                   |       |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長           | 後藤三雄君 | 教育委員長             | 三島誠一君 |
| 教 育 長         | 赤峰洋次君 | 教育次長              | 水上孝親君 |
| 総務部長          | 大川育男君 | 福祉生活部長            | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長        | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 吉岡典次君 |
| 総務課長          | 阪本修一君 | 総合政策課長            | 松本東亞君 |
| 財政課長          | 實取初雄君 | 税務課長              | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長              | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長       | 宮本義雄君 | 環境生活課長            | 吉野邦宏君 |
| 町民課長          | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 |
| 農政課長          | 荒木一雄君 | 建設課長              | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長        | 坂本恭一君 | 下水道課長             | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長        | 平野誠也君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 図書館長          | 堀行徳君  | 学務課長              | 松本洋昭君 |
| 生涯学習課長        | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長         | 志垣敏夫君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告いたします。

1番佐藤竜巳君、2番小林久美子君、3番石原武義君、4番吉本堅君、5番大塚昇君、6番福島知雄君、7番坂本秀則君、8番甲斐榮治君、9番芝和長君の順となっております。

なお、今回は2日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いいたします。

質問される方に、念のため申し上げます。

通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○7番（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。

平成22年度の第2回定例会一般質問にただいま吉村議長より許可をいただきましたので、町民を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、さきの4月29日に我が菊陽町の許可をいただきまして、「さんふれあ」の横のスポーツ広場で鼻ぐりカップの開催に当たり、町長を初め教育委員会、並びに商工会やその他の各種企業、いろいろな方のご支援に基づいて約二千数名の方の参加で盛大に終わったことをこの場をおかりして厚く御礼を申し上げますとともに、我が町のエンジンを利用したボランティア活動で翔陽高校からエンジンジュースやお菓子類を無料で配布したところ、かなりの評価をいただきましたので、皆さんにご報告したいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問は、今宮崎で猛威をふるっている口蹄疫についてと、2番目が菊陽中学校の耐震工事についてと、3番目が第5期の基本構想について質問させていただきます。

あとは質問席から質問しますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） それでは、①の口蹄疫について質問させていただきます。

先ほど言いましたように、今日も報道でありました川南町から約60キロ離れた都城市まで移ったということですが、それについて我が町も対応していただきたいと思っておりますので、①の町



の畜産農家の現状についてお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） おはようございます。

町の畜産農家の現状はということです。

口蹄疫は偶蹄類のみが感染する口蹄ウイルスによる感染症であるため、偶蹄類以外の動物については感染いたしません。本町の畜産業としましては、酪農、肉用牛繁殖、肥育、養豚といった畜種があります。乳牛約800頭、肉牛約2,500頭、豚約6,100頭が飼養されております。各農家は専門農家等の団体に所属しております。本町におきましては、畜産農協、熊本市酪等の組合員がほとんどで、合わせて70戸となっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） では、②の畜産農家の独自の予防状況はについてお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） それでは、畜産農家の独自の予防の状況はということです。

口蹄疫の発生を受けて、畜産農家が所属する組合が早急な対応を講じております。独自に消毒薬の購入といった防疫対策も行っております。また、各組合員等の上部団体においても、同様の防疫対策を行っているところであります。家畜伝染病予防法におきまして、畜産農家は家畜の伝染性疾病の予防のために必要な消毒、その他の措置を適切に実施するように努めなければならない、行政としても家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を助長するため、必要な助言及び指導を行うことが求められております。伝染病予防は地域全体で行わなければならないものであります。本町畜産農家においても自衛防疫をよく理解され、各戸においても消石灰、踏込槽による消毒対策に取り組んでおられます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ただいま消毒の消石灰ですか、これは町が全農家に配布しておるわけですか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 消石灰については、無料配布をしております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ③に入ります。

町長は口蹄疫に対してどのように認識しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

宮崎県において疑似患畜が確認されてから、もうはや1カ月以上が経過しておりますけども、現在におきましても連日のように発生しており、今朝の新聞によりますと、今佐藤議員が

言われましたように、都城市で口蹄疫疑い牛が発生したということでありまして、これが真性であった場合には、鹿児島県のほうにもいろいろ影響が出るようなことが書いてあったところでありまして、大変この件に関しましては、この口蹄疫の問題に対しましては、毎日心を碎かれるような思いで見ているところであります。

このような状況の中でありまして、非常に気になっておったところでありますけれども、5月13日、14日ごろだったかと思えます。農業委員会のほうが耕作放棄地のパトロールに回られるということで、そのときちょうど大塚議員とお会いしましたので、口頭でいろいろ非常にこの畜産農家が打撃を受けてるというような話は聞いておったところでありますけれども、その後5月19日に熊本市酪農業協同組合、熊本県畜産農業協同組合、菊陽町畜産分区の代表者の方々が来庁されまして、この要望書を出されたところであります。お聞きしますと、非常にこの厳しいような状況の中で、こういったものが一たん本町に入ってきた場合のことを考えると、もう非常に壊滅的な打撃を受けるというのはもちろんでありますけれども、その時点でも非常にこの市場等が閉鎖されとるってということで影響を受けとるような話を聞いたところであります。そういう要望も受けまして、同日、町のほうで対策本部を設置しまして、今後の状況変化にも適宜適応することができるよう組織化を行いまして、その防疫体制の強化を図っているところであります。

また、家畜伝染病予防法に基づく移動制限、搬出制限区域に熊本県も含まれておりましたけれども、6月4日の零時をもって宮崎県えびの市周辺の制限解除がなされましたが、県内の家畜市場の閉鎖が延期されているという状況で、話によると7月は再開されるような話も聞いているところでありますけれども、いわゆる畜産農家の経済的な不安ははかり知れないものがあると受けとめているところであります。

この口蹄疫につきまして、初期防疫に早急に、かつ十分な対策をとらないと、熊本県内にこの口蹄疫が発生した場合、畜産農家はいわゆるもう壊滅的な打撃を受け、その影響というのはもう相当の被害といたしますか、いろんな経済面でも影響を受けるのではないかと懸念しているところであります。ウイルスの感染源、侵入経路、根本的な治療法等を早急に解明、開発していただくことを国や県に願うとともに、宮崎県においての口蹄疫が一日も早く終結することを心から願っているような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） それでは、4番目に移ります。

町は現在畜産農家にどのような支援を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

県内での発生が確認されていない現在としましては、徹底した防疫、消毒対策を講じることが有効であると思われまます。県からも消毒を徹底するよう指導があります。厳しい畜産状況の中、さらなるコストを強いられることとなりますが、本町での口蹄疫蔓延は絶対阻止しなければ

ばならないものであります。迅速かつ的確に行うことができる防疫対策を検討しました結果、町内に畜舎を有する畜産農家に対しまして、消毒用として消石灰の無料配布を行っております。また、消毒薬の踏込槽等によるさらなる予防的消毒を講じている畜産農家に対しても、薬剤購入に係る経費を助成するために予備費を充用し、防疫対策に係る農家負担の軽減を図る措置を講じております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） その中で、今畜産農家が町に要望された件はありますか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 今申し上げましたけど、消毒薬とかの補助であります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） いや、私が言っているのは、今畜産農家に発生したときは県や国の対応は報道してますけど、その前に例えば今畜産農家が肥育は出されるけども、子牛は購入できないとか、酪農の方で子牛が市場に出されないとか、いろいろな飼料代とか、いろんな問題があるとか思います。その辺の要望があったのかをお尋ねしたんです。ありましたか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） それにつきましては経済的支援になりますので、状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） それも関連して、5番目に入りますけども、畜産農家に対して町は今後どのような支援策を考えてるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 口蹄疫のいわゆる蔓延を防ぐためには、その時期時期に応じた的確な対応が望まれると思います。関係団体等との連携を密にして、その蔓延防止に全力を傾注しなければならないと考えているところでありますが、先月設置しましたこの対策本部を中心にして、円滑な、そして適正な情報収集等を行い、関係機関との連携をとりながら、第1次的には完璧なこのいわゆる防疫体制のほうを整えることが最も重要だと判断しているところであります。家畜市場が閉鎖されている状況が長く続きますと、畜産農家の、今議員が言われたように農家の収入源が絶たれることになりまして、一方ではその飼料代がかさんでいくということで、農家経営に非常に大きいな影響を与えることは認識しているところであります。

このため、町といたしましては熊本県家畜疫病緊急対策資金の融資に伴う利子補給の予算措置を本議会にお願いしているところであります。また、昨日の6月9日の熊日新聞によりますと、熊本県におかれましては飼料代助成金を含め、畜産農家の負担を軽減するために予算措置

を準備しているということを蒲島知事が一般質問に答弁されておると記事が載っておりましたが、今後国や県の口蹄疫対策の内容を精査するとともに、本町の畜産農家の状況も十分把握した上で、町としてのこういった面の支援策につきましては検討してまいりたいというふうを考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） その点は町長、よろしく願いしときます。

本当に発生したときの対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まず、菊陽町に発生したという仮定で申し上げます。発生しましたら、一応県の対策本部は菊池振興局にできます。それから、そこが一括指揮を行い、菊陽町のまず発生した畜産農家に対して殺処分等が行われると思います。これについては町の職員としては補助員になります。それから、10キロ圏内という規制が出てくると思います。そうなる、消毒ポイントがまた必要になってきます。それにつきましては、2市2町におきまして、2市2町の12団体でつくっております家畜伝染病発生時の相互協力に関する覚書というのを昨年つくっておりますので、そちらから消毒ポイントが必ず発生しますので、その人員確保、そういうところを実施していく予定であります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） この問題は国全体の考えだと思いますので、ぜひそういった対策をよろしく願いして、2番目の菊陽中学校の耐震工事についてお尋ねします。

中部小学校の基本設計が6月2日ごろ入札があったと思いますけども、5月24日に検討委員会が立ち上げられてスムーズに進むと思いますけども、この間全協でもお話があったように菊陽中の耐震事業と一部建てかえという点から、耐震工事はいつごろの予定になるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 耐震工事はいつごろになる予定なのかという質問にお答えします。

まず、現状からご説明したいと思います。菊陽中学校の大規模改造事業、これは耐震補強を含みます、の状況から説明いたします。耐震診断の結果から、北側の管理特別教室棟1,999平米、中央部でございますが、普通教室棟1,805平米と、この2棟を連絡している渡り廊下兼生徒の昇降口棟、これが218平米でございます、の3棟で耐震強度が不足しております。また、この建物につきましては建築年度としまして昭和44年度、それから昭和45年度と、菊陽町の学校では一番古い建物であります。

今、設計の状況でございますが、平成21年度でこの3棟をどのような補強工事やバリアフリー化に伴う改築が必要であるのか、3棟の基本設計と北側の管理特別教室棟の大規模改造事業ですね、この耐震補強及びリフォームと廊下増築の実施設計を実施しました。それから、平成

22年度で中央部の普通教室棟と渡り廊下兼生徒の昇降口棟につきましては、バリアフリー化などから改築の実施設計を発注したところです。今現在発注しております実施設計が平成22年5月18日から23年2月28日までとしております。そういうことから、ご質問の工事の時期ですが、全体設計が本年度中に完了することから、事業費が積み上がっておりません。現在の工事想定としましては、約15億円程度になるのではないかと考えております。

このようなことから、中部小学校の改築事業を今現在準備しておりますが、と菊陽中学校耐震事業を同時に行うことは、町財政を考慮しなければなりません。町財政を考慮しますと、中部小学校が平成25年度の1学期に完了を目指しておりますので、その後に着手することになると想定しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 財政のことを言われると、何も言われませんが、町長、ちょっとお尋ねしますが、例えば仮設校舎が続けて中学校も、中部小から中学校に移れば生徒はずっと仮設に入るだろうと想定されますけども、それを打開できるか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今のご質問でありますけども、言われましたようにいわゆる仮設校舎っていいですか、中部小学校のときも仮設校舎に入った子どもがまた中学校に入った時点でそういうふうな事態になりはしないかということだと思いますけども、この建設につきましては財政的な問題と、それといわゆる体制的な問題もそういうこともありますし、この件につきましてその辺どうできるかっていうのは非常に課題ではありますけども、教育委員会のほうとも話はいろいろしておりますけども、その辺についていろんな解決策、ただ最近の仮設校舎っていうのは非常に昔の仮設校舎と違って、仮設校舎自体が非常にこの冷暖房つきということで、昔あったようなプレハブっていいですか、そういうものではないということは聞いておるところであります。そういったことがありますけども、いろんな面につきましてはまた今後詰めさせていただきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 財政の問題を言われると、私たち議会も何も言えませんが、子どもたち、今町長がおっしゃったように、仮設というのは今クーラーも入るし、冷暖房もびしゃっと完備されるということですけども、なるべく子どもにそんな害を与えないように、ぜひ町長、よろしく願いをしたいと思います。

次に移ります。

この間全員協議会で、中学校のグラウンドの横に仮設校舎を建てる予定ですよという説明がありました。場所はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 仮設校舎の場所はどのように考えているかということにお答えいたし

ます。

仮設校舎の場所につきましては、町民グラウンドや菊陽中学校の敷地内で検討を重ねてまいりました。その結果、工事期間中の生徒や先生方の動線を見まして、職員室から教室、教室から給食室、特別教室から教室などの学校運営を考慮し、今現在の校舎西側に部室がございますが、部室と野球場のレフトラインがございます。この間で南北に約80メートル、それから幅9メートル程度の建物の階層としましては2階建ての仮設校舎を配置することが好ましい結果となっております。そういう中で、工事期間中でございますけれども、グラウンドの運用では野球場またはソフトボール場をですね、こちらのほうの仮設のバックネットをおよそ10メートル程度、影響が出ますので、西側へ移動して設置することで運用が可能であるということで、中学校のほうとも打ち合わせを済ませておるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） この間中学校の体育祭に参りましたけれども、眺めてみるとあのトイレと部室ですか。あそこをつぶして少し東側にといいお考えはできないものですか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今、ご質問のありました部室、トイレ関係でございますが、このあたりにつきましても今現在の実施計画の中でどのような形で、正直言いまして古うございます、トイレ、それから部室ですね。このあたりも視野に入れながら、設計の中で位置的なものを最終的には決定していきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 工事期間に入りますと、仮設の道路も必要と思っておりますけれども、進入路ですね、仮設の進入路。解体、いろいろと工事車両がかなり来ると思っておりますけれども、どのようなお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 工事時の進入路でございますけれども、当然今現状としましては菊陽中学校の正門の入り口、これが1カ所が利用できる状況であります。それから、中学校敷地の西南でございますけれども、こちらのほうは大型車関係がなかなか厳しいのかなあと。体育館の横をかって抜けてくるという通路でございますけれども、この辺の入り口はございます。この辺の改良も含めまして、またグラウンドの校舎側でございますが、バックネットの裏付近、そのあたりを一時期でございますが、工事期間中の乗り入れ、工事車両の乗り入れと子どもたちの動線が重ならないような形で、その辺の配置もこの設計の中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） そういった考慮をよろしくお願ひしときます。

次に、3番目の第5期基本構想について質問させていただきます。

菊陽広報の6月号にアンケート調査がありましたけども、住民のアンケート調査の結果をどのように受けとめられているか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町民意識調査をどのように受けとめとるかというご質問でありますけども、この調査は満18歳以上の男女4,500人を住民基本台帳から無作為に抽出いたしまして、調査票の配布、回収とも郵送によって平成22年1月29日から2月10日まで実施したところであります。2,065人の回答が得られました。回答率は45.9%の回収率であったところであります。調査項目といたしまして、1番目に生活環境について、2番目に菊陽町のまちづくりについて、3番目に自然や産業、交通、学習活動について、4番目にまちづくりの参加について、5番目に菊陽町の将来についての5項目、合計25の設問についてアンケート調査を実施したところであります。

6月号の広報において概要をお知らせしましたところでありますけども、定住意識について菊陽町に住みたいと、約80%の方が回答をされております。その理由といたしまして、長年住みなれているから、日常の買い物など生活に便利だからなどが出ております。また逆に、移りたいと回答された方は約7%ありました。居住の環境評価について評価の高い項目が、1番目が日当たり、風通し、2番目が下水道の整備状況、3番目に周辺の緑、4番目にかげ崩れなど自然災害からの安全、5番目に買い物の便利さ。これに対しまして、評価が低い項目といたしましては、1番目にペットの飼育マナー、2番目に高齢者、障がい者の福祉施設、3番目に街灯、防犯灯の設置状況、4番目に子どもの通園、通学時の安全、5番目に子どもの遊び場等が挙げられているようであります。これらのものを踏まえまして、行政の満足度につきましては、満足しているが7.7%、どちらかといえば満足しているというのが64%で、満足を示す回答が平成17年の調査よりも増加しまして、7割超えております。どちらかといえば不満であるというのが、一方では20.7%あったところであります。

このようなことから、今回の町民意識調査の回答率も45.9%というのと、こういう意識調査では高いほうということでもありますので、回答いただきました結果については十分内容を分析し、町民の皆様の声として大切に受けとめてまいりたい。また、実施作業としましては、平成32年を計画目標年度とする総合計画の基本構想、基本計画の策定に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） では、②に移ります。

町長の計画の策定の考えを問うと書いてありますけども、このアンケート調査によって第5期の基本構想を町長、どのようにやっていくのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 第4期の基本構想の総合計画の骨子でありますけれども、第4期の基本構想が、計画期間が平成13年度から22年度ということでありましたので、その間の評価を行いました。また、まだ達成できていない事業につきましては、次期基本構想の計画策定の作業の中で検討をいたします。また、第5期基本構想は平成23年度から32年度までの10年間としまして、将来の人口指標でありますけれども、およそ4万1,000人、そして1万9,000世帯ということ想定しているところであります。また、国や県の政策の動向を踏まえるとともに、第4期基本構想の継続性、整合性を図るため、いろんな想定することが出てくるかと思っておりますけれども、そういうものを大事にしながら、時代に対応した新しい菊陽町の姿の構想を出していきたいというふうに考えております。

構想の策定作業に当たっては、審議会の委員というのを設置する必要がありますけれども、そういった中に町民の皆さんの参加を求めたり、意識調査の結果、また意見要望を取り入れたり、住民説明会等を実施することによって集約を図っていききたいというふうに思います。そして、いろいろハード事業っていいですか、これまでもいろんな建物等の請願を受けたもの等ありました。そういうものについても、こういった計画の中にきちんとおさめていききたいと思うところであります。

将来のビジョン、まちづくりの方向でありますけれども、住環境、それから教育、健康、福祉、いわゆる災害等のない、交通事故や犯罪等の災害のないような安全で安心なまちづくりを基本といたしまして、子どもには未来を、そして若者に夢のある、そして働く人には生きがいのある、そして高齢者の方々には安らぎのあるその安全で安心、住みよいまちづくりを視野に入れながら、都市と農村の調和を図り、そして産業の振興にも力を入れ、歴史や文化を大切に生涯学習のできるようなまちづくりといいですか、そういうものを目指していきたいというふうに思っておりますが、この中には今住民との協働のまちづくりというのを進めておまして、住民参加型で取りまとめたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長もいろんなシミュレーションを持つとと思っておりますけれども、町長選もあることですから余り言われませんが、まず南の今の状況と中部と新興のほうと分けてみますと、やっぱりいつも議員さんが言われる南地区のほうに何か開発はできないのか、それと中部地区の久保田台地辺に何か開発できないのか、いろんな住民からの意見があつてます。先ほど町長もおっしゃったように、総合体育館や総合グラウンド、いろんな要望があると思しますので、その辺を皆さん聞きたいと思っておりますから、答えられる範囲内でいいですから、町長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 日ごろよく課題になっております、いわゆる都市部と農村部のいろいろ地域間格差の問題とかありますけれども、都市部は都市部、農村部は農村部らしさが大事かと思っておりますけれども、一方では今言われますようないろいろ施設等の配置につきましても、そういった



調和のとれた、特定のところに偏りのないようなことが必要でありますし、いろんなこの法の制度上の問題もありますけども、これからの10年間の構想を立てていくわけでありまして、その中で何をすべきかというのは、日ごろいろいろ議会あたりでも一般質問等でも出していただいておりますし、地域へ行けば地域の思いあたりをいろいろ聞いておりますけども、そういったものについてもまた議会の皆さん方の意見も聞きながら、きちんと今後10年間の間でどういうことをすべきかということについては十分盛り込まれるような、いろいろ制限等あるかと思っておりますけども、そういった中でも次の10年間を目指した構想を立てていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ちょっと町長もしゃべりにくかったと思いますけども、やはり夢のある菊陽町で、人が菊陽町に住みたいと、そして菊陽町にずっと移住したいというまちづくりをやっていただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

私の一般質問を終わりますけども、私ども住民としても町のためにいろんなボランティアをやっています。そして、町のためにいろんなそういった事業、並びにいろんなイベントをどんどん持ってきて、町の活性化をやりたいと思いますので、どうぞ議会の皆さんの理解と町の支援をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○12番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

経済と暮らしの立て直しは待ったなしです。この10年間、構造改革、国際競争力の名のもとに一部の大企業を巨額の減税などで応援し、家計を痛めつける政治が続いてきました。その結果、日本は主要7カ国の中でGDP国内総生産が伸びていない、経済成長がとまった国になってしまいました。一方、正社員の派遣などへの置きかえ、リストラと賃下げ、中小企業たたきなどで大企業の内部留保は142兆円から229兆円に急膨張しています。これを転換するには、大企業に過剰にたまっている内部留保を社会に還元させることが不可欠です。

今日は質問の通告ですけれども、第1に法人税について、10年間の法人税の推移について。2つ目は、法人税の今後の見通しをどのようにとらえておられるのか。3つ目は、町の財政は

企業誘致で潤ったと言えるのか。2つ目に、国民健康保険について。その一つに、県の滞納者対策に関する調査では、国保世帯の27.8%が滞納世帯となっているが、町の実態はどうか。これは菊陽町の方ですけれども。2つ目に、国保加入者の中で200万円以下の所得の人は何名いるのか。3つ目に、国保税の減免制度についてということで質問をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、引き続き質問に移らせていただきます。

私は本日の質問、まず法人税について質問をしますので、明確な答弁をお願いいたします。

もちろん企業の誘致は税収がふえ、財政は豊かになると私たちだれもが思っています。菊陽町の場合、この間の企業の進出企業協定を結んだ企業は何社で、何年度にどういう企業だったのかをまずお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） じゃあ、お答えします。

一応、現在協定を結んでいるのは13社ございます。古くは昭和の時代からでございます。以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、平成12年から何社で、企業名と進出の協定日を教えてください。教えてください。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 協定日まではちょっと資料をここに持ってきておりませんので答えできませんけれども、ソニーさん、富士フイルムさん、それともう一カ所がマイクロ電子サービスさん、この3社になります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、税務課のほうはわかると思いますので、税務課からも進出企業についてはきちんといついつどこで協定を結んだのか、お答えいただきたいと思います。

私は別に企業の誘致はだめという立場で今日質問をするわけではありませんで、菊陽町の場合、進出企業があつて、実際町にどのようにこの間貢献をされてきたのかっていうのを、いつもお話を聞きしますとなかなか明らかにならないものですから、ぜひそこをお聞きしたいというふうに思います。

菊陽町の場合は、菊陽町用地取得奨励金交付要綱で企業誘致に関する補助金が平成12年度にソニーに5億円、平成17年度に富士フイルムに5億円補助金が交付されました。また、この間企業誘致に伴って道路の整備、下水道などの社会資本の整備が行われました。1市2町の法人二税の決算を見ますと、1市2町というのは大津町、菊陽町、合志市の件ですけれども、私が手に入れた資料を見ますと、例えば2000年と2008年を比べた場合、大津町は2000年、

2008年と比べて法人税が9億4,400万円が2000年、2008年には10億3,100万円で、1.52倍伸びています。ちなみに、合志市は2億6,600万円が2000年、2008年には11億3,200万円で、4.26倍伸びています。この菊陽町の場合は、もう皆さんもご案内だと思いますけれども、例えば2000年と2008年を比べますと、2000年の菊陽町の法人税は、これは法人二税ですね、が4億1,800万円で、2008年が4億円になっています。これは0.96倍ということで、結局下がっているわけです。そういうふうに見てみますと、一体どうしてこういうふうな状況なのかなというふうに思います。町はこのような状況を、町としては今ソニー、富士フイルム、マイクロ電子サービス、これは進出の企業誘致で協定を結んでいる企業で、法人税はそのほかの企業もちろん入りますけれども、このように1市2町の法人二税を比べた場合に大きく差があるわけなんですけれども、どういう要因があつて、こういうふうになっていると今把握をされているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 事前通告のありました、まず10年間の法人税の推移についてお答えしたいと思います。

（12番小林久美子君「まず、企業からお願いします、進出企業から」の声あり）

そちらについては、手元に資料がありませんので、後で確認した上お答えをしたいと思います。

（12番小林久美子君「でも、法人税の基礎的なことなので、それはちょっと持って来ていただけませんか」の声あり）

はい、じゃあ基礎的なところをですね。法人町民税というのは、均等割額と法人税額の……

（12番小林久美子君「いやいや、課長さん、基礎的な進出企業の主なところを知りたいので、その基礎的な菊陽町の進出企業は大きなことですから、手元にいつい協定を結んだっていうのはある資料ですから、ちょっととってきていただけないでしょうか」の声あり）

すみません、それはちょっと今手元に置いておりませんので、後でそれにつきましてははですね……。

（12番小林久美子君「係長さんからでも持ってきていただけないですか。休憩していただいてもいいですけど」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今、議員がお尋ねになったのは協定を結んでいる法人等ということでございましょうか。

（12番小林久美子君「先ほどそういうふうに聞いたけど、わからなかったでしょ、商工振興課では。だから、税務課のほうで持ってきて

てくださいって」の声あり)

だから、一応13社、協定を結んだのは13社ございます。ただ、協定以外のそういう企業、事業所もございますので……。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私は、今日法人税の話をしたかったので、県が企業誘致を進めてきた中で、特に進出協定を結んだ、私はソニーと富士フイルムと、あと一、二社あるのではないかと、いうふうに思いますけれども、そこをきちんと明確にした上で議論を進めたいので、その資料は最低必要だと思いますので、休憩をとって持ってきていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 小林議員、あの……

(12番小林久美子君「それは最低のことでしょう、法人税の話をするのに」の声あり)

じゃあ、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） ただいまより再開いたします。

商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 協定を結んでいる企業等についてご報告を申し上げます。

一番古いのでは阿蘇製薬さんですね。それと、林兼デリカ、ユーユーフーズ、三幸九州TEC、雪印種苗、東京エレクトロン、これは現在もう今は操業していません所です。それと、ファナック、富士フイルム、名古屋精密金型、ソニー、インターテック、ニチアス、マイクロ電子。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） この通告の1番目はもう3回目の質問になりますから、余り多くは聞けないんですけども。今挙げられた13社のうちに、県の進出企業誘致に関する補助金を交付されたのが主なところがやっぱり一番大きいと思いますので、その年度と額をもう一度言っておきます。企業誘致に関する補助金交付一覧の中で、平成12年度が5億円ですね。これはソニーですね。平成13年1月18日に交付が決定しています。それから、平成17年度の5億円、これは平成17年9月30日です。このとき町の用地取得等奨励金交付要綱というのがありまして、これは12年9月6日に始まって、これは18年4月1日に廃止をされた分です。計10億円を企業誘致に町としては出したということです。ちなみに、県は直接は関係ないんですけども、平成12年から14、17、7、17、22、40、35、18、17、平成21年度は17ということで、かなり金額も毎年企業立地の促進の補助金も出しています。平成21年度には28億3,502万5,000円という、平

成13年度は174億円、平成19年度も331億円、平成20年度も198億円ということで、県と町といろいろ力を合わせてこういう企業が実際県下には進出をしてきたわけです。

それで、私がやはり一番知りたいのは、これだけ大きな企業が来て、今財政が厳しいというのはずっと言われますが、実際菊陽町の法人税は私が今話をしましたように、1市2町、大津町と合志市と比べても、ほとんど横ばいでどうしてだろうかと。やはり、大企業には大きな期待をするわけで、この辺を町としてどういうふうにとらえられているのかということが一つです。

それから、もう一つお聞きしたいのは、不均一課税がありますけれども、私の手元にあるのは平成13年度から20年度までの資料を持っていますが、これは税務課のほうはもちろん専門ですし、正確だと思いますので、実際何年度から何年度までどれだけ不均一課税で企業にまけてあげたのかとか、まけますよね、結局。という金額がどれだけだったのかとかいうのをきちんと説明をしていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 町民税の税額あたりの推移についてまずご説明したいと思います。

先ほど小林議員が言われましたように、平成12年度につきましては法人町民税は4億1,814万3,000円です。13年度も4億4,400万円程度ありますが、平成14年度は1億6,900万円程度という形で大きく下がっております。これは先ほどありました東京エレクトロンさんの景気が大きく作用しております。といいますのは、法人町民税というのが均等割額と法人税額の2つを加えたものになります。そのうち法人税額につきましては、その課税標準額が国税である法人税額になるため、景気低迷による企業業績の悪化によって法人税額が急減すれば、その影響が法人町民税に如実にあらわれるものです。その端的なものが、先ほど言いました平成13年、14年、そういった形で急激に法人町民税が落ちてきたということになります。

それから、2つ目の固定資産税に係るその不均一課税についてであります。こちらにつきましては誘致企業2社について、数値にしましては平成14年度から21年度までの8年間の不均一課税後の税額の総額は75億7,632万8,000円で、一方その8年間の不均一課税に係る減税額は20億1,842万6,000円になっています。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） もう1番目は3回で終わりましたので、2番目の法人税の今後の見通しはっていうところに行きますが、今私が隣の天津や合志市と比べて質問をしましたけれども、町長としてはこのようなその町のやはり持っている、進出している企業によって大きく差があるわけなんですけれども、やっぱり財政を今後いろんな計画をつくっていく中で、法人税の今後の見通しをどのようにとらえて、今後長期の計画を立てていかれるのかってことが1つと、それからどうしてこのように大きく差があるのかってというのは、私以上にしっかりと認識されて、どういう生産現場だったり、製造だったり、そういうのが違いがあるとか、その

辺もよくご存じだと思いますので、どうしてこういうふうな違いが実際あらわれているのかっていうことを、町長のほうから今思っていच्छるところでお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、大津町、それから合志市あたりと比べると、いわゆる法人税の税割の分が非常に低いんじゃないと言われることでありますけども、この件につきましては、本町の場合、ソニーさんにされても、富士フイルムさんにされても、進出されて間もないということで、もういわゆる初期投資を1,000億円以上されたというところでありまして、そうしますといわゆる法人税といえますか、その投資分があるもんですから、税割で納めるところまでなかなかその収益が出ないというのが現状ではないかと思えます。それと、景気の一昨年来のそのアメリカ発の不況の分で、相当この企業のほうも打撃を受けたところでありまして、大津町あたりもそういった面では21年度あたりは詳細には聞いておりませんが、交付税の不交付団体から交付団体に入られたということで、いわゆる法人税の税収あたりはかなり落ちとるんじゃないかと思えます。

そういうことで、本町の場合は、この一番その法人税の税割が出てこないというのは、初期の投資、いわゆる大きな工場に大規模な投資をされとる関係で、税割が出てこないということでもあります。ただ反面、今税務課長が申し上げましたように、いわゆる固定資産税の分につきましてはその投資してある分がありますので、特にこの償却資産等が大きいということでもありますので、税収としては8年間で実際課税後、納付してもらったものが75億6,000万円程度ですね。それから、一方不均一課税で軽減したものが20億円ということでもありますので、75億7,000万円というのがきちんと入っているような状況であります。

それと、今後の見通しということでもありますけども、これにつきましては国税であります法人税額になる企業の業績に左右されますので、見通しについては非常に厳しいところがあります。一方、均等割につきましてはこれは企業の業績に左右されることなく、資本金額と従業員数に応じて一定額を申告納付されるものであります。

そのようなことから、今後日本経済が緩やかな景気回復局面に向かうという前提があるならば、今後も大幅な増加はないにしても、安定的ないわゆる法人税の税割が出てくるようなところを期待しているところであります。ちなみに、平成22年度の当初予算については、法人町民税につきましては予算化したところで2億5,000万円程度見込んでいるところであります。また、固定資産税の今後の見通しにつきましては、誘致企業におきましても償却資産による設備投資等が計画的に行われるならば、新規の投資がなくても安定的な税収は見込めるものと思っておるところであります。ちなみに、平成22年度の当初予算において、固定資産税は32億6,357万9,000円を見込んでいるところであります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今、答弁にありました固定資産の見込みの32億円というのは、これは全体ですかね。法人だけでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 全体になります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 法人税、2番目の3回目ですけれども、それではこの全体の固定資産の32億円の中の法人の占める割合はどの程度でしょうか。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） そこまでちょっと資料を持ってきておりませんので、後で確認した上、答弁したいと思います。

（12番小林久美子君「すみません、今日はそれが質問なんですけど」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 今のご質問は法人にかかわる固定資産税ということですか。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長のほうから固定資産税を32億円今回は計上していますということでしたので、その中の大体法人にかかわる分はどの程度の割合ですかと。もちろん、その法人が投資をするしないとかで変わってくると思いますけど、どの程度今見込んでいますかという質問です。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 誘致企業、その2社に限定しますと、固定資産税につきましては11億円程度を見込んでいますところであります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、3番に移りますけれども、その今固定資産税が11億円見込んであるということですが、ということであれば10年間の法人税の推移の中で法人二税だけではなくて、固定資産税も一定の割合でどの程度影響したかというのとは出るのかどうかというのを一つお聞きしたいと思います。これは3番ですね。

それから、町の財政は企業誘致で潤ったと言えるのかということですが、もちろん固定資産税とか、今言われました不均一課税が入っても75億円ぐらいの固定資産税が入ったりとか、そういう税収の面ではあるんですけども、やっぱりその企業誘致、大きな大企業が来たわけで、一体菊陽町の働いてる人の雇用者の報酬っていうのは、どういうふうにかの間なってきたのかというのを見てみますと、これもいろいろ資料があるんですけども、1人当たりの家計所得、一番新しい分で277万1,000円で、これは県内23位です。ほとんどこの10年間ぐらい見ましても、家計所得が大きく伸びていません。また、雇用者報酬という指標がありますけれども、これも10年間見ても1.2倍という状況です。それで、もちろん製造業とか小売業が額としては、製造業も大きな額としては654億円……ちょっとこの数値がすみません、あれですけど、額としてはかなり伸びています。製造業や小売業が伸びてるんですけども、雇用者報酬全

体でいくと、平成12年度が546億2,500万円。それは19年度で見ますと、657億3,300万円ということで、余り大きく伸びてないんですね。そして、1人当たりの家計所得も平成12年度、菊陽町が276万9,000円が277万1,000円と県下で23位という状況です。町は人口もふえていますし、子どもの数もテレビで全国ニュースで全国でも5番目にふえてるということで、非常に注目されているわけなんですけれども、これだけ企業が来て、一体町民は本当に暮らしが上向いてるのかどうかを見ないと、やっぱりこれから次の総合計画をつくるにしても、ここが非常に大事じゃないかということで今回の質問を考えたわけなんですけれども、この点について町長としては今の雇用者報酬も1.2倍ぐらいしかふえてないんですけれども、今のやっぱり経済の厳しさがあらわれてると思いますが、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いわゆる企業誘致によって町の財政は潤ったか、そして町民の生活にもその辺が反映されとるかっていうような質問でありますけれども、町の総合計画の中にも示しておりますけれども、本町の自然や文化など都市としての住環境や生産機能がうまく調和した快適で活気のある暮らしやすいまちの実現を目指すための方策の一つとして、活力ある産業をはぐくんでいく必要があります。また、町民の皆さんの豊かで安定した暮らしの維持、確保をしていくためには、活発な経済や交流活動などによって都市のいわゆる生活創造都市と掲げておりますけれども、その都市としての活力を高めていくことが重要であるというふうに考えとるわけがあります。さらに、地域経済の浮揚を図るための、いわゆる即効性のある手段の一つが企業誘致であると考えてるところであります。そこで、企業誘致によって菊陽町の財政は潤ったかという質問でございますけれども、直接的な効果といたしましては、法人税、いわゆる税割の分ではまだ進出して間もないということで、まだまだその法人税、税割がどんどん出るような状況じゃありませんけれども、一方ではその固定資産税等につきましては、さらにはこの従業員の方が菊陽町のほうに住まわれれば、個人としての住民税も払っていただくというようなことでありまして、そういった面での増加、いわゆる雇用機会の確保、拡大があります。また、間接的な波及効果としましては、企業が進出することによってほかのいわゆる商業等の部門にもその地域経済の活性化につながっていくということでもありますので、財政的には企業誘致によって潤ったというふうに判断しております。具体的な内容につきましては、財政課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご質問がありました、町長からご指示いただきましたので、私のほうから今町長のほうから申し上げられました町税に対する影響、あるいは雇用関係、間接的な波及効果等につきまして、小林議員の質問があった部分もすべてお答えできるかどうかわかりませんが、可能な範囲で申し述べたいと思います。

まず、町税というのが税務課のほうから申し上げましたけれども、やはり全体的な数字を見ますと、20年度の決算と10年前の10年度の決算額を比較していきますと、約29億円から約



60億円というふうに約30億円程度の増加となっており、これが2倍になっております。また、歳入総額に占める割合も30.6%から50.6%ということで、これはいわば自主財源の割合を高めてるということで、企業誘致のみの部分ではございませんけども、このような町長が申し上げられました活性化なり、地域経済の振興といった部分も踏まえた部分で住宅化等もございませぬ、店舗等の進出もございませぬが、全体としてこのように税収が確保されてきているということで、一つの菊陽町の姿ではなかろうかと思っております。

なお、先ほど質問がありました中で、近年におきます主要誘致企業といたしましては、先ほども協定云々というお話がありましたけども、ソニーさんが平成13年に操業開始されており、また富士フイルムさんは平成18年の操業開始でございませぬ。具体的に協定云々ということでございませぬで、操業開始になると当然税等が発生しますので、これら誘致企業の税額につきまして法人町民税、それから固定資産税、それと特別徴収税額、個別の個人情報につきましては申し上げられませぬが、この2つ関連で集計してみますと、平成20年度の合計で約16億円というふうに数字を把握をしておりまして、先ほど申し上げました増加額が約30億円というふうに申し上げましたけども、その5割以上を占めるというようなことでの分析ができるのではなかろうかと思っております。

また、町税総額の60億円に占める割合につきましても、27.0%になっているということで、企業誘致におきます直接的な固定資産税に加えて、そこに勤めておられる人たちの個人町民税を合わせてかなりの割合を占めてるということでございませぬ。

次に、先ほど雇用関係について申し上げられましたので、その部分について申し上げますと、1人当たりの所得ということではなくて、国勢調査が本年度行われますけども、ちょっと古くて申しわけありませんが、15歳以上の従業者数、先ほどソニーが13年の操業開始ということをお申し上げましたので、その関連で数字を理解していただきたいと思うんですけども、15歳以上の従業者の12と17を比較してみますと、菊陽町民の方で町内の自宅以外で従業された人数、これが3,110人から4,145人へと1,035人の増加となっておりますので、この部分はいわば菊陽町民の皆さんに対して町内の就業の場が拡大されたということでございませぬし、店舗の増加に加えまして、企業の立地によります雇用機会が創出されたということではなかろうかと思っております。したがって、この部分も税等への反映も含めて町の財政が潤った一つの要因でございませぬ。

次に、間接的な波及効果という点では、先ほども申し上げました国勢調査から菊陽町内での従業者数、これにつきましては1万844人から1万5,043人へと4,199人増加してございませぬ。これは、町外からの従業者を含めて菊陽町内での就業の場が拡大されたということでございませぬして、すなわち企業で働く従業員の皆さんが菊陽町において食品や生活用品などを購入される可能性としての効果でございませぬして、地域経済の振興の中で魅力ある一つのポイントであり、菊陽町の発展の中で経済活動の活性化の一翼となっているものと確信するところでございませぬ。

最後に、本町への旅行者の増加に伴う経済効果は、また極めて高く、平成20年の観光統計調査を見ても、5万8,224名の旅行者が本町に宿泊されており、この宿泊旅行者のうち8割程度が企業関係旅行者であるとのことであります。また、日帰り旅行者は宿泊旅行者以上に多いと予想されます。このような旅行者はもちろん食事をされ、買い物をされるというわけがありますから、地域への経済効果は極めて高いというふうと考えられます。

質問に対して直接的でないものも含めて申し上げましたけども、これらが主に企業誘致によって菊陽町、それから町の財政に潤いをもたらした部分の大きな要因ではなかろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 3番目の町の財政は企業誘致で潤ったと言えるのかがもう3回目の質問ってどうか、あれですけども。今、實取課長のほうからは従業員数の増加や菊陽町内への観光者、主に旅行、仕事で来る方がふえて、経済効果もあるということでした。それは恐らく間違いないと思いますけども、実際一人一人の暮らしの面で見ると、余り大きく雇用報酬とかがふえてないってところも、やっぱり一方で見ると考えていけないのではないかと、今日は問題提起をさせていただきました。

それと、もう一つなんですけれども、確かに即効性がある企業誘致をということなんですけども、やはり一方では私が3月議会で述べたように、農業とかそういうのを非常に菊陽町、都市化したとはいっても1次産業を大事にする政策っていうのは、やっぱり切っても切れないのではないかと。食料自給率を上げていく上でも非常に大事ではないかというふうに思っています。これも農業の経済指標で見ると、平成13年度と平成19年度と比べますと、総生産高23億1,800万円が20億円に下がっています。やっぱり3億円の差があるんですね。こういうところは即効性はないかもしれないけども、非常にやっぱり大事にしていくということがますます重要だし、いろいろ求められるのではないかというふうに思いますので、またその点もぜひ総合計画等に組み入れていただくよう要望して、次の質問に移らせていただきます。

次は、国民健康保険についてです。

国民健康保険については、私は今議員になって16年目ですけども、毎回予算や決算、この限度額がふえるたびにこの問題はずっと取り上げてきたんですけども、この前県の滞納者対策に関する調査というのを見まして、様式第16の1なんですけれども、これは平成21年6月1日現在及び平成20年度実績という分でした。菊陽町の世帯数が4,435で、滞納世帯数が1,235、短期保険者証が290世帯、資格証明書が18世帯で、私これを見たときに非常に驚きました。え、3割も滞納してる。ということは、非常に町民の暮らしがますます厳しくなってるのではないかと。確かに、国保税はもう非常に負担が大きくて、払い切れないという相談が多いわけですけども、3割近くもなってるということで、3月議会の総務常任委員会でこういうふうな資料がありましたけれども、どうですかということでお尋ねしましたら、税務課としてはそう

いう資料はつくっておりませんというふうに、わかりませんというふうにおっしゃったんですけども、実際これは県の資料ですから、町から県に上がって行って、こういう資料がつけられるわけです。この資料そのものが実際どう、実態も本当お尋ねしたいんですけども、この資料は町から上がったものなのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） ただいまの質問にお答えします。

滞納者世帯の実態につきましては、これは国から県を通して市町村に依頼が毎年6月にあっているもので、これについてうちのほうとしても、昨年の報告につきましては、その中で国保世帯につきましては4,435世帯、それから滞納世帯につきましては先ほど小林議員のほうから1,235ということでありましたが、これにつきましてはこの調査の基準日が6月1日で、そのときに国保資格がある方をカウントしなければならないのを、ない者も報告していた関係で1,235となっております、実際の滞納世帯は600ということになりますので、この場をかりて訂正をお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。それでいきますと、本町の滞納世帯の実態は13.5%ということになります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ちょっと実態までいかないんですけども、その統計数字は国、県からおりてきて町が出すわけですよ。それで、一つ私がびっくりするのは、菊陽町4,435世帯のうちに1,235という数字を出して県に報告するわけですけども、そこで担当される方はこんなに多いんだということで、この数字の裏にあるその町民の暮らし、実態が全く目に見えてないから、このままこの数字を出されたのではないかというふうに思いますが、その点はどうか。

それと、その前年やその前の年は600から700で数が行っていたにもかかわらず、突然この資料だけが1,235と倍加しているわけです。これは公的な文書ですので、何人かの目を通して県に提出されるわけですから、そのチェック体制はどうだったのか。国保はお金も大きく絡みますから、毎回の議会に決算審査で私たちは国保会計をチェックするわけです。こういうふうにはほかのところの町村と基準の違う数字を出して、これがひとり歩きして全国でこの資料が公的な文書として配布される。ちょっと余りにも見苦しいのではないかというふうに思いますけれども、監査とかも十分するわけですから、監査の基礎資料になるものだと思いますから、そういう監査体制はどうだったのか、このことについて再度質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） この調査につきましては、健康・保険課の担当者と税務課の徴収係の職員とで資料のやりとりをやっておりましたので、たまたまこの年度だけですね、それ以前の数値については正しい数値が入っておりましたので、今後そのようなことがないようにチェック体制を十分確立したいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、たまたま何でこの年度だけそういうことが起きたんですか。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） この調査につきましては、6月1日現在の資格のある者ということで報告すべきものが、その年度、例えば年度途中で社会保険に加入したり、途中で町外に転出された方、そういった者もそのときに誤ってカウントしていたということです、今後そういうことがないように、もう気をつける以外ないかと思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それはまあ人間は間違いはあるんですけども、それをなくすためにチェック体制もあるし、課長さん、部長さんもいらっしゃるわけだし、監査とかもあるわけですよ。それと、私個人からいうと、先ほど言ったようにこれだけの数字、私すぐこれを見たときに、え、菊陽町は何でこんなになって、何で相談がないんだろうとかいろんなことを思いました。そういうのを思うのが自治体の職員ではないかと私は思います。それで、これは私が見なければ、だれもチェックしなかったと思います。私は3月議会でこういうふうに大きな数字がありますけどもというふうに言いましたけれども、その後改善された兆しもなかったし、これは県にちゃんと報告をされて、改善したのをもうもらわれたのでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 小林君に申し上げます。

質問が4回目になりますので、次へ進んでください。

（12番小林久美子君「今の答えはいただけないんですか」の声あり）

3回質問して3回答弁がありましたので。

○12番（小林久美子君） はい、それでは2番目に移ります。

国保加入者の中で200万円以下の所得の人は何名いるかですけれども、これは私はこの質問を取り上げた一番のベースになっているのは、1番のこの滞納者対策に関する調査がもとですので、改めて質問をします。

これは県に報告されて訂正して、もう既に新たな調査が改正されて出たのでしょうか。でなければ、私はこれをもとにしかできませんので、改めて県に出されて、それが変更されたものじゃないと次の質問ができないので、その点のお答えをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） お答えします。

この滞納者対策に関する調査につきましては、小林議員から資料をいただきまして、その資料をもとに担当職員のほうに確認をさせたところ、数値に誤りというのがわかりましたので、正しい数値を出すように指示しまして、その数値を今報告したところでありまして、県のほうにその報告をまだやっておりませんので、窓口であります健康・保険課のほうの担当を通して

数値の変更が可能かどうかの確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私は今日は次の質問はもうしません。といいますのは、その数字的に見ればたった1カ所ではないかというふうに思われる方もいるかもしれないんですけども、やはり私はいろんな自治体のお給料の値下げとか、そういうのもいろいろ公務員バッシングはあるけれども、皆さんまじめにされてるので、引き下げとかにずっと反対をしてきました。やっぱりこういう一つのところが私でさえ、言ったら失礼ですけど、多くの資料の中で気づくような内容です。ですから、健康・保険課、税務課、両方かかわられたんでしょうけど、やっぱり県に行く前にだれかがチェックできる体制にしておかないと、今回はこの国保の問題でしたけれども、そうしたらほかの監査とかほかの決算とかも、実際気づいたらこういうのがありましたということが信頼が低下していくのではないかというのを非常に懸念して、ここはぜひ町長に改善していただきたい。そして、県にもしっかりやはり違っていると違っていると提出をしていただいて、これは県の指標っていうのは今インターネットで全国どこでも見れるわけですから、この資料がひとり歩きすることがないように、早急に手だてをとっていただきたいというふうに思います。そのことを要望して質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時49分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○3番（石原武義君） 議席番号3番、石原武義です。ただいまより一般質問を行います。

まずは、傍聴席の皆様、お忙しいところ傍聴をいただき大変ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、国政は鳩山政権から菅政権へと移りました。この一連の波乱含みの政権の中で、私も国民が一番注目したのは多分事業仕分けではないだろうかと思います。あの蓮舫さんが舌鋒鋭く切り込んだ姿は、まだ私ども国民に記憶が新しいかと思えます。我が菊陽町においても、こうした視点、観点を持ち、何がより重要であるかといった優先順位を決めることが私ども議員、そして町民の皆様に課された使命だろうと思っております。執行部におかれましては、この優先順位を見誤ることなく、行政を進めていただきたく思っています。

一般質問は、今回もまた中部小の建設問題を取り上げました。連続5回目でございます。こ

の中部小の問題は1年有余にわたって紆余曲折、二転三転しながら、ようやく3月議会で現地修正案という形で現地建てかえに決着しました。この修正案というものは、北側の山林、西側の菜園を買い上げるという条件でありました。私はこの与えられた条件、限られた条件、限られた条件といいますのは、敷地が絶対的に狭いということです。この条件のもとに、よりベターな学校建設が進むようにとの趣旨でこの一般質問を取り上げました。

個別的、具体的な問題は質問席で行います。質問は通告順に従って、現地修正案は北側の山林と西側菜園を買収するという条件であったが、その見通しはということです。2番目に、検討委員会について、3番目に基本設計について、4番目に仮設校舎についてです。順番どおり質問を行っていきます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） それでは、現地修正案は北側の山林と西側菜園を買収するという条件で可決されましたが、まず北側山林の買収の見通しはについて質問をいたします。

まず、その地権者は何人か。そしてまた、境界を接する他の地権者は何人いるか。それから、この用地買収に当たって打診はされているのか。打診がされたのであれば、その反応はいかがであったかということに関して質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、北側山林の買収見通しについてはの質問にお答えします。

今現在、北側山林の交渉状況は、中部小学校の改築に伴い駐車場等の拡張計画が必要である旨説明しております。今後は、用地価格交渉準備ができ次第、用地交渉へ入りたいということで説明しております。また、見通しとしましては、相手方の協力を得られるものと思っております。また、用地交渉を進めるに当たり、今議会におきまして不動産鑑定手数料を計上しております。不動産鑑定ができましたら、用地交渉にも入りますが、あわせて用地取得費をまた補正予算のほうへ計上させていただきまして、議員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思っております。また、用地のほうでございますが、山林部分につきましては用地面積としまして4,443平米、地権者は共有2名という形になります。また、周囲の地権者と申しますと、今現在ではその資料を集計をしております。北側山林につきましては、以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） その打診もまだされてないということですか。地権者は今2名ですかね、その山林ですが、2名いらっしゃるということですが、まずその打診はされたかどうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問で打診はということで、今ご説明したとおりでございます。必要性について今ご説明をしております。それから、用地交渉に入る時期としましては、今回不動産鑑定が outcome しまして、その積算が終わりまして用地交渉に入っていきますという説明をいたしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 用地交渉に入る場合は、当然山林の地権者、そしてその山林に境界を接する地権者との境界の設定ですね、再確認をする。ここが境界であるという、そういうことが必要であります、その境界を接するとこの新興住宅地もございますね。その辺の方々は何人か、その地権者がどうなっているか、まだ全然調べていらっしゃるんですか。答弁によると、まだしていないということですが、重ねて申し上げますけども、この現地に修正案が可決されたのは、こういった土地の山林、それから西側の菜園を買収するという条件のもとで3月議会で議決されたんであります。したがって、まず執行部は何を一番最初にすべきかということは、山林の買収が一番最初に当然やって、そしてこういう土地を確保したということの条件のもとで、これから検討委員会をつくれるということが載っておりましたけども。そして、その条件のもとで検討委員会にどういう学校の校舎の配置が一番いいのか、駐車場はどうするのか、そういったところが当然必要になってきますから、こういう土地は与えてありますという、それがまず前提条件になります。したがって、この土地買収に対してまだ行動を起こしていないということは、もう既に3月議会の決定から何カ月たちましたかね。4月25日、5月25日、そして今日、もう70日を超えておりますけども、限られた期間、先日ですか、工程表というのをいただいております、いついつぐらいまでにはこれを仕上げようというふうになっておりますけども、一番肝心の土地買収、用地交渉についてまだまだ何も動いていないという、地権者は2人いらっしゃいますということでありまして、まだ全然進んでないという状況で、果たしてこれで買収ができなかったら、これは後で質問しますけども、どうなることか。まず真っ先に取り組むのが用地交渉じゃないかと思うんですけども。

そういうことを申し上げまして、ご承知のように山林の今北側には新興住宅地があります。その新興住宅地と、その山林がかなり傾斜になっておりますけども、そこには4メートル前後の擁壁があります。そして、以前示されたこういうところはこういうふうにした、駐車場にすると今おっしゃいましたけども、それにするにしたって平面にしなければならない。平面にするにしたらどうなるかといったら、4メートルぐらいですか、また3メートルか4メートルは掘り下げる。といいますと、現在でも4メートルある擁壁が8メートル前後になります。まさしく断崖絶壁です。その北側にまだ家を建てられたばかりの人たちが何軒かありますね、ご承知のとおり。そういう人たちに前もってこうなるという説明をまだしていないということですかね。その辺をお聞きします。ある日突然ぱっと工事にかかって、実はこういうふうになります、断崖絶壁は8メートル前後になります。そう言ったら、今お住まいになっている新興住宅地の方々、これはこれは不安で仕方がありませんし、その辺の不安解消はどういうふうにする、まず説明をしてあるのか、不安解消をどういうふうにするのか。そうでなければ、境界の立ち会いも当然その人たちが対象になります。その方たちが境界の立ち会いはしない、境界確認の立ち会いはしないといったら、用地買収はそこでストップするんじゃないですか。その点、この3点ばかり質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問で数点ございましたので、順を追ってという形ではないかと思いますが、今後のその進め方ですね、その辺をお答えしたいと思います。

まず、流れとしましては、今皆様にお願ひしましたとおり、本定例議会で不動産鑑定手数料を計上させていただいております。その中で、不動産鑑定で算定されました価格等をもちまして、ほんで地権者のほうへ用地交渉に入ります。そこで色よい返事をいただくという形で今努力は進めております。地権者のほうの同意、契約等まで順調に進む予定でおりますので、その際今回基本設計はもう既に発注、中部小学校の改築に伴う基本設計は発注しております。この後、追いかけて、基本設計と同じく、開発の申請を起こします。今現在の中部小学校の校舎敷地自体も開発の要件に入っております。そういう形で山林部分につきましても、その開発設計を進めてまいります。その中で、今後予定しておりますその山林につきまして、用途関係、まだ検討委員会、基本設計の中でその山林部分の土地利用につきまして、例えば学校菜園であったり、駐車場、不足しておりますので駐車場という形になるのが一番強いかと思いますが、そういう中で学校菜園も考える余地があると思います。そういう中で、用途をきちっと検討委員会なり、基本設計の中で固めまして、その中で必要に応じた造成計画を開発の計画の中でつくり上げます。それをもちまして、周囲の地権者様のほうにこういう形状で考えておりますという、構造物であったり、段差であったり、排水がこういうふうなことになりますという状況の説明をしながら、協力を受けていくという流れになろうかと思っておりますので、今申しましたように、手順としましてはまだ境界立ち会い等につきましては、用地交渉関係が調うという状況の中で入っていくという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 確かに、その用地交渉ですから、何が一番必要かといったら、坪当たりと申しますか、単価ですね。これは当然用意してなければならぬんですけども、買収、土地を買い上げるということはもう決まっておりますから、その下ならしと申しますか、地ならしと申すか、いろんな接触をされて反応をうかがうとかということが必要じゃないかと思うんですけども。そして、地権者の方は当然その坪当たり幾らということが必要ですけども、それに接するところは全く関係ないんですよ。当然、直接は関係ないんですから、不安のほうは先に出ますけども、そういうところの説明は十分して、ある日から突然工事が始まって、こういうふうになります。その前には、その境界の立ち会いですかね、こっからここまでが自分の土地だ、こっちからの土地が山林の地権者の方だといった、そういったその立ち会いが必要だと思いますけども、その辺については新興住宅地の方々たちはどういうふうにお考えになっているか。その辺はどうですか。もし立ち会わないといったら、その用地買収そのものがストップするんじゃないですか、買収交渉がですね。

○議長（吉村豊明君） 石原議員に申し上げます。



質問が4回目になります。次へ進んでください。

(3番石原武義君「いや、これ3回目ですよ。だから、その辺のところをお願いいたします」の声あり)

次へ進んでください。

○3番(石原武義君) じゃあ、②の菜園の買収の見通しは、これも同じような順序で説明してください。打診はされたのか。もうこれ地権者は多分1人だと思いますけども、反応はいかがであったかですね。そこをまず一つお願いいたします。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) ただいまの菜園の買収の見通しはというご質問にお答えします。

現在、学校菜園でお貸しいただいている土地でございますが、交渉状況としましては中部小学校の改築に伴い、駐車場、または拡張計画が必要である旨説明しまして、今後は用地価格交渉準備ができ次第、用地交渉に入ることを説明しております。その見通しとしましては、色よい雰囲気でございますが、相手方の協力を得られるものと思っております。

○議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) ということは、もう打診をされて応じる用意があるということですね。わかりました。当然、それを買い上げるといいますが、どうしてもここが必要だという、どういう理由でここを譲ってくださいというふうに先方に伝えてあるのか、その点。それから、当然ながらまだ青写真として描かれてるんでしょうけども、どういう用途にしたいのか、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) この学校菜園の地権者様にご説明しておりますのは、今現在基本構想で議会の皆様のほうに可決いただいた案を持ちまして、今現在1,092平米の面積の畑でございます。その地権者様が1名ということで、用途につきましては駐車場、学校の駐車場が今現在不足していると。そういう状況と、学童施設が中部小学校のグラウンド内でございます。この移転候補地としても説明しております。ですから、これにつきましても検討委員会と基本設計の中で検討し、計画ができましたら、その用途についても決定して、どういう利用になるかというのはその時点で決定させていただきますという形で今ご説明させていただいております。

○議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) この菜園については、多分何にも問題もなく進むんじゃないかと思っております。その用途も、今おっしゃられたとおりでいけるんじゃないかと思っておりますので、別段ここで深く追求することも何もないかと思っております。

3番目に移りますが、ここは重要なんですけども。

先ほども申しましたけども、3月議会では土地を買収するのが条件、この山林と菜園ですね。これをもって現地修正案、つまり現地建てかえを認めてくれというのが執行部からの提案

でしたので、議会はその山林、菜園を買収して、この目的は今よりも若干面積を広くして、配置がえも若干できるようにプールとか学童保育ですかね、そういう面の配置がえですかね、もできるようにという趣旨のもとで説明されたので、賛成可決という結果になりましたけども、1票差ではございましたけどもね。だから、もしこれが、特に私が懸念しておりますのは北側の山林、これがどうしてもこじれてしまうということも交渉事ですから、当然考えられます。それは、山林の地権者の方は多分前向きに検討されると思いますけども、何人かは、2人ですかね、1人の方は多分そうであっても、1人の方はどうかわかりません。多分わからないと思います。それから、境界を接しているその新興住宅地の方の地権者、この方の了解も得られるのか。この辺が大変重要なことになってきて、一番難しいところじゃないか思うんですけども、もしこれがそういう条件が成就できなかった場合、つまり買収ができなかった場合、これはどういう形でこの責任をとられるのか。鳩山内閣は普天間の基地の問題、移設の問題、用地のことで責任をとられて総辞職されましたけども、菊陽町で言うと総辞職という形はないでしょうけども、どういう形で、多分可能性としては十分あります。北側の山林の場合はですね。その場合はどういう形で責任をとるのか。ただ、すみませんでした、だからまたこの現地にそのままやらせてくれというわけでは、3月議会の条件、こういう条件のもとで賛成した、それがなくなってしまうし、最初の現地案と一緒にあります。そのとおりに建てていいのかどうかですね、そうして。その辺のところ、これは町長にちょっとお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 用地交渉の状況っていいですか、につきましては今学務課長のほうから答えたとおりであります、北側の山林と、それから西側の菜園等については地権者のご理解とご協力を得て、買収できるよう、そして隣接者の方についても理解いただけるように全力を尽くして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） これはやっぱり全力を、もちろんそれは当然であります。万が一うまくいかなかった、その場合、最初のC案と現地案建てかえと全く一緒になりますけども、それでも町長はそこに建設していこうと思われていますかどうか、そこをもう一点お伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、いわゆるその開発行為の中でできるようところで取り組んでまいりますので、理解が得られるものと粘り強く、そういう場合があったときはご理解いただくよう、できるまで全力を尽くします。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 基本設計をいろいろ発注されますけども、発注するに当たっては当然町のほうは青写真というのを頭の中で描いていらっしゃると思いますけども、その青写真の中にこの場合は駐車場にするとか、この場はどこにするとかといった、そういうことが当然あってこそ基本設計の発注ができるわけですね。何もしなくて設計会社に適当にやってくれというわけじ

ゃなくて、この部分は駐車場にしたい、この部分は何にしたいとそういうものが当然あって基本設計の発注ができると思うんですけども、まだその用地が完全にできなかった場合は、その場合はできなくなってくるし、もともと基本設計もそれでストップするんじゃないかと私は思っております。というわけで、とにかく第1番目にやることは、その用地の買収。まさにこの現地修正案がうまくいくかどうか、建った後でうまくいくかどうか、はこの用地の買収ができてこそ、こういう青写真が描けて、その青写真のもとにプールはどうする、学童施設はどうする、駐車場はどうするということがかなえられるんじゃないかと思うんですけども、ぜひ町長、この用地買収については鋭意努力をしていただきたいと思います。

次は、検討委員会についてに移りますが、先日5月25日でしたかね、熊日に載っております。構成メンバーはとしております。その熊日の記事の中では、保護者、住民、有識者が参加して、その構成人数は10人とありました。保護者と住民に関しては、ちょっともっと具体的にどういう方々というか、もう個人名までは必要ないかと思っておりますけども、どういう肩書の方々かというのをひとつお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 構成メンバーにつきましてご説明したいと思います。

去る5月24日に菊陽町立の菊陽中部小学校建設検討委員会の1回目を開催することができました。それから、メンバーでございますが、検討委員会設置要綱第3条2項で定めた構成メンバーで構成しております。その中身としまして、この場では固有名詞は差し控えたいと思いません。ただ、新聞報道で出ております部分につきましては、話したいと思えます。まず第1に、中部小学校の学校評議員代表に緑陽台から1名、それから緑ヶ丘から1名の2名でございます。それから次に、中部小学校の校長でございます。これが1名です。3番目に、菊陽町立学校長会代表に菊陽中学校の校長先生を選出いただいております。それから4番目に、中部小学校PTA役員代表でございますが、宮の上から1名、下原から1名、2名の選出をいただいております。それから5番目に、地域の代表ということで三方お願いできております。まず1番目に、中部小学校区長会代表ですね。こちらの方が出分の区長会長さんになります。選出されております。それから、中部小学校区民生児童委員代表に中代Aより1名選出されております。それから、中部小学校PTA会長OBの代表で上津久礼から1名選出されております。合計地域の代表としまして3名でございます。その他新聞にも載ってございましたが、学識経験者として牧野雄二熊本大学名誉教授、専門は建築構造という形になります、をお願いしております。そのの以上10名で構成しております。

ちょっと状況を報告したいと思います。

学識経験者を除きまして、教育委員会から各団体に対して検討委員会の選出を依頼いたしました。そうしましたら、各団体の協力により検討委員の推薦をいただきまして、5月24日に委員会を設置することができました。なお、この5月24日の第1回目の検討委員会を開催しまして、その中で要綱で定めております委員長、副委員長というのを選出しております。そのとこ

ろまで報告しておきたいと思います。委員長に今申しました学識経験者の牧野雄二さんですね。それから、副委員長に学校評議員の代表の方、緑陽台になります。その方が10名の委員の方からの互選により選出されました。

以上、報告しておきます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 新聞によりますと、約5カ月かけて月1回のペースで検討していきたいとありますが、これはそのとおりですかね。まずお聞きしますが。私が思うんですけども、この5カ月間かけて月に1回、とすると単純に計算すると5回の検討委員会を開いて、そこで決定するという形になるんですけども、これぐらいのペースでの検討委員会で、非常に条件がよければいいんですよ、その土地が広くあってそこに建てるならばそれでできるんでしょうけども、まさしく悪い条件、限られた条件で、敷地が絶対的に狭いというところでいろんな工夫が必要になってくるんだと思います。以前に聞いたところによる話し合いでは、プールをどうするか、屋上にするか、校舎に1階にするか、体育館を校舎の中に取り込むか、そういった工夫、非常に難しいことがあります。こういうことを月1回のペースでやっていって、果たして限られた条件の中でよりベターな案が絞り出せるかどうか、私は非常に心もとないと思っております。ちなみに、他の小学校、大津小学校、それから合志の小学校、益城の小学校、これは3年前後かけてずっと練り上げてるんですよ。わずか5カ月、それも月1回で5回ですね。これぐらいの開催のペースで果たしていい案が出るんだろうか、非常に難しいというか、その条件が条件ですからね。限られたところですから、工夫がいろいろ必要になります。そういう工夫が必要なところをもって月1回のペースで、果たしてこれは最良の案が出るんだろうかと私は非常に懸念を持っております。ただ検討委員会なるものをつくって、こうこうこういう形で検討委員会から答申がありました。だから、さあ議員の皆さん、これを認めてくれということになりはしないかと。ただ、何ていうんですかね、後ろ盾、検討委員会がこう決定しましたから、これをお願いしますというふうになりはしないかと思っ、非常に私は危惧しているところであり。この点、月1回のペースで果たしていいんでしょうか、どうでしょうか。5月24日に第1回目をされた。次は6月の下旬とありますね。果たしてこんなペースで、これでもう2回終わってしまいますけども。いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今お尋ねの検討委員会の回数と進め方ということになるかと思えます。その辺につきましてお答えしますと、今新聞報道につきましては今想定される月数におよそ1カ月程度かという形の表示をされておりました。実質業務に入っていきますと、また第1回目で委嘱状交付から委員長互選まで終わっておりますので、今後必要に応じましてやはり検討する事項、その辺の要求がいろんな形で出てくるかと思えます。そういう中で、今基本設計の業者のほうも決定しておりますので、そのあたりで戦わせながら、必要な回数というのはおのずからその今5回ということではなくて、そういう形で回数は重ねてまいるという状況も出て

こようかと今判断しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） ①については、これが3度目の質問ですね。確かに、おっしゃったとおりそれは臨機応変にいろんな問題が出たときに、その都度招集して開催されて煮詰めていく。それはそれで大変結構なことだと思っております。ぜひできるだけ多く、細かなところまで検討していただきたいと思っております。要は、私が言わんとするのは、検討委員会という名のもとにこういうことになりました。これは1回、2回しようがこういう結論になりました。したがって、この案を認めてくれと、また議会にですね、出されたときにただ何というのか、後ろ盾というか、そういうための検討委員会にはぜひしないでくれということを申し上げて、この①は終わります。

②の役割についてとしております。

この検討委員会なるものどういう権限を与えているのかということ、その位置づけですね。その辺のところをちょっと詳しくというか、ポイント、ポイントだけを漏れなくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの検討委員会の役割についてでございます。

役割につきましては、検討委員会で設置要綱を設けております。その中で、要綱第1条で菊陽町立菊陽中部小学校の改築に当たり、よりよい教育施設整備を検討するため菊陽町立菊陽中部小学校建設検討委員会を設置すると定めております。また、第2条で委員会は次に掲げる事項について検討し、結果を教育委員会に報告するものというふうに定めております。その中で、1号としまして菊陽中部小学校改築に伴う基本設計に関すること、2号でその他改築全般に関することと定めております。この定めは菊陽中部小学校の改築で、よりよい教育施設整備を検討するものです。その中身としては基本設計に関することとして、中部小学校の教室の配置から校舎の構造、配置、校舎の形状、屋内体育館の構造、配置、形状など全般について意見の集約を検討いたします。そのほか、改築全般に関することとしまして、さきに議員のほうからも申されましたとおり、今課題として残っておりますプールの配置、駐車場の配置、学校菜園の配置、学童施設の配置、仮設校舎などについて全般について検討し、結果を教育委員会へ報告するものというふうに規定しております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） この役割というところでちょっとお伺いしようと思っております。

最初から申し上げますけど、用地交渉がこの問題については一番重要であると。この用地交渉はどの部門といいますかね、どの方というか、どの肩書の人というか、用地交渉はそれほどなたが当たられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 用地交渉につきましての役割、役場の役割という形になろうかと思いますが、これにつきましては今現在では私、学務課、菊陽町教育委員会の学務課で主管していきます。私を筆頭に係長、それから担当という形で地権者対応へ入っていくという形になります。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 用地交渉ですから、時間が長引くかと思えます。すんなりとはいかない、特に北側の山林は。そういう場合、順調にいけばいいですよ、学務課長がこうされましてですね。多分、そう自分の思いで描いているようにはうまくいかない場合が想定されるかと思えます。そういう場合ですけども、町長、真っ先に立って用地交渉をされる用意はありますか。その点についてひとつ伺いたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 用地交渉につきましては、今申し上げたところでありますけども、いろいろそういった難易性とかあった場合につきましては、また体制を固めていきますし、私ども当然出るような必要な場合があったときには、出ていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） これが役割について3回目の質問でございます。

当然、最初からもう……。

○議長（吉村豊明君） もう3回しました。今度質問すれば4回目ですよ。

（3番石原武義君「いや、3回目ですよ、ここに付けております」の声あり）

4回目です。

（3番石原武義君「4回目ということで、じゃあ先に進みます」の声あり）

次へ進んでください。

○3番（石原武義君） ちゃんとつけておりますけども、まあ仕方がない。

③は意思決定の方法はとしておりますけども、検討委員会のその委員会を開きましてどういう形で意思を決定していくのかとしておりますけども、どういうプロセスで案をまとめていくのか、その辺をちょっと伺います。これは全員賛成とかですね、そういう形をとっていくのかというところ、それをまずお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の検討委員会の意思決定方法という形でのご質問にお答えいたします。

まず、意思決定の方法としましては、これも検討委員会設置要綱の第4条2項で定めておりますが、委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表すると定めております。これは委員長

が委員会の会務を総理することから、各団体から選出された委員が必要に応じて各団体へ持ち帰ったりして出た意見の集約や検討をしまして、委員会において合議制という形で結果をまとめることとなります。これを教育委員会へ報告するという形になります。ただ、合議制というのも漠然としておりますけども、これにつきましても検討委員会のやはりPTA現役のPTAさん、OBの方、いろんな方がおられます。そういう意見の集約という形は大変だろうかと思いますが、いろんな意見がやはり交わされます。そういう中で、最終的にはやはりその委員会で合議をとられまして、決定されるという状況になろうかと思います。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 意思決定の方法は合議制ということをおっしゃいましたけども、もう大方のほとんどのその委員会、何々委員会、何々委員会というのは合議制をとっておられますけど、それでいいかと思います。二、三人の方が強引にこれは絶対だめだという、そういう反対をされた場合、そういうときはどうされますか。やっぱり、その意思の集約は大変難しかろうと思いますけども、多分全員が全員、ああそうです、ああそうですとはいかないと思いますけども、その点をちょっと質問させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 非常に難しい質問かと思いますが、今後検討委員会を開催して進めていかれる中では、やはり委員長、副委員長互選されております。その方たちがいろんな意見を吸い上げながら、やはり皆さんの意見を合議して、皆さんで一致団結で進めていきたいということはもう第1回目の会議の中でも申されておりますので、こういう形でいろんな意見の集約に時間はかかるかもしれませんが、その合議によって決定されていくということになろうかと思います。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 3度目ですね。

○議長（吉村豊明君） はい。

○3番（石原武義君） 多分、そういうあれでいいかと思います。いろんな一度にすべてが決まっていっていいかとは思いません。例えば、駐車場はどこにするとか、学童保育はそのままにするか、移転させるか、そういったいろんな個々の問題がいろいろとさっきおっしゃったとおり出てくるかと思いますが。この問題はこういうふうに決めましたということが何度もやっているうち、それを決定、決定、決定としていくわけですけども、議会に対してはこういうふうな情報開示をされますか。もう全部が決まってしまって、こういうふうになりましたといったときに、議会にぽつと諮られて承認を求めるといえるのか。その辺の議会に対する情報開示についてはどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 対議会にということであろうかと思いますが、最終的なことは合議で検討委員会等で決定され、教育委員会へ報告をするという形になっております。その段階に

じて基本設計が並行して進んでまいります。必要に応じまして、やはり議会の議員の皆様には全員協議会なり報告をしながら進めていきたいというふうに考えております。また、今回もそうでございますように、予算関係で必ず1つステップするごとに、今回は不動産鑑定の計上であったり、次回は仮設校舎等の予算計上であったり、そういう段階ステップの中でもひとつ出てまいろうかと思えます。そういうことで、最終的に決まった形の、決まったといいますが、行政側から提案されます案につきましては、やはり議員の皆様の方で最終的には判断をいただくという形になろうかと思えます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 3回目が終わりましたので、3番目の基本設計について。

これは特別言うところもありませんが、1番目には設計料と期間はとしております。単純で結構ですので、お答え願います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今回、基本設計についてご説明いたします。

業務名としましては、菊陽中部小学校改築基本設計業務委託でございます。設計額で対比していきたいと思えます。設計額としましては、2,557万5,480円でございます。契約額でございます。711万9,000円という形になっております。おおよそ率としまして28%で落札されているという状況でございます。期間につきましては平成22年6月14日から22年10月29日の138日間を予定しております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 次の、②に移ります。

プール、それから体育館等の場所についてどのような要望を設計事務所に伝えるつもりかとしておりますが、まず5月24日に開かれた検討委員会では、町の教育委員会はたたき台となる基本構想を図面で示したとありますが、その基本構想はどういう構想であったのか、お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問の基本構想はどういうものであったかというご質問にお答えいたします。

これにつきましては、まず議員の皆様にご覧いただきまして3月25日に可決いただきました基本構想の案を持ちまして、これを説明しております。ですから、校舎の形状としましては3階建てを基本としまして、一部4階建てという形で、そのとおりでお示ししております。また、用地の部分につきましても可決いただきました学校菜園、上の山林を含めたところのあの形でご説明をいたしております。また、今後の中部小学校改築に向けての工程の説明につきましても、議員の皆様にご説明しております25年の1学期を目標にしまして新校舎を建設という形で、そのとおりでご説明をいたしたところでございます。



以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 先ほどプールとか体育館等の場所はどうなってるか、たたき台だから当然それも入ってくると思うんですけども、その辺についての答弁がございませんでしたけども、その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） プール、体育館の場所でございますが、どのような要望を設計事務所に伝えるかというようなことの質問にお答えしたいと思います。

プールにつきましては、基本構想におきまして現在の位置か別の場所か、校舎の屋上がよいのか、基本設計及び検討委員会で検討することとしておりました。したがって、設計事務所へは専門的な見地から各案を作成し、検討委員会へ提示させたいと考えております。また、体育館につきましても基本構想で3階にと説明しております。体育館は基本設計の中で意匠や構造等を検討しまして、検討委員会へ同じく提示させたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 3回目の再質問でございますので、答えていただきますが、体育館は3階にそれ一つの案として示されたわけですね。当然、現在地も含まれると思いますけども。プールもまたどこどこにするという案を今示されておりますね。その場合、そういう案を持って、今度は検討委員会も検討されるわけですよ、当然ながら。その場合には、その検討委員会が判断をしやすいようにいろいろと資料が必要じゃないかと思うんですね。その場合の資料として、まず必要なのはここにこれをつくった場合は費用は大体概算でどれぐらいになる、ここでこれをつくった場合は費用は概算でどれぐらい、どれぐらいの工程がかかるか、そういうところの資料もきちっと出しておかなければ、検討委員会の方がどこに作りましょうか、こういう案でございます、こういう案でございますと出されたところで、なかなかその判断決定が難しい、できないんじゃないかと思うんですね。その点お答え願いますけども、概算の費用というのは青写真の中には描かれて、こういうたたき台ですけども、されておりますけども、当然ならばその概算の費用、ここでつくった場合はこうなる、屋上につくった場合はこうなる、その概算費用というものは資料として用意されてますか。これから検討委員会で検討されると思いますけども。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、資料等を検討委員会へ、工程表で議員の皆様にご説明しておりましたとおり、検討委員会をまず設置しまして、その中で基本設計を発注するということで並行的に進めていくということがどういうことであつたのかというのが今のご質問の中に入ってこようかと思います。基本設計を発注しております。そこで専門の業者さんのほうが決定しておりますので、今議員

が申されましたように、必要に応じてやはりプランが3案があれば3プラン、その中で費用まで必要な部分、当然費用も想定して検討してまいります、その中で必要な部分についてやはり概算というのを出しながら、検討委員会の委員さんが理解していただけるような形の資料を提案するという形で、うまく基本設計を終える、また検討委員会でその検討ができるという姿勢づくり、体制づくりをして取り組むということで並行して作業を進めていくという形になるうかと思えます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 3回になりましたので、次に移りますが、ぜひ資料というものが判断に一番必要じゃないかと思えますので、その都度その都度ですかね、この問題に関してはこういう資料、こういう資料というのは検討委員会に当然積極的になるべく多く出していただきたいと思えます。

では、第4番目の仮設校舎についてに移ります。

①番に、仮設校舎の教育上の問題点は何かとしております。いろいろあろうかと思えますし、当然仮設校舎を建てるという前提の上に現地修正案が現地建てかえということになっております。担当の方はどういう問題点があるか、こういう問題点がある、いろいろ列挙されて、この問題点に対してはこういうふうにして、まあ100%解決になりませんね、仮設校舎ですから。こういうふうにして対処したいということのひとつ、これは教育上の問題点について述べてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 仮設校舎についてでございますが、教育上の問題点ということでございます。

これにつきましては、ちょっと全般的になろうかと思えますが、教育上の問題としてはどうしても仮設校舎でございますので、プレハブの2階建ての対応となります。また、仮設校舎の基本設計において現在設計を進めております。その設計が終わりまして、費用積算が出た段階で議員の皆様にご提案して仮設の費用を承認等お願いしたいというふうに考えております。また、そういう設計が終わりまして予算計上して、町民グラウンドへの仮設校舎の建設という形になってまいろうかと思えます。この仮設校舎でございますが、建築確認を受けて建築します。やはり本体校舎と一緒にございます。そういう形で仮設校舎は、ましてやまた冷暖房ですね、こちらのほうも完備いたします。構造、機能面での問題点は、今の現状としてはやはり仮設校舎としての本校舎から比べる劣りというのはございます。その面は、問題がある場合については対策を講じていきたいというふうに考えております。また、あえて言うとするならば、仮設プレハブと本設校舎の違いによる子どもたち、児童の情操面、これが一番の大きな問題かなあというふうに考えておりますので、このあたりも十分注意を図りながら建設していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今、教育上の問題点、具体的というか、一般的というか、抽象的というか、答弁なさいましたけども、一番はだれが見てもこういうことも問題が起こるんだろうなというのは騒音の問題ですかね、やかましいとかという、ばたばた。そういう辺の対処も当然2階から1階へ音が伝わるとか、そういう問題もあるのじゃないかと思いますが。教育上の問題点ですけど、何よりもこれはどうなるんだろうと思うのは、先ほど午前中の1番目に佐藤議員が菊陽中学校の仮設校舎の問題を取り上げましたけども、小学校でこれ仮設校舎の期間は2年3カ月ぐらいですかね、27カ月か何かになっておりましたけども、それだけを過ぎて、はい中学校に入りました。また仮設校舎で2年ぐらい過ごす、ずっと4年から5年近くは仮設校舎、こういうぶっ通しの仮設校舎で果たして立派な教育を受けられるんだろうか、学力の面はどうなるんだろうか、そして今さっきおっしゃいました情操面が一番心配しておるとおっしゃいましたけども、一番多感な時期に、小学校5年、6年、中学校1年、2年、3年、一番多感な時期に非常にこの仮設校舎のマイナス面がもろに出てきはしないかと思って、非常にこれを心配してるんですけども、こういうその情操面で非常に不安があると今学務課長おっしゃいましたけども、それなら当然これはもう仮設校舎は避けて通れないことですから、具体的にこうしてみよう、こうしてみようという、やっぱりその頭の中で何かは描いて対処しなければならぬと思いますけども、今思い描かれる対処法は何かございますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 仮設校舎の対処法ということで、今想定される分という形でございますけども、これにつきましてはやはり一番懸念しておりましたのが、まず子どもたちの動線関係、それから今現状である菊陽中部小学校、これの機能面を全部仮設校舎で持たせてあげたいというようなことで今取り組んでいるところでございます。教室の割り振り関係が学校の先生方との協議により決定してきますと、その中で構造体自体は仮設プレハブという形になりますが、その2階の床面であったり、という部分につきましてはやはり震動等の少ないマット等とか、そういう形で対処していきたいなあと。それから、通路でございますが、やはり構造的に3連棟の建物を考えております、2階建ての3連棟という形で、別棟で給食棟という形で、その動線関係がやはり渡り廊下で結んでいくという状況が出てまいります。その辺の雨対策、廊下ですね。それから、室内の上下に上り下りする階段等につきましては、室内階段を2カ所程度当然設置しまして、避難階段で外部階段を1カ所ぐらい設けていきたいと、1棟ごとにですね。そういう状況でございますけども、特別支援学級も4教室持っております、中部小学校のほうはですね。その中に難聴教室という教室もございます。そういう面では、やはりペアガラスとか、当然冷暖房、空調は全面的に入れてまいるものですから、その辺で窓のペアガラス、それとか安全面としましてはやはり町民グラウンド北側が中部小学校のグラウンドという形状になります。そこで、ボールの飛び込み関係につきましても、やはり北側面の仮設プレハブの窓等につきましては強化ガラスとか、そういう面でいろんな対処を今後考えながら建築していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） ただいま教育上の問題、それから安全上の問題も一度に答弁されましたので、この2番目の安全上の問題についてはちょっと省略させていただきます。時間がないので。

とにかく、小学校が2年3カ月間、中学校に入ってからこれまた2年間ぐらいなるんですかね。そういった永い期間仮設校舎で学校生活を送らなければならない。もうこれは現地になって仕方ないことですが、大変これは不幸なことじゃないかと思っておりますから、できるだけその不幸なことを少なくして、そういうふう努力していただきたいなと思っております。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

傍聴席の皆様、傍聴ありがとうございます。ただいまの質疑応答をぜひ胸に刻み込んでいただきまして、今後の中部小学校の建設の推移を十分注意深く見守っていただくではありませんか。重ねて傍聴席の皆様、傍聴ありがとうございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本堅君、一般質問を許します。

○11番（吉本 堅君） 皆さんこんにちは。吉本でございます。

今日は何か1年のうちで一番眠い日だそうございまして、また時間的にも一番眠い時間帯かもしれませんが、あと三十数分で終わりたいと思いますので、町長、どうぞよろしくお願ひしときます。

3項目準備しておりまして、1番目が町内市街化区域内の未整備地域についてということで3項目。それから、2番目が菊陽バイパス南側の菊陽第2土地区画整理事業についてということで3項目。それから、3番目が高齢者等が代理人に印鑑登録を依頼するケースについてということで4項目を通告をしております。

あとは質問席のほうで質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 1番目の町内市街化区域内の未整備地域についてということで質問なんですけど、今までにこの件も何回か質問はしたと思います。1番目の町が未整備地域と考える地区とその面積はということでしております。

菊陽町は昭和46年に熊本都市計画区域が設定され、市街化区域約589ヘクタールと、残りの

市街化調整区域という線引きがされております。その後、熊本県住宅供給公社施工の区画整理と菊陽町第1区画整理事業合わせて200ヘクタールが終了し、並行して菊陽第2土地区画整理事業約100ヘクタールが平成28年度完成に向けて進められ、町西部地域では民間開発も進んでいるという状況であります。これらの地域を除いたある程度まとまった未整備地域の面積は、おおよそ何ヘクタールぐらいあるのかということで通告をしておりますので、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、お答えをいたします。

未整備地域と考える地区とその面積はということでございますけども、未整備地域としての定義や地域を指定しているわけではございませんので、市街化区域内のある程度まとまった一団となった空き地がある区域ということでご説明いたしますと、市街化区域の中では本町の西部地区に限られておりますけども、約5,000平米から約2万8,000平米までのまとまった空き地が11カ所、合計の15万8,000平米ございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一応、1番目の質問はそのくらいで、大体面積がどのくらいか。どのくらい、どの地方にあるかということで、図面を見れば大体わかることかと思いますが、まあそういうふうなことで、次の質問に移ります。

その未整備地域を民間の開発だけに頼ったときの問題点はとしております。どのようなことが考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

民間の開発につきましては、開発地の周辺の高差等の地理的条件、あるいは開発の規模等でそれぞれ違ってまいりまして、本町内にも民間の開発で整然と整備された地域もございますので、民間の開発だけに頼ったときの問題点としては一概に言えないのではないかとこのように思われますけども、最近の小規模の開発につきましては、行きどまり道路等が問題点として挙げられるのではないかとこのように思われます。ただ、行きどまり道路にしましても、一概に問題があるとは言えないようございまして、行きどまり道路だからこの土地を購入したという方も現実におられますし、区画整理によってできました道路で通り抜けできるようになったことに対してトラブルが発生した事例もございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、課長のほうで言われましたように、民間の開発がミニ開発が続くのか、大規模な開発が続くのかということでいろいろなケースがあると思うんですが、言われるように袋小路の道ができたり、道路線形にしても望ましい線形ではなかったりというふう

な、いろいろな問題が発生するかと思えます。その対策として未整備地域を民間にお願いする部分と、町が受け持つ部分ということで何か分けることができないかどうか、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ご質問の先ほど当初私が言いました土地につきましては、いろんな地権者の方がおられます。複数の方もいらっしゃいますので、その辺を町がすべきところ、あるいは民間に任せるべきところというふうには仕分けることはできないかというふうに思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、課長のほうから分けることができないというふうな話ですので、後でまた申し上げますが、次に移ります。

その未整備地域を町の事業として計画すべきことはあるのではないかなと思いますね。平成19年3月議会で、町や組合施工の区画整理事業をするには面積等の制限があるが、それ以下の小面積地域については広域的な道路網が必要なところについてはぜひ町で計画しながら進めていく必要があると認識しているという答弁がされております。その未整備地域を町の事業として進める考えがあるとするれば、どの地域のどのような事業なのか。また、その着手時期、竣工時期はどういうふうになっているのかということで、今都市計画課長のほうから答えられましたが、総合政策課でもいいし、建設課長でもいいし、それぞれに、町長一番最後に答えていただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今のご質問にお答えしたいと思いますけども、ちょっと建設課の立場で申しますと、未整備地区が11カ所ということでございますが、その地区には道路があるところもありますし、道路があっても狭い道路しかないところもあるようですけども、建設課管轄で平成21年度から国土交通省の補助事業で狭隘道路整備等促進事業という事業が新たに創設されましたけども、この事業につきましては町民の理解と協力のもとに安全で良好な市街地の形成と住環境の整備を図ることを目的とする事業でございます。建築基準法第42条2項の規定に基づく4メートル未満の道路、またはそれに準ずる道路を整備するという事業でございます。そのため、菊陽町全域にある狭い道路が対象となるものですから、平成21年度におきまして調査を実施しておりますが、この事業に該当する道路がかなりの本数となっております。事業を行う路線につきましては、その路線の緊急度が高くて、地元の協力のある路線からの整備と考えております。

以上です。

（11番吉本 堅君「町の総合計画の立場でもっての答弁はできないでしょうか」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 申しわけございませんが、把握しておりません。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、建設課長のほうで言われたのは、建設課の分野に属するというふうな考えではなかったのかなど。町道というふうな考え方で答弁をされたのではないかなあと。前回の19年3月議会での答弁とは全く違うのではないかなというふうな、やっぱりその辺のことを考えながら、市街化区域という位置づけが市街化を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域という位置づけがされているというところですね。熊本都市計画区域が設定されて約39年たちますが、いまだに何の計画もないという町の取り組み姿勢は評価できることか。また、今後においても計画的に市街化を図る考えがないのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、町が事業として整備するその区画整理事業についてでありますけども、これはさっき都市計画課長が申しあげましたように、第1の要件としてその公共団体施工の場合が5ヘクタール以上ということになっておるようでありまして、組合施工の場合は10ヘクタール以上ということで、こういった事業としてはさっき言いましたように面積としては2万8,000平米あたりがこの大きいところだと言っておりましたように、そういう事業としては取り扱いにくいということであります。

そういう中で、特にこの区画整理事業をやっていない地域におきましては、いわゆる民間開発ということで進んでいくわけでありまして、そういう中でこの開発区域内だけのこの道路ということで袋小路あたりがあつて、そういう場合にこの開発をする段階で既存の道路とつなぐような方法でできないかという一つの申請があつた段階で、そういう指導はするように指示はしているところでありますけども、実際的にはいろんなそこに住んでおられる方がおられまして、袋小路でここに関係ない車が入ってくるのは嫌だと言われて、その辺も難しいところがありますけども、ただその点々と開発がすれば、当然この狭い道路、里道等を使っておられるようなところもありまして、そういう面については狭隘道路の方法とかを使いながら、里道を町道に格上げしながら整備していく、あるいはまた汚水、それから雨水については下水道事業等に入ってきますけども、特に西部地域のほうではもう広く開発をされて、下水道の汚水のほうは整備されておりますけども、雨水のほうができてないということで、現時点でもかなり開発が最近進んでおりますので、そういう下水道の雨水対策事業等はこの町のほうの大きな事業として取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

ただ、民間といいますか、こういう土地区画整理事業法の法にのらないようなところにつきましては、やはりその区域内でいろいろ地権者の方の合意ができれば、いろいろ自分たちでされるということはあるかと思っておりますけども、その辺が課題でありますけども、なかなか放置しておくわけにもいかないようなところがある場合は、その関係者の方々が話がまとまれば、町

としてどの程度できるかということとは十分検討しなければならないと思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 先ほど第1回目のところで平成19年3月議会でどうのこうのというふうなことを、当時の議会の答弁を読み上げたところなんです、何か今の町長の答弁であれば、また振り出しに戻ったのかなあと。それでは、今11カ所の5,000平米から2万8,000平米と言われましたかね、その辺までの面積の整備ですね、その地域の。その辺は、じゃあ町のほうで主要幹線道路とか、そういう主要幹線道路とまではいかんでしょうが、主要道路あたりの整備を町でされる考えはないのか。全部民間にお任せをされる考えなのか、その辺を町長、もう一度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その道路のいわゆるミニ開発部分だけでなく、やはりこの町道として大きな道路を1本通すとか、そういう必要性のあるようなところについては今後十分検討して、特に西部地域のほうでもう既にそういう必要性の出るところもありますので、そういうものについては町のほうで道路事業として取り組んでいきたいと思っております。まだその開発、未開発の分につきましては、その地権者の動向等も見ながら、一挙にはできませんので、その辺は十分状況等も見ながら判断していきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長の進め方が手ぬるいということを指摘しまして、次の質問に移ります。

2番目が菊陽バイパス南側の菊陽第2土地区画整理事業についてということで通告をしております。

1番目が未施工区域の現在の進捗状況はということですが、菊陽バイパス南側の菊陽第2土地区画整理事業に関して、平成11年9月議会での私の質問に対する答弁では、第2地区のバイパス南側の完了時期として平成13年度までにはぜひとも完了させたいと考えているが、現時点での完了の時期は明言できないと答弁をされております。その後、平成14年度まで3回ほど、さらに20年の9月議会でもこの地域の区画整理について質問をしております。平成20年9月議会では、工期延長をして平成29年3月31日までに完了させるよう計画的に進めていくと答弁がありました。最近の未施工区域の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

菊陽バイパス南側の未施工地区ということで、これにつきましては以前のご質問で今おっしゃられましたようにお答えしておりますとおり、約3ヘクタールが未施工となっておりますけれども、現在の進捗状況につきましては、未施工区域内に約12名の地権者がおられますが、減歩に伴う収入の減少等を理由に、できるだけ工事がおくれたほうが良いと言われる方が半数ほど



おられますので、現在ご理解をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、課長の答弁を聞いてびっくりしました。この区画整理事業というのは、全員の同意がなくてもできる事業ではないかなど。全員の同意があって進められた事業ではないというふうに考えております。そうであれば、法にのっとって事業を進めておられることであって、今のような町長の考えで進めていかれるならば、工期というのはいないようなものではないかなど。これがどれだけ後々問題になってくるかというふうな思いがあるところであります。これらの未施工地域の土地の中には、仮換地指定を受けても、その地域の工事が終わるまで利用できない土地はないか、この地域の工事が進まないことによって区画整理区域内の関係者の方々が不利益をこうむることはないか、町長はこの現状で満足されているか、お尋ねいたします。町長に。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この第2土地区画整理事業につきましては、いわゆるこの町の施工でありますので、今都市計画課長が答えましたけども、こういったものについては同意がなくてもということはあるかもしれませんが、できるだけ理解していただきたいということで、今担当課のほうで努力をしているような状況であります。そういうことで、仮換地ができないということになると、いろいろ負担等が出はしないかということでもありますけども、その辺の詳細については担当課長のほうから答えさせたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたのは、区画整理で仮換地指定を行いますと、工事が完了するまでこの預託の土地は使ってはいけませんという使用収益の停止というのを行ってまいります。工事が完了しましたらお返ししますけども、その間の損失補償ということで補償するようになっておまして、現在バイパスの南側につきましては、議員おっしゃいましたようにまだ土地がお返しできない方が13名、面積にして1万平米程度ございます。その分が工事が終わって使えるようになるまで損失補償を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） やっぱり全体的な工期を考えますと、13名の方々に年間1,000平米当たり19万1,600円か何かの補償をされてるということなんだろうが、それだけで済む話ではないのではないかなど。やっぱり工期的なことで延長、延長、最初は13年度で終わる予定と言われながら、今度は平成29年度ですよ。極端な言い方をすれば、町の保留地を購入された方々はそれまで自分名義にはできない、それはもう全部の方々に言えることなんですけど、換地が終わるまで自分の土地であって自分の土地ではない、登記簿上効力がないというふうな状況ですよ

ね。この辺をやっぱりもうちょっと早く終わろうという気持ちがないことには、私はいかんのではないのかなあという思いがしとるところです。

今、言いましたように町長はこの現状を理解され、議会からの指摘を受けても前向きな姿勢をとられないのはどうしてなのか。また、今後の対応をどうされる考えか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） できるだけ地権者の同意を得ながら進めていきたいというふうには考えておりますけども、そう言いながらもなかなかできないってことであれば、この町施工事業ということで直接の工事でもできるということでもありますけども、そういう場合は当然訴訟等にも発展することが予想されるわけでもありますけども、そういうことで今極力同意が得られるように努めているところでもありますけども、余りにも長期間なかなかできないってことであれば、その辺は直接工事ということで、訴訟等も視野に入れながら取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） いずれにしても、対応が遅過ぎるというふうに私は判断をしております。

次の質問に移ります。

未施工区域の想定外費用負担は考えられないかと。今、町長が言われましたように、いろいろそういう手続的なことも含まれるかもしれません。いかなる事情が発生しても、熊本都市計画事業菊陽第2土地区画整理事業施工者菊陽町が負担することであり、菊陽町が費用負担することはないか、再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

今、訴訟の費用ということで……

（11番吉本 堅君「訴訟の費用はまだ。ならとりあえずそういう訴訟の費用とかもろもろが発生したときの負担が区画整理事業の菊陽町なのか、それとも町の一般財源を使うのかという意味です」の声あり）

バイパス南側の未施工地区が長引いた場合ということで想定外の費用が出ないかという、町が負担するのかというご質問かと思っておりますけども、事業が長引きましても事業量がふえるわけではございませんので、その結果で負担が生じるというのは、先ほど申しました損失補償が若干ふえるのかなと。平成28年末、29年3月31日まで予定しておりますけども、その間工事がストップしているわけじゃございませんで、まだほかにバイパス北側で進んでいないところもございまして、その辺を今南側ができない分はそっちのほうに工事費を回しているということで、事業費が膨らむ、あるいは町の負担が生じるということではございません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、例えばバイパスの南側が平成13年ぐらいまでに終わらせる計画だと言われながら、交渉等で難航するから問題は先送りといいますか、そういうふうな状況でやりやすいところからしようという考えかもしれませんが、そういうやり方をされておれば、後々やっぱり一番重要なところになってきて、当時の私の一般質問では年に2回ぐらいしか交渉に行かれてないという答弁のようでした。都市計画課長の答弁がそういうことであれば、今でも余り変わらんやり方をされてるのではないかなあというふうに思うところですね。事業がおくれることによって菊陽町都市計画課の担当課を張りつけることには変わりはないと思います。そういう面で町の負担増になるのではないか、またあつてはならぬことですが、交渉事がスムーズに進まず、裁判費用等の予定外の予算が投入された場合に、その予算は菊陽町の一般財源から支出されることはないか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

これにつきましては先ほど町長も申しましたように、区画整理事業につきましては地権者の同意をとる必要がございます。そういうことで、どうしても進まない場合は仮換地指定を行いまして、一方的に工事を進めることとなりますけども、納得されないまま仮換地指定して工事を進めると訴訟等に発展することも予想されますので、極力同意が得られるように努めているところでございまして、そのときは工事着手まで長時間かかるということもございます。ただ、区画整理事業としては進めなければなりませんので、やりやすいところから先にやっていくという気持ちではございませんけども、どうしてもできないところを無理やり仮換地指定を行って訴訟等まで発展させて行くよりも、どうせやる必要がある、できるところから先に急いでやろうということでございます。ご質問の想定外費用は考えられないかと、町負担等が出はせんかということでございますけども、これにつきましては区画整理事業に限らず、すべての事業におきまして訴訟等を想定をしておりませんので、訴訟等が生じた場合には当然想定外の費用というのは必要になるかと。ただ、裁判等を起こされますと、どうしてもそれを受けざるを得ないということでございますので、そういうことにならないように、先ほども申しましたように極力同意が得られるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） そういうふうに訴訟等にならんように努めておるとのことなんですが、やっぱり年に1回か2回ぐらい交渉に行かれるぐらいで話がまとまるとはちょっと私には理解しづらいところですが、町長、その辺のところはやっぱりもうちょっと町長の指揮系統一つで変わってくるのではないかなあと私は思っております。そこは町長の指導力に期待をしるところであります。

次に移ります。

未施工区域の着手時期、竣工時期はとしております。

この未施工区域の工事着手時期、竣工時期、菊陽第2土地区画整理事業内の保留地を売却するとき、買い主名義に所有権移転できるのは平成何年度と考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） 町長にということでございますけども、実質的に保留地を買われた方名義にするには都市計画法の手順がございますので、私のほうから答えさせていただきますけども、先ほど申しましたように平成28年度末を事業完了ということ今進めておりますので、事業完了後新たな地番ができるということで登記されますので、平成28年度末に登記というふうに進めております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、課長のほうで平成28年度末というふうなことで換地業務を終わるというふうな答弁のようでしたが、この未施工区域の着手時期、竣工時期のめどが立たない状況で保留地を売却されていますが、換地終了の時期の説明は十分されているのかどうか、その辺もお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

これにつきましては、先ほど申しましたようにバイパス南側がおくれていることによって事業がおくれているということではございませんので、保留地を売る場合には必ずその辺の説明はしております。いわゆる登記簿はございません、よって抵当権の設定ができません。抵当権の設定ができるのは28年度末ですということで説明しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 十分説明をされておるといことのようにですが、前回の質問にも取り上げましたが、この周辺地域は平成11年度、12年度に工事が終了しており、約10年間、その今未施工地域ですね、バイパス南側に関しては私に言わせればストップをしとるというふうに取り扱っております。交渉事が大変であるということは十分承知をしているつもりですが、それなりの努力をされずに工期延長を繰り返されるようでは、関係者の理解を得ることは大変難しいと考えております。私はこの件に関しての解決は、町長の取り組み方次第であると考えております。いずれにしても、町の対応のおくれを指摘し、次の質問に移ります。

次は、3番目の高齢者等が代理人に印鑑登録を依頼するケースについてということで質問をしております。

①が病院に入院しておられる本人、高齢者等の意見書、あるいは意思確認書を第三者が請求

するとき、町と病院との連携が必要ではということで質問をしております。

町のほうで、代理人による印鑑登録ということで用紙がありましたので、それを私もいただいたんですが、ちょっと前段だけを読み上げてみます。

代理人による印鑑登録を希望される方へ。印鑑登録はあくまでも登録を希望する本人が来庁していただき、本人に登録証を手渡しするのが大前提となっています。ただし、本人が病気等による入院や仕事での長期出張等の理由でどうしても来庁できない場合に限り、代理人による登録ができます。代理人による印鑑登録のポイントとして、1番目に代理人は菊陽町民に限ります。2番目が代理人の方には3回来庁していただく必要があります。3番目がご本人にお手紙、括弧で照会書と、で確認をとります。あと、1回目、2回目、3回目というふうな流れを説明してあるんですが、最近菊陽町で起きたことで、私も町長のほうにもお伝えしたかと思います。総務部長のほうにも、ちょっと緊急事態だなというふうな思いで、一日も早く対応をとっていただくべきではないかなということで相談をしたことがあります。

内容的には、土地取引の相手方が本人さんですね、90歳ぐらいの方が病院に入院をしておられると。その病院にその土地取引の相手方が行かれて、白紙だったのかどうかわかりませんが、ここにサインをお願いしますと。その90歳近くのおばあちゃんがそれを本当に理解をされた上での署名をされたかどうかというところは大変難しいところではありますが、その署名をいただかれて、さらに病院のほうの意見書あるいは診断書というふうなことで、町が求める書類を手に入れられて、菊陽町役場のほうに来られて、個人の印鑑登録ができ上がってしまったと。印鑑証明をとられたというふうなことで、法務局のほうでもその方の財産を所有権登記寸前でわかったというふうな状況がありました。その後、その関連で何千万円という金を貸したと言われるということなんですね。ということで、何千万円という請求が来たということでした。このときは看病に来られた娘さんに、90歳近くの本人さんがよか男が2人来て、ここにサインをしてくれと言われたからサインをしたということと言われたそうです。そのことを娘さんが家に帰られ何げなくご主人に言われたことで、ご主人が何かおかしいと感じられ、法務局、警察、役場等へ出向かれて、偶然問題が発覚したということでした。

ここで言えることは、悪意の第三者が実印をつくり、印鑑登録をして、印鑑証明書を持てば人の財産はなくなるということです。これと同じようなことが、全く同じようなことです、その代理人の方が関係するようなことが、今私のところにほかお二方から相談があつとるんですが、全く状況は一緒です。何千万円というふうな被害を受けているのかなというふうな状況であります。ここで言えることは、これと同じですね。ここはちょっと言うたかもしれませんが、とにかく悪意の第三者が実印をつくり、印鑑登録をして、印鑑証明書を持てば人の財産はなくなるということです。最近になって、この代理人の方の名前が偽名であったということもわかりました。契約に必要な書類ができてしまった後で警察、弁護士等相談をしてもなかなか問題解決にはつながりません。菊陽町では現在も区画整理事業が行われており、民間企業の進出に伴う関係業者の方が常に菊陽町と一緒にやっておりますと言われると、地元の土地所有

者の方々には信用される場合がたびたびあるのではないかなど考えております。特に、菊陽町職員の方々や民間業者の方々と一緒に地権者宅を訪問されることはくれぐれも用心をしていただきたいと考えます。このことを前置きしまして、質問の1番に入っていきたいと思います。

1番目は、病院に入院しておられる本人、高齢者の方の意見書あるいは意思確認書を第三者が請求するとき、町と病院との連携が必要ではというふうに通告をしております。

高齢者の方が病院に入院され、役場に行けず、代理人による印鑑登録を請求されるとき、町が病院から医師の意見書の提出を求めることがあります。そのとき、医師の意見書がどのような使用目的で必要なのか、本当に病院に来られた方が真の代理人なのか、早急に町と病院が連携をとる必要がないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 町民課長。

○町民課長（堀川正信君） お答えいたします。

質問に答える前に、印鑑登録制度について説明させていただきます。

印鑑登録及び証明制度は、町に登録した印鑑の印影と登録者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所を表示した証明書を交付するもので、印鑑登録証明書を文書に添付することによって、その文書が本人の同一性と本人の意思を確認する手段とされています。印鑑登録証明書は不動産登記、自動車の登録、公正証書の作成等、法令の規定に基づき提出を義務づけられている場合のほか、権利義務の発生、変更等を伴う行為について広く利用されているもので、生命や財産に影響を及ぼす重要な書類であります。印鑑登録証明書を取得するためには、まず印鑑登録が必要です。印鑑登録をすると、印鑑登録証という磁気カードが交付されます。

次に、印鑑登録の手順を申し上げます。

まず、印鑑登録できる方は菊陽町に住所がある方や外国人登録のある方で、満15歳未満の方や成年被後見人の方や印鑑登録の意思確認ができない方は登録できません。

次に、印鑑登録の手続について説明します。

印鑑登録は本人申請が原則です。手続の厳密を期するため、本人であることや登録の意思を確認します。免許証等官公署発行の顔写真つきの身分証明書で確認を行い、登録します。免許証等官公署発行の顔写真つきの身分証明書をお持ちでない方については、申請当日は申請書の受け付けのみを行い、本人であることと登録意思を確認するために自宅に照会書兼回答書を簡易書留郵便で郵送します。照会書確認の上、回答書欄に申請者本人が記入、押印し、健康保険証、年金手帳等の身分証明書とあわせて町民課窓口へ持参していただくことにより、登録が完了します。しかしながら、登録申請者本人が既に菊陽町で印鑑登録している方に保証人になってもらい、登録を行う場合は照会回答を省略することができます。

それから、登録申請者が病気やその他やむを得ない理由で役場へ来て申請できない場合は、代理人による申請も可能であります。代理人による印鑑登録申請の場合は、必ず照会回答方式になります。代理人は3回来庁していただきます。1回目来庁された代理人に、代理人による印鑑登録手続について説明し、代理権授与通知書と意見書をお渡しします。この代理権授与通

知書は登録申請者本人が記入、押印するもので、意見書は登録申請者本人が確かに入院しているか、また登録をする旨の自己意思能力があるかを主治医から証明してもらい、第三者意見として町が確認する参考資料です。この2つの書類を持って2回目来庁されたとき、代理権授与通知書の代理人が菊陽町の印鑑登録住民であることを代理人本人の確認のため免許証等の官公署発行の顔写真つきの身分証明書で確認を行います。その後、入院されている登録申請者本人あてに、町から簡易書留郵便で照会書兼回答書を郵送します。そして、3回目代理人は登録申請者本人が記入、押印した照会書兼回答書と登録される印鑑を持って申請します。代理権授与通知書と照会書兼回答書を照合し、その際も代理人確認を免許証等官公署発行の顔写真つきの身分証明書で行っております。

さて、質問の町と病院との連携についてお尋ねですが、代理申請で問題となるのが代理権授与通知書と照会書兼回答書の記載が申請者本人の意思により本人の直筆で記載されたかどうかであります。このため、町では同一世帯の親族以外の代理申請の場合は、町職員が医療機関に直接出かけ、登録申請者本人に対し印鑑登録の確認と代理依頼の有無について確認をし、主治医からの意見書も証明してもらうよう考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 課長の言われましたように、一度そういうことがあったということですから、早急にそういうふうな対応はとっていただきたいと。1つの病院だけじゃなくて、町内の全域の病院のほうにそういう連絡体制をとっていただくなればと思っております。

次に移ります。

町は代理人に対し本人との関係を示す書類を求める等、何らかの対策が必要ではと。今、一つの対策として言われたんですが、印鑑登録のための代理人は菊陽町在住であればだれでもなれるという規約だそうで、菊陽町在住を確認する住民票というのは、その日のうちに受け取ることができ、現実的には何の縛りもなく代理人になれるようであります。今回のケースは、この土地取引の相手方が90歳近くの方が入院されてる病院に行き、ここに名前を書いてくださいと書いて書かされた書類が、実はこの土地取引の相手方を代理人とする委任状であったようであります。このような人が医師の意見書を手に入れ、印鑑登録ができる体制をなくさなければなりません。印鑑証明が悪意の第三者に渡ってしまえば、簡単に財産がなくなることが考えられます。代理人に対し本人との関係を記入する等の書類的な対策が必要ではないかと考えます。さっきの課長の役場職員の方が自らこういうケースの場合には病院で確認をされるということも一つの方法だろうと思いますが、書類的になかなか難しいかもしれませんが、今は本人とわかっっても窓口では免許証をお見せくださいということも堂々となされる時代ですから、いわば第三者と思われるような方であれば、ちょっとその辺もできるかどうかわかりませんが、個人情報につながるかもわかりませんが、可能な限り用心をしていただくなればというふうに思いますが、一度検討の余地があるかどうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 町民課長。

○町民課長（堀川正信君） お答えいたします。

代理人の確認方法は、条例及び施行規則により代理人が菊陽町の印鑑登録住民であることと、代理人本人確認のため免許証等官公署発行の顔写真つきの身分証明書で確認を行うことと定めておりますので、本人との関係を示す書類を求めることはできません。しかし、①で答弁しましたとおり、直接病院に出向き、登録申請者本人の意思確認を行う際、登録申請者本人に確認をとってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 法的にできないことはできないということで、町民の財産に絡むことでありますので、慎重の上にも慎重にということをお願いをしたいという思いでおります。

次は、3番目ですね。

町は本人確認のため、本人に電話での印鑑登録の意思確認はもちろんのこと、さらなるトラブル防止策が必要ではとしております。

菊陽町在住期間の短い方が印鑑登録の代理人となっておられる場合、町は特に注意が必要と考えます。町の規約では、本人確認のため、場合によっては本人に電話をして登録の意思確認をするとありますが、必ず本人に電話をして、印鑑登録の意思の確認をします。それでも心配なときは、町が先ほど言われましたように本人のところに出向いて、本人の意思確認をすることは必ずやっていただきたい。これは今、先ほど答弁がされておりますので、そういうふうに念押しです。

次に移ります。

4番目ですけど、町は町民がトラブルに巻き込まれないよう、町広報等で町民に呼びかける必要はないかと。

今後ますます高齢化時代を迎え、多くの高齢者家庭、あるいはひとり暮らし家庭がふえていきます。言葉巧みに何回も何回も訪問されると、その方を信用され、通帳や印鑑を簡単に渡してしまうケースが考えられ、全財産を一瞬にしてなくしてしまうこととなります。そのように、町民がトラブルに巻き込まれないよう、町広報等で呼びかける必要はないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 町民課長。

○町民課長（堀川正信君） お答えいたします。

町広報等に記載すれば、かえって不安を招くおそれがあります。町民の方がトラブルに巻き込まれるおそれがある場合、何らかの動きがあると思われまますので、町民の方からの相談等は窓口、電話等で個別に随時対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。



○11番（吉本 堅君） そういう慎重の上にも慎重にと。かえってあおることにもなりかねませんので、その辺は慎重にやっていただきたいと。

今回、菊陽町でトラブルを起こしたその企業というのは、平成21年3月に熊本県からの宅地建物取引業法の取り消し処分を受けておりました。しかし、今でもこの会社は菊陽町の地権者の方々との交渉をしているということです。これは、実際私のほうで確認をとったところであり、さらなる被害者を出さないためにも、関係地域の方々に早急に通達を出すことが必要であるのではないかなあと。また、何か区長さんあたりでも相談があった場合、先ほどの町民課長の言われましたように、正式に広報等で出すことは難しいかもしれませんが、それとなく伝えとくことは必要ではないかなと。バイパス近辺というのは、いろいろ土地の動きが非常に盛んにあつとるところでありますので、同じような被害者が出らんとも限りません。そこを十分注意をしていただきたいと思います。菊陽町では現在区画整理が行われており、民間の事業であったとしても、町の事業と勘違いを起こされる場合があります。町民の安心・安全を守るという町長のさらなる取り組みに期待して私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

なお、明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時8分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成22年6月11日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成22年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成22年6月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 4番 | 甲斐榮治君 | 5番 | 芝和長君 |
|----|-------|----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                   |       |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長           | 後藤三雄君 | 教育委員長             | 三島誠一君 |
| 教 育 長         | 赤峰洋次君 | 教育次長              | 水上孝親君 |
| 総務部長          | 大川育男君 | 福祉生活部長            | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長        | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 吉岡典次君 |
| 総務課長          | 阪本修一君 | 総合政策課長            | 松本東亞君 |
| 財政課長          | 實取初雄君 | 税務課長              | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長              | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長       | 宮本義雄君 | 環境生活課長            | 吉野邦宏君 |
| 町民課長          | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 |
| 農政課長          | 荒木一雄君 | 建設課長              | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長        | 坂本恭一君 | 下水道課長             | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長        | 平野誠也君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 図書館長          | 堀行徳君  | 学務課長              | 松本洋昭君 |
| 生涯学習課長        | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長         | 志垣敏夫君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。

大塚昇君、一般質問を許します。

○8番（大塚 昇君） 皆さんおはようございます。

私も農業をしておりますし、畜産をやっております。今一番心配なのは、口蹄疫の問題であります。

ようやく6月4日にえびの市で終息するかと思っておりましたけれども、6月9日にまた都城で発生をいたしまして、特に都城は日本一の畜産の市ということで、大変後の被害を懸念しているところであります。この世界じゅうで最も恐れられております家畜の伝染病口蹄疫の発生ですが、4月20日に宮崎県都城で第1例が発生しまして以来、6月3日現在関係者の必死の努力にもかかわらず247例、対象処分頭数が16万9,000頭を超え、爆発的な伝染となっております。消毒等の防疫措置だけでは治らず、ワクチン接種という最悪の方法がとられて、殺処分合計は30万頭を超える予定であります。私個人としましても大変心配しておりますし、熊本県への侵入を防止するためにも、万全を期して警戒しております。

しかし、2カ月も競り市場が閉鎖されており、経済的にも精神的にも限界に達しております。当然町にも支援をお願いし、消毒液等も補助していただいて大変ありがたく思っております。しかしながら、いつ終息するかわからず不安でいっぱいであります。私自身実際にやっております関係で、実際競りが4月末から5月に出す予定の乳牛の子牛を2カ月もそのまま飼育していかなければなりませんし、その経済的費用といえますか精神的苦痛といえますか、大変なものがあります。私たち菊陽の場合はまだ小さい畜産農家が多いわけですが、大規模な畜産地帯ではその被害というのはやはり農業ばかりの問題ではないかもしれません。昨日も佐藤議員より口蹄疫について質問がされ、またこの後も坂本議員より質問をいたされます。どうぞひとつさらなるご支援を町のほうによろしくをお願いをしたいと思います。

さて、今回の私の質問ですが、平成13年3月に第4期基本構想を議会で議決し、その後総合計画が策定され、その計画に沿ってこの10年間「人・緑・元気輝く生活創造都市」を目標にまちづくりを推進してこられました。達成できなかった施策や問題点、また新たな目標を次の第5期基本構想に掲げられると思います。それに合わせまして、町の将来についてという一つの項目のみで質問をいたします。

後、質問席にて順次質問しますが、通告しました順番を4と5を入れかえたいと思っております。

で、議長よろしくお願いをいたします。

後、質問席にて質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） それでは、少し前置きをいたしましてから質問に入りたいと思います。

ご案内のとおり、町は村から町政へ移行しました昭和40年から急速に発展を始め、昭和46年に新熊本空港が完成し、同時に熊本都市計画区域に編入されて武蔵ヶ丘団地も造成され、線引きとともに区画整理事業が進み、住宅地や道路網が整備されてきました。農業においてもほとんどの田畑において圃場整備がなされ、生産性を上げております。商工業においても大型店の出店を初め、近年は大企業の進出や光の森という新しい町の出現等で人口も3万7,000人近くになり、目覚ましい発展を遂げております。また、町は2年後に政令都市になる人口70万人の熊本市に隣接し、自然にも恵まれ、決して広大な面積ではありませんがすべてが有効に利用できる土地である。しかも、町にはJRの駅が3駅もあるように、他町村や市から比べると恵まれた町であります。しかしながら、これらの好条件を十分に生かされていない面も多々あります。今後高齢化現象がますます続く中、福祉の問題等も一つ一つ真剣に取り組みながら、日本一の町を目指し、まちづくりをされると思います。そういう願いを込めまして、①から質問をいたします。

①は請願が採択されている体育館を含めた総合グラウンド（スポーツセンター）の建設準備に取りかかる必要があると思うが、その考えを問うとしております。

町民体育館が昭和48年に建設され、町民グラウンド北側の野球場、ソフトボール場が昭和54年に完成しております。そして、その後南側陸上競技場、今はほとんどサッカーとして使われておりますが、昭和58年に完成しております。この町民体育館が37年目、町民グラウンドが30年になります。請願採択の体育館は天井も低く、バレーボール等の大きな大会が開催されなく、利用者が限定されております。老朽化も進んでおります。町民グラウンドも利用者のニーズ、以前は野球、ソフトボールから、今はほとんどグラウンドゴルフ等、また野球の試合等もあっておりますが、ニーズも変わっております。また、特に問題なのは駐車場が不足していることではなからうかと思えます。町の発展にふさわしい体育館を含めた総合グラウンド（スポーツセンター）の実現を望む声も大変高まっております。行財政改革を進めていく中、また各小学校の耐震工事の最中で財政的にも厳しい現状でありますけれども、早急な建設でなく、まずどのような取り組みを考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） おはようございます。

大塚議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

今、大塚議員のほうから出ましたように、請願の採択がなされておりますのが平成19年12月の町議会において、町民総合体育館建設に関する請願書が採択をされております。当時も紹介議員として今ご質問いただいた大塚議員の名前を出しているわけでありまして、かなりの期間を

過ぎていた状況でございます。現在の体育館、今議員おっしゃいましたように37年を経過しておりまして、大変老朽化もしておりますし、しかも手狭でバリアフリー等はないというような状況もありますし、町民のニーズに十分対応できていない状況もあると思っております。多くの住民の皆様様の強い要望でもありますが、特に先般から請願にも出ております菊陽町体育協会、あるいは菊陽町体育指導員協議会、菊陽町企業スポーツ連絡協議会、あるいは明日設立10周年を迎えます、県内ではたしか総合型地域スポーツとしては一番の設置じゃなかったかと思いますが、創立されましたスポーツクラブきくよう等いろんなスポーツ活動団体等からの要望も強くあるわけでありまして、ぜひ今言われました建設については取り組まなければならない重要な事業ということで受けとめております。スポーツ施設整備に当たりましては、先般から後藤町長もご理解をいただいておりますわけでありまして、現在進めております小・中学校の校舎耐震化の補強工事等、あるいは改築工事等がありまして、大型事業の進捗状況というようなものいろいろ勘案しながら、財政状況等も見ながら今般策定をいたします第5期の菊陽町総合計画の中に必ず位置づけをしてまいりたいと思っております。今後、菊陽町体育協会等の皆さんも入っておられますスポーツ関係団体の代表者、あるいは企業スポーツの代表者、学識経験者等で組織をされております菊陽町スポーツ振興審議会等にもお諮りをしながら、これからの町の将来像、あるいは人口規模に合ったスポーツ施設となりますよう、町民総合体育館や総合グラウンドの施設設備等についても十分、ひとつご意見を伺いながら基本的な事項を要約してまいりたいと思っております。精いっぱい努力をどの期間にどうということというようなのが今期間的にはなかなか申し上げられませんが、精いっぱい努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 今教育長のほうから大変なご理解と絶対必要性を認めておられますし、必ずや近いうちに実現するものではないかと思っております。

この総合スポーツセンター、総合グラウンドですけれども、この質問に関しまして大津町の総合グラウンド、また益城町の総合グラウンドを視察に行きまして、いろいろとお話を聞いたわけでございます。大津町の場合は26ヘクタールの広大な土地でありまして、多目的広場、弓道場、駐車場が820台、陸上競技場、サッカー球技場、また総合体育館の中にはトレーニングルームも併設されております。年間約16万人が利用されているとのことでありまして、ほかの施設を合わせますと24万4,000人が利用されており、係の人の説明によりますと3億6,000万円ぐらいのいろいろな波及効果、経済的な効果があると言われておりました。また、益城町におきましては9万8,000平米、9.8ヘクタールでありまして、総合体育館、陸上競技場、テニスコートをつくられております。事業費がここも大変高くて34億8,700万円とのことでした。土地代も含むということでした。

大津の場合は事業費が45億円ですが、土地代を含んでおりませず、土地代をかてますと60億円近くになったということでもあります。こういったことで、スポーツの振興、健康づく

りにも大変ためになっていると思います。菊陽町におきましても体育館、グラウンド合わせますと12万人近くの方が利用されておりますし、各小学校のグラウンド、体育館、中学校のグラウンド、体育館を合わせますと数字的には40万人近くの方が何らかの形で利用されているということで、大変必要性のある施設であるかと思えます。町の商工会の育成、地域の活性化など、ほかのスポーツ以外にもいろいろと波及効果があるかと思えます。その点の認識を町長の口からひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 体育館も含めたこの総合グラウンド（スポーツセンター）の建設につきまして今教育長のほうから答弁いたしましたように、必要性につきましては今議員のほうから言われましたように、私どもいろいろ郡体等がある場合に会場を見て回って、それぞれの施設の近隣市町の整備状況を見ておるところでありますけども、やはり昭和48年、あるいは50年代にできた施設ということで、当時の人口と比べますと相当ふえておるような状況で、手狭感というのは十分承知しておるところでありまして、今教育長が答弁したような内容で第5期の総合計画、これからいろいろスポーツ振興審議会の中でお諮りしながら、そういった中で出てくると思いますが、この振興審議会のほうにつきましては来年の総合計画に盛り込むといえますと、もう早速動きも始めていただきたいなというように思っているところであります。そういうところで、この5期の総合計画の中にはきちんと位置づけたいと思っておるところであります。精いっぱい頑張りたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） ただいま町長のほうからも精いっぱい頑張るといふようなことでございました。大津町の話をお聞きしますと、大津町にしろ益城町にしろ国体の開催に合わせての建設でありましたので、大変無理もあったかと思えます。菊陽の場合は広大な面積はアーチェリー競技で何の設備も要らずに芝だけ植えておけばよかったという感じではありますが、ほかのところは大変な事業費がかかっております。その点、そういったことで大津町の場合は平成3年より計画をされまして、8年ぐらいかけてようやく平成11年に完成しております。そういったことで、土地も必要だし、場所の選定も必要だろうと思えますので、第5期基本構想に、総合計画に載せられるということでもありますけれども、早急に検討委員会なり審議委員会なりを立ち上げられまして、先般の中部小学校の建設の二の舞にならないように、しっかりと準備をしていられるように希望したいと思えます。

次に、②に入ります。

町立保育所、保育園の民営化（2園の予定）は継続して検討するようになっているが、その後の経過と取り組みについてということで質問をいたします。

町立保育園の民営化についても、町の行財政改革の中での取り組みの一つであるかと思えます。平成20年3月に保育所運営検討委員会から民間でできることは民間での答申を受け、その後21年4月保育所民営化検討委員会から答申があり、4月27日に民営化対象保育園2園を新聞



のほうで発表がありました。保護者や議会に十分な説明がないままの発表で、大変混乱した記憶があります。9月において保護者等から1,000名近い署名をとられての民営化反対の請願が提出されております。常任委員会では継続審議でありましたし、それを受けてかどうかわかりませんが、町からの2園への民営化の条例変更についての議案の提出はなかったようです。その後請願は保護者等の思いを尊重するというので、12月議会で文教厚生委員会におきまして採択をされております。委員会では保育所の民営化を閉ざすものではないとの委員の皆様方の同意をとっての採択とされております。本来町の計画では、9月議会への議案の提出、11月に引受法人の審査、12月に引受法人の決定、その後合同保育の説明等を経まして、翌4月に合同保育開始となっていたというのが今までの経過ではなかったかと思えます。政府も幼稚園、保育園をこども園に一本化するという基本方針に合意したともありますように、まだ先行きが不透明ではありますが、町としましてその後の経過と取り組みについて質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 保育所の民営化についてのご質問でありますけれども、今経過につきましては大塚議員のほうからお話があったとおりでありまして、昨年5月に菊陽町公立保育所民営化計画を策定しまして、対象保育園の保護者及び臨時職員等に説明をしてきたところであります。そういった中で、この町立保育所の保護者会長の連名によります民営化の見直しの保育内容の充実を求める請願書が出されまして、請願につきましては今議員が言われたような取り扱いになっているところであります。

こういった中で、昨年の12月議会において国の保育所施策の動向を注視し、その内容を見きわめながら財源の問題と保育サービスの充実を総合的に検討し、民営化についての取り組みを進めていきたい旨をお伝えしたところでありますけれども、総務省によりますと12月に出しておりますけれども、国と地方が2分の1ずつ負担しております私立保育所の運営費を、国の負担を廃止し、子ども手当の財源に充てる。2番目に、運営費の不足分は、児童手当の地方負担分を回すという内容で、私立保育所の運営費を一般財源化するとの方針が示されたことに伴いまして、今後は子ども手当を初めとする子育て支援施策や制度完成を進めるということでありました。

民営化につきましての内容でありますけれども、国の方針というのは、そういうことは出されておりますけれども、まだ不透明なところがあって、それをまだ見きわめたいと思っております。この一般財源化ということになりますと、今年から私立保育所が2園開園いたしましたので、今は国のほうからこの負担分が3園ありますので、約1億5,000万円ぐらい今年も予算化しているところでありますが、これを一般財源化でいいますと、いわゆる普通交付税の需要額の中にこの相当分を算入するということだと思います。そうしますと、今町が受け取っております普通交付税といえますのは、いわゆる財政力等も上がってきておりますので、一時期一番来った時代は25億円ぐらいあったのが今は10分の1、2億5,000万円ぐらい

の交付しかありませんけども、そういった中に含めておるといような内容になるということ、町としてはこういうふうに変わるということになると、非常に心配しているところであります。

また、子ども手当の財源確保のための私立保育所の運営の一般財源化につきましては、国の地域主権戦略会議で議論はされるということでありますけども、現時点ではその方向性が見えない状況であります。今後平成23年度以降の方針が明らかにされてくるとおられますので、その結果を見ながら民営化の具体的な取り組みをどのように実施していくか、その方向性を検討していきたいと思っております。

また、さらに本年4月に私立保育所の2園が開所いたしたところであります。この2園とも既に定員を充足する申し込みがあつて、順調に運営されているような状況にあります。そういうことで、公立8園、私立3園の計11園になっておるところでありますけども、国の保育施策の動向とあわせて町内の公立、私立、それぞれの保育所運営の状況も見きわめながら町の方針を決定していきたいということで今考えておるところであります。そういうことで、具体的な取り組みに向けた動きというものは今検討をしているような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） その保育園の民営化に関しましては、ただただ中断しているとばかり思っておりましたけれども、いろいろな状況、条件が大変変わっておりまして、再考されているという感じであるかと思えます。私の考えでは、そのまま断行されていかれるものと思っておりましたので、自分なりに質問の内容を書いておりますけれども、若干変わってきたような気がします。そういったことでもありますならば、保育園の民営化も棚に上げてということでありますなら、職員の問題もそのままということであろうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現状としましては、保育所といいますとかなり臨時職を入れないと運営できない状況でありますので、現時点では今言われたような状況で、これまでと同じような形で町立の分については運営しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 本来ならば民営化というのは財源ばかりでなくて、子どものために、子どもたちがより豊かに、より安心して保育がされるよにとこの思いで私立化される予定であったかと思えます。それらもしっかりと考えていかれて、この後決断をしていただきたいと思えます。

次に移ります。次、3番です。

③都市計画でも10年後には人口4万1,000人と予測されており、一段と格差が生じると思うが、その地域格差是正をどう考えているかとしております。この問題は、私が13回今度一般質問になりますけれども、ほとんどに申し上げてきた質問であります。都市計画マスタープランの中に将来の人口動向がありますが、目標年次の平成32年、10年後であります。予測人口が4

万1,000人。内訳としまして、市街化区域内人口が約3万4,300人、市街化調整区域内人口が約6,600人と推測されております。平成17年次の国勢調査と申しますけれども、の人口より市街化区域はおよそ1万人、約46%の増加であります。市街化調整区域、いわゆる既存集落はおよそ2,000人、約25%の減少と推測されております。人口が増加するということが発展していると言われる一つの基準であるなら、ますますその人口が減る既存集落と都市部と言われる市街化区域内との格差が開くと思われましても、このことについて町長はどう思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 今前段のほうで人口の推計の件が出ましたので、若干ご説明をさせていただきます。

昨年6月に議決いただきました第3次菊陽町国土利用計画、それから本年3月に策定いたしました菊陽町都市計画マスタープランの中で、確かに10年後の平成32年度の人口予想は4万1,000人と推定させていただいております。これは行政区ごとに推計したのではなく、平成17年の国勢調査の結果や現在の年齢構成等の実態、近年の大幅な人口増加の状況、それとその終息などを考慮した推計手法でありますコーホート変化率法ということで推計したもので、この推計した数字が妥当ではないかなと思っただけで推計採用したものでございます。

確かに議員が今おっしゃったように、菊陽町の市街化調整区域に人口が集中すると確かに思われますが、調整区域内においても人口増加を見ているところでもあります。こういった形で、市街化調整区域内の推計した人口を今以上にふやすことや、地域の活性化に当たって総合計画課としては次のようなことを考えておるわけでございます。一つは線引きの見直しにつきましては、益城、合志市、嘉島町、菊陽町で市街化調整区域活性化連絡協議会というのを構成しておりますが、これらの団体と連携をとりながら熊本県に対して今後とも強力に線引きの見直しを要請していきたいと、そう考えてます。2番目に、近年集落内開発制度という制度を都市計画のほうで進めております。個人住宅建設を促進するための対策を引き続き講じてまいりたいと思います。こういうことで、市街化調整区域内においても人口が張りついてきたと思います。3番目に、地域を挙げて人口増につながる受け入れ態勢づくりを検討していきたいと考えてます。4番目に、地域のよさをPRする行事などを実施して交流の促進を図っていくと。5番目にインフラでございますが、道路、公共交通、店舗等の生活基盤整備の改善に努める。6番目に市街化調整区域は農業の生産基盤でございますので、引き続き農業の活性化に努めていきたいと、かように考えております。1番から6番目のことを申しましたが、これらは現在においても進めていることもございます。今以上に地域の皆様と連携をとりながら、地域の特色や環境を生かしたまちづくりを進めていきたいと、かように考えております。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 今総合政策課長のほうから言われましたことは、何回も都市計画課長からも聞いております。全く一緒の答えでありますけれども、今1番から6番まで言われました事

柄の具体的な政策を総合政策課では考えていかなければならないのではないのでしょうか。人口増を見込むと言われたが、その人口増はどうすれば人口増になるのか。農業をよりよくするためにはどうすればよくなるか。ただ、文言だけで今までなっていましたけれども、ちゃんとした総合政策課というのがあるわけですので、それらを踏まえて全体的に農政課、商工振興課、それらと連携してしていくことが必要ではないのでしょうか。都市計画は都市計画の具体策、それではやはりいかんと思いますので、ぜひ総合政策課が基本となって今後は進めていっていただきたいと思っております。

この地域間格差の是正というのは、先ほど言いました保育園の問題も一緒ですけども、子どもを守る、子どもの教育を立派にやる、そのことに次いで町の将来の大事な問題であるかと思えます。地域間格差の是正こそが菊陽町の発展につながるものと確信しておりますので、ぜひしっかりと肝に据えて取り組んでいただきたいと思えます。

次に、④に入ります。

南校区、白水台地は農振地であり、それ以外の開発は現時点では困難である。町の農業、農用地を生かすためにも農業公園（農業の拠点）のような施設の発想はできないかとしております。

平成12年に完成しております農業改善事業でつくりました総合交流センター「さんふれあ」、総事業費が12億8,000万円、国が2分の1の補助であります。現在は第三セクター有限会社さんふれあが指定管理者として運営をしております。農産物の直売所さん彩が年間3億円以上売り上げているものと思えますし、かなり農業の生産、農業者にも貢献しているものがあります。温泉センター、レストラン等もありまして、年間約45万以上が来客されて、消費者と農業者、かなりの交流にはなっていると思えます。しかし、町の将来の農業、農家を育てる施設としては十分でないような気がいたします。

そこで、国体道路、東西線の両側一帯は、農振地で農業施設なら転用可能でありますけれども、ほかの施設はなかなかできません。そこで、直売所、加工所、レストラン、前にもいろいろな議員の方々から言われたと思えますけれどもそういったもの、そして消費者も楽しんでもらうような公園を併設すれば、必ずや将来の菊陽町農業の拠点となり得ると思われませんが、そういったことについてどう思われるか質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問でありますけれども、お答えしたいと思います。

南校区、白水台地のほうの活性化につながると思いますか、そういった中で総合交流ターミナル、今「さんふれあ」がありますけれども、こういったものをつていうことかと思えますけれども、町のほうで考えておるのは、いわゆる南校区の白水地区につきましても、歴史的な文化、施設であります鼻ぐり井手の歴史的、文化的な資料となる加藤清正公の治水、利水事業や、自然と共生し、この白川という水を生かした学習を、また鼻ぐり井手もそうでもありますけれども、そういったところを鼻ぐり井手を起爆剤としていろんな取り組みができないかということで、

いろいろ検討はやっておるところであります。この鼻ぐり井手、加藤清正公といいますと、熊本県内でいろんな治水、利水事業に取り組んで、その実績があるわけでありますので、そういった鼻ぐり井手のところに来れば、県内の中で清正公が取り組まれたことがすべていろんな勉強ができる。また、全国的にもいろいろされているところがありますので、そういうようなところを起爆剤としながら、そこから規模拡大といいますか、今言われるような総合交流ターミナル的なものとは少し違いまして、その学習の場としても生かしながら、そして現在でも県内外から相当の方々年間訪れるようになったところであります。それもやはり南校区の人たちが、加藤清正公がつくられました鼻ぐり井手の築造400年祭、これを実施されたことによって、毎年鼻ぐり祭がまた今年も計画されておりますけども、そういうさつき総合政策課長が言いましたように、地域のよさをPRする行事などを実施して交流の促進を図ると言いましたが、それが南校区の場合はその動きが出て、かなり地元の方々で頑張っているところでありますので、そういうものを拡大させながら、この鼻ぐり井手周辺のほうの公園化といいますか、そういうところまで持って行って、その中で地元でとれる新鮮な農畜産物、あるいはそこから発展させた加工品等も販売をしながら、町内外から多くの方々に来ていただけるような施設、周辺整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

この件につきましては、そういった制度事業がないかということで、ずっと所管が関係課のほうにも一番合った事業がないかということで調査させておりますけども、これも政権が変わりまして、非常に補助金制度が今見えないような状況になっております。この総合交流ターミナルをつくったところであれば、また杉並木公園をつくったところはいろんな地域総合整備事業とありまして、非常に国が支援した時代でありますけども、そういったものが非常に今不透明なところはありますけども、引き続きそういう国の制度等活用できるものを探しながら実施していきたい。そのためにはまた今年も実施される鼻ぐり祭あたりを成功させていくのが大事ではないかと思えます。これには、地元の方々、そして施設は南地区だけではなく、町全体の中でも非常に町民の皆さん、特に西部地域の方々からもぜひ整備をして、この町の財産として持つてくるべきではないかという意見等もいただいておりますので、この件につきましても白水地区の経済効果に結びつく魅力あるものを想定しながら進めていきたいと思っておりますので、大塚議員におかれましても、南地区の方々と一緒に、ともに汗を流していただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） この④番の問題につきましては、ただいま町長から違った意味でお答えをいただきまして、鼻ぐり井手につきましては、大変南校区の一人としましたありがたく思っております。町長の意気込みもわかりますし、ぜひ町挙げて鼻ぐりのこういった遺跡は大事にしていかなければならないと思っております。地域間格差をなくすためには、ぜひ鼻ぐり井手も大事であります。

先日商工会のほうに行きましたら、商工会としましてもこういった鼻ぐり井手を頭に入れて

観光化に寄与されるものであるならば、一緒にやってしていきたいというような考えを持っておられました。確かにこの鼻ぐりはこれからの菊陽町にも大事なものであるかと思えます。私がこの④で言いましたのは、地域間格差ではなくて、農業そのものの問題であります。農業そのものをどうにかして守りながら育てる、そして近い将来絶対来ると言われております食糧危機に備えるためにも、ぜひ農業振興をしていかなければいけないという思いで、そういったプランを言ったわけでございます。仮に、そういったプランが民間、私たち農業者の手から、自ら計画されて実行に移すようなときは、町を挙げて取り組んでいかれる気持ちがあらわれるか、ひとつそれだけお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう町としましてはそういう地元の方々、そして民間という形になるかと思えますけども、菊陽町の将来のために、そして地元の方々が元気になれるようなことにつきましては精いっぱい一緒に協力し合い、そして町として支援できることは精いっぱいやっていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） それを聞きまして、大変安心をいたしました。

それでは、次の⑤に入ります。

県下でも一番恵まれた環境下での町であるが、いろいろな問題が発生しておりますが、解消やこれ以上の町に発展させるには職員が不足しているのではないかとしております。課によっては仕事の内容で事務的の仕事が多い部署、反対に対外的な交渉等が多く、時間外での仕事が多い部署などさまざまであろうかと思えます。私自身の考えとしましては、事務的、それに皆さん方追われているように見受けられます。新しい発想を練ることが大変不足、不十分な気がしております。行革でも職員定員管理の適正化について、人口や業務量の増加の動向を踏まえ住民サービスを低下させない範囲として調整する、減らすとなっております。22年度予算書では、職員数205名、21年も同様であります、205人となっております。行革で削減するばかりでなく、条例定数であります221に近づけるぐらいに増員できないか質問をいたしたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま議員も申されましたように、第3次の菊陽町の行財政改革を平成17年に策定しておりますけども、その中では一応この計画は推進計画なんですけども、平成18年から平成27年間の10年間一応計画でございます。その中で基本方針なんですけども、効率的で効果的な行政運営、それから財政の健全化、それから住民と行政の協働による安心・安全なまちづくりということで掲げております。その中に目標も一応設定しておりますけども、財政指標では経常収支比率の82.5%以内、それから公債費比率を15%以内、それから歳入の確保、それから歳出の削減ということで、人件費の抑制等がうたわれているところでございます。そういった中で、職

員の状況について申し上げたいと思います。

ただいま申し上げました平成17年12月に策定しました行財政改革大綱の中では、平成17年4月1日現在で217人の職員につきまして、5年間で10人を減らすことを目標としておりました。平成22年4月1日、本年ですけれども、職員数が211人ということでございますので、5年間で6人まで減らすことができたところでございます。目標達成まではできていないという状況でございます。

それから、隣接の市町村の状況を少し申し上げますと、平成21年4月1日現在の職員1人当たりの人口を近隣市町村と比べてみますと、菊陽町が168人、それから合志市が本町と同じく168人、それから大津町が151人となっており、大きな差はないようでございます。それから、総務省の類似団体で比較しておりますけれども、その資料に基づきますと、全国の市町村の人口や産業構造が類似した、菊陽町もこの類似した150団体の中で比較してみますと、平成21年4月1日現在の総数は平均より22名ぐらい少ない状況となっております。ただ、これらの人数も市町村によって行政課題、それから行政サービス、各種事業などのどのあたりに重点を置くかによって組織の編成や職員配置が異なりますので、単純に人数だけの比較ではできないと考えているところでございます。

例えば、本町の特徴を申し上げますと、民生部門の中では他の市町村と比べまして保育所の職員数が多い。それから、土木部門の中では都市計画事業それから下水道事業等の事業を実施しておりますので、市町村の中では事業をしてないところもあるわけでございます。そういったところについては、職員の配置がされておられません。本町では現在都市計画関係等の事業を推進しておりますので、土木部門の職員数が多くなっている状況でございます。

それから、西部地区の武蔵ヶ丘支所でございますけれども、戸籍等の窓口職員が他の町村と比べて多くなっているという状況でございます。一方で保育所を除いた民生部門、それから教育部門などは少ない状況となっていると思われまます。

今後の対応なんですけれども、最近の急激な人口の増加に伴い、業務量の増加、行政需要の多様化それから高度化が急速に進んでいる状況にありますので、職員数の確保については、今後町の発展のために財政的なことなどを含めて、総合的な見地で対応していきたいと考えているところでございます。また、現状の職員数では対応できないような場合の人員の確保、あるいは行政サービスに支障が出ないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） ただいま課長から説明をしていただきました。

企業は人なりと言われるように、行政も職員次第ではなかろうかと思えます。ただ単に無駄を行革によって20人も減らすとか、何人減らすかということじゃなくて、住民が一番でありますので住民サービスに努めていただきたいと思えますし、その事業量によっていろいろ差があるようですけれども、事業が終わればそういった人間も異動があるかと思えますけれども、無

駄に人をふやすという意味ではありませんので、ぜひ人口がふえている、特に西部地区等では大変若い人もおるし、いろんな問題も発生していると思いますので、やはり今の人員では私は足りないと思います。ぜひ人員増を考えていただいて、やはりいろいろな目標に向かって職員の方が頑張っていかれるように希望したいと思います。

これまで私が4つ申し上げて、議長に申して番号を変えていただいたのも、今までの事業をやるには人間が足りないのではないかということで、最後の5番目に職員の増加を持ってきたわけです。ぜひ、それらを酌み取られまして、日本一の町になるように、職員の皆様がやる気を出して頑張ってくださいようにならしていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、まだまだ後藤町長、いっぱい秘められた部分があるかと思っています。日本一のまちづくりを目標に、ぜひ力を出していただくようお願いをし、またお願いでなくて指摘をしたいと思っています。それから、今日もう少し時間がありますので、登壇して最後の締めを行います。

最後になりますが、ここで登壇をさせていただいて、最後の締めをいたします。

これまで私は先ほど言いましたように一般質問が13回目になります。ほとんどが町へのお願い、期待、こうしてくれ、ああしてくれという要望やそういったものばかりでありました。先日の小林議員、吉本議員のように的確な数字をつかんで行政に指摘をするというようなことがなかなかできません。そういったことの反省を込めまして最後の締めを申し上げたいと思います。今回も人の言葉をかりまして締めをさせていただきます。

前は文豪の夏目漱石の言葉でありました。今回は海外に目を向けまして、第35代アメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディの言葉、就任演説の一説をかりて締めをいたします。

祖国があなたに何をしてくれるかでなく、あなたが祖国、国のために何ができるかを考えてほしい。町に置きかえれば、住民がごみの減量化に協力したり、また住民自らの手でまちおこしを行うことではないでしょうか。アクティブ・シチズン、これはまだ生きている言葉だと思います。終わります。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○9番（福島知雄君） おはようございます。議席番号9番の福島知雄です。よろしくお願ひします。

約8カ月前に国民の期待を背に華々しくデビューいたしました、当時70%以上の支持率を得



まして誕生いたしました鳩山政権でありましたけども、支持率20%を割り、ついには任期途中で政権をほうり投げ終えんを迎えたわけであります。政治と金の問題、あるいは普天間問題など、大きな課題を残したままであります。内閣総理大臣が1年ごとにかわるようでは諸外国の信用も得がたいし、政治も安定しません。当然のごとく経済にも大きな影響を与えます。新しく選出された総理大臣菅さんは、非世襲議員で市民感覚を持つというふうに言われておりますけども、国民の目線に立った政策、経済成長、財政再建、社会保障の一体となった改革を期待するところであります。

ところで、本町におきましては9月26日に町長選挙が予定をされております。後藤町長におかれましては任期期間中全身全霊で職務に取り組んでもらいたい。いい意味でこれぞ後藤だというようなカラーを出してもらいたい、そのようにエールを送りながら通告に従いまして質問してまいりますので、質問に対しては町長に答弁を求めていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

なお、質問事項2の町内中小零細企業の育成についての中で、②の商工会より提出されている要望書に具体的な要望事項が明記されていると、その各項目について今後の対策を問うという質問におきましては、提出されている要望書が議員の皆さんに配付されているということでありましたので、各項目は通告書には明記しませんでしたけども4項目あります。それぞれの質問要旨ということでご理解をお願いいたします。なお、議長の了解をいただいていることを申し上げておきます。あとは質問席にて進めてまいります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、まず初めに質問事項1番目の町営住宅建設についてということで、①の建築の構造概要はということでもありますけども、本町におきましては今後光団地、古閑原団地、それぞれの町営住宅の建てかえが予定されております。一昨年完成いたしました駅裏の原水団地、これRC2階建てで立派なマンションみたいな町営住宅が完成したわけでもありますけども、今後建設予定の光団地、古閑原団地の建設計画としては、躯体構造をどのように計画しているのか、町長に答弁をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町営光団地につきましては、昭和41年、42年度に2カ年間で61戸が建設されております。また、古閑原団地につきましては昭和43年度に20戸建設されておまして、いずれも40年以上が経過しまして、大変老朽化も進んでおまして、建てかえ計画を立てているところであります。平成21年度に光団地及び古閑原団地の基本設計を行いまして、今年度光団地の実施設計を行うことにしております。まだ実施設計につきましては発注はしておりませんが、基本設計段階で構造の概要を申しますと、木造平家建て2DKを12戸、木造2階建ての2DKを12戸、木造平家建ての3DKを4戸、木造2階建ての3DKを20戸、計48戸と団地集会所1戸を平成23年度から26年度までの4カ年で建設するというようにしております。また、古閑原団地につきましては、木造平家建ての2DKを4戸、木造2階建ての2DKを4戸、木造

2階建ての3DKを8戸の計16戸を建設することといたしております、平成25年度に実施設計を行い、平成26年度、27年度の2カ年に分けて建設する計画としているところであります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 構造的には木造ということで、大変結構な計画であるというふうに思います。春夏秋冬があります日本の気候におきましては、木造づくりが一番適しているんじゃないかというふうに思うところであります。木の香りがする、人に自然に優しい住まいづくりを期待いたします。

その木材をどのように調達するかという話になるわけですが、②の町有林に植林している樹木を利用する計画はないかということでもありますけども、町有林には約60年前後の杉、ヒノキが、それも真っすぐに伸びた立派な木がたくさんあるわけですが、この町有林は現在菊池森林組合のほうに管理委託をしているかと思っておりますけども、その菊池森林組合の話によりますと、60年前後の木が木材として使用するのに一番最適であると。また、山林を管理していく上で、あるいは山のサイクルとして一番適しているというようなことでありました。幸い菊陽町の町有林がある旭志から大津にかけての材木、木というのは大変色、材質ともに非常にすぐれているというような話でもありました。また、管理道路が割と整備されておりまして、切り出し作業、運搬というものが割としやすい状況にあるんじゃないかというふうに、私も見に行ったときにそういうふうに感じたわけであります。鳩山総理のコンクリートから人へではありませんけども、せっかく町有林で立派な木がたくさんあるわけですから、町発注建築工事において、ぜひ今後とも町有林の木を有効に使っていただきたい、そのように計画を練っていただきたいと、そういうふうに考えるところであります。

コスト的に言いますと、要するに製品を買うのと山から切り出してそれを製材し製品にするまでの費用、これ比較をしますと、立木を伐採してそれを利用する場合に、どのような材木をとるためにどういうふうに製材していくかということで、やっぱり原価も変わってくるみたいであります。例えば、一つの丸い木から角材をとって、残りを板材に使用するとか、バス板あるいは天井、屋根裏材に使用するとか、あるいは先のほうは垂木に使用するとか、そういった材木のとり方によって変わってくるというようなことでもありました。菊池森林組合には、製材所も保有しております、一連の流れでいけばコスト的にも安く上がるんじゃないかと、私が森林組合に行って話を聞きましたときには、そういった話でありました。この森林伐採には、町長もご存じのように県の補助金があります。いろいろ条件はあるわけですが、森林間伐の方向でいけば、大体68%ぐらいの補助があるかというふうに思います。なお、補助金申請はその山林が所在する森林組合のほうでしていくというようなシステムになっているようでもあります。標準事業費をベースに補助額が決まっておりますので、調べればすぐわかるかというふうに思いますけども、ぜひ菊池地域振興局あるいは森林組合と協議して、町有林の木の利用と補助金がどのくらい出るか、調査検討をしてもらいたい。町長はその辺のところをどのよ

うに考えているのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今福島議員が言われましたように、いわゆる町有林に植林している樹木の利用計画を町営住宅の建設に活用されないかということでありますが、言われますように菊陽町の町有林と分収林は、大津町、菊池市、及び阿蘇市に約137ヘクタールほどございまして、その町有林には今言われましたように昭和10年代から20年代に植林した杉、ヒノキがございまして、主にヒノキであるかと思えます。植林から50年、60年が経過しまして、伐採の時期を迎えている樹木も多数ありますが、これまでは住宅木材の需要低迷及び価格低迷の影響を受けまして、伐採をしてないというのが現状でありました。町営住宅の建てかえにこの町有林の樹木の利用計画はできないかということでありまして、担当のほうにもいろいろ検討させたところでありまして、町営住宅となりますと入居される方が限られた方々になりますし、このヒノキの柱が町営住宅の場合に、まだ今のところ設計等はできておらないような状況でありますけれども、ヒノキの柱が外壁や内装で隠れたりして、ヒノキのよさがわからないのではないかということでもあります。また、部屋の内壁とか床に使用は可能だと思えますけれども、言われますように建築費の問題がありますし、また住宅を退去される場合の内部補償等でもどの材料を使っていたかということになりますので、そういった面で入居者の負担が大きくなるのではないかということが考えられるところでもあります。そういう意味から、町営住宅での使用はかなり難しいのではないかという考え方をしておりますけれども、ただ町といたしましては、この町の財産、先人の方々から昭和10年代から20年代にかけて植林されたというこの大事な町有林でありますので、今回建設を予定しております中部小学校や菊陽中学校での利用はできないかということを考えているところでもあります。ただ、言われますようにコストの問題、こういった面もありますが、この補助制度等があるということでもありますけれども、この件についても調査する必要がありますけれども、一方で森林組合関係のほうのいろんな通常の経費がかかっておるということで、伐採していろいろ収益がある場合については、そちらのほうにも還元するようなこともあったかと思えますけど、詳細については担当のほう把握しておると思えますが、そういう面もあるかと思えます。

また、利用する場合には、いわゆる伐採後に乾燥させる期間というのがかなりかかるんじゃないか、いろいろ自然乾燥、人工乾燥といろいろあるかと思えますけれども、それから経費がかさむようなこともあるかと思えますけれども、せっかく持つておるこの町有林の杉、ヒノキが伐採時期もちょうど60年ぐらいが一番適しておるというような話も聞きますし、直径で40センチから50センチくらいに育っているというような状況にあるということでもありますので、町営住宅のほうにつきましては、また詳細な設計の中でも出てくるかと思えますけれども、できるならば子どもたちや多くの人たちが利用する小学校や中学校のほうで活用していきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今町長の答弁で、小学校建設に使っていきたいという意向でしたけど、恐らく内装材としてかと思えます。そういった学校あたりに使えば、廊下あたりにヒノキの板を使えば大変すばらしいものができ上がるんじゃないかというふうに思っております。

なお、さっき町営住宅に関してはちょっと難しいという答弁だったんですが、ヒノキを使うのにはよさが隠れるということでしたんですけども、そういった隠れる部分には杉を使うとか、廊下の部分にヒノキ材を使うとか、腰壁に杉の目のきれいなやつを使うとか、そういったいろんな方法はあると思うんですよね。コスト的な問題も言われましたけども、さっき言いましたように間伐のほうでいけば補助金もありますし、また切り出すときの管理道路、これの車が入りにくいとか通らないという場合は、この管理道の整備の補助金もあるわけです。そういった県の補助金を有効に使って、当然町の財産を活用していただきたいというところでありませぬ。乾燥におきましては、町長が今言われましたように自然乾燥、昔は自然乾燥だったんですけども、山で伐採してそのまま1年間ぐらい山に寝せて、自然乾燥で1年後に製材するという方法が主だったんですけども、現在は機械乾燥が普及してまして、大体平均的な乾燥機械で一度に40立米ぐらいの乾燥をするということです。これが工程的に大体1週間で40立米ぐらいの乾燥をするということですから、計画的にやれば十分その辺は対応可能かなというふうに思うところです。ぜひ町営住宅においても、この町有林の木を全部とは言いませんけども、できるだけ多く消費していただけるように、まだまだこの計画に間に合うと思いますんで、ぜひよろしくお願いたします。

ちなみに、先ほど大塚議員の質問でも大津町の例を挙げられましたけども、大津町のほうではご承知のように美咲野団地に小学校を建設します。これに大津町は町有林を550立米使うという話でした。550立米といいましてもぴんとこないかと思えますけども、木造戸建てで大体35坪前後の家で大体50立米使うんです、平均的に。ですから、550立米といたしますと大体11戸分ぐらいです。これを町有林の木を使用するということです。なお、今年の1月から3月の間に伐採したということで、計画的に進めてきたと。補助金申請は年度で申請する場合と年申請する2通りがあるらしいです。だから、大津町のほうは1月から3月の間に伐採しましたが、年で申請しますから1月から12月までの間で有効ですよということです。だから、そういった方法もありますので、いろんな方法を駆使してぜひ活用の方向でいってほしい、そのようにお願いしまして次の質問に移ります。

質問事項2番目の、町内中小零細企業の指導育成についてということで、①の商工行政の方針を問うということでもあります。

景気の回復の兆しがあるといったものの、経済環境は依然厳しくデフレ傾向にあるというふうに言われております。そんな中、本町中小零細企業は業績が悪化しているんじゃないかというふうに危惧されております。国の基幹産業である農業振興はもちろんでありますけども、都市化した本町において商工業の指導、育成は町内の景気浮上はもちろんでありますけども、雇用の促進、あるいは税の増収と、そういったもろもろの問題を考えたときに、喫緊の課題だろうか

というふうに思っております。そういうようなことで、今後本町の商工行政全般をどのようにつかさどっていくか、町長に政策方針を大枠のところで答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 商工行政の方針を問うということでありまして、今議員が言われましたように昨今の中小企業を取り巻く情勢というのは、リーマン・ショック以来一部の大企業で回復の兆しが見えているものの、依然として厳しい状況が続いているようなところであります。あわせて、雇用情勢も中小の企業情勢と同様に厳しい状況であります。

このような中、商業に関しましては、本町の場合光の森を初めとする区画整理事業等の推進によって人口の増加が顕著となりまして、流入人口の増加も相まって、第3次産業が全体的には飛躍的に発展してきているような状況にあります。

一方、既存集落の商店等におきましては、大型ショッピングセンターの立地やコンビニエンスストアの台頭などにより集客が激減しまして、廃業に追い込まれるケースが多々見られるのも事実でありまして、このことは本町のみならず全国的な問題であると見ているところであります。

このような中から、具体的な解決策がなかなか見出せずに、商店主の自助努力をというほかそこにゆだねる方法しかないというのが実情であります。なお、経営相談につきましては、商工会のほうで行われておりまして、行政としましても商工会のほうと連携をとりながら、またサポートしていきたいというふうに考えております。

次に、工業に関しましては、数多くの企業、事業所が本町にもあるわけでありまして、こちらのほうも非常に厳しい状況にあることは、商業と変わりないところであります。

昨今、企業誘致を進めたことによりまして、大企業の立地が図られたことは大変喜ばしいことでありますけれども、このような企業と連携した地域産業の振興、また新たな産業の振興を図っていかねばならないと考えております。

以上のことを踏まえまして、町では一つの方策として商業、工業のみならず、農業と連携した事業を展開していくために農商工連携を促進する取り組みを昨年度から始めたところであります。具体的に申し上げますと、緊急雇用対策事業の一環であります農商工連携強化と促進事業を実施しまして、地域資源を活用しました商品をリストアップをしております。そういった中で、ニンジンしょうちゅうも今年の4月から販売できた一つの取り組みであります。ほかのものについてもそういう取り組みをしているところであります。

引き続き、そのリストアップをした商品を実用化するために、町内商工業者の方と農業関連団体との連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

また、緊急雇用対策関連事業に加えまして、菊陽町商工会さんが事業主体となって実施されます中小企業地域資源活用促進法の関連事業であります小規模事業者新事業全国展開支援事業を、これに本年度取り組まれるところでありますけれども、この事業を町としてサポートしながら、農商工の連携による新たな商品及び新たな産業の構築に努めてまいりたいというふうに考

えるところであります。商工会のほうでは、さっきの大塚議員のところでは鼻ぐり井手の関係も申しあげましたけども、この事業を使って、鼻ぐり井手関係の、そういった鼻ぐり祭等、そしてこの観光資源となるようなことについても支援していただくということになっているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今町長もろもろの方針対策を示されましたけども、ぜひそういった方針が実現できるよう、よろしく願いするところであります。

県の統計によりますと、本町の商工業者は1,009事業所であります。そのうち672事業所が小規模事業者であります。実に約7割が小規模事業者になるわけですけども、このような現実を踏まえたとき市場の景気動向、あるいは今町長が言われましたように、商工行政の方針によりまして大きく左右されてくるのが町内のそういった零細業者であるわけです。

そこで、②の質問に入っていきます。

商工会より提出されている要望書に具体的な要望事項が明示されている。その各項目について今後の方針、対策を問うということであります。町内商工業者の指導、育成につきましては過去何度か質問いたしました。昨年ほかの議員さんも質問されておりますけども、今年も4月30日に商工会より町のほうに町内商工業者の指導、育成についてということで要望書が提出されております。今回はその件についての質問をしたいというふうに思っております。

全部で4項目ありますが、各項目についての町長の方針をお伺いしたいと思います。

まず、最初に今後予定の町発注工事において、地元建設業者への格段の配慮をお願いするということであります。

本町では、地場産業指導育成の方針に基づきまして、町発注工事において町内企業の発展に尽力されているということは大いに評価をしたいというふうに思っております。しかしながら、まだまだ十分とは言えないのが現状ではないかというふうに思っております。さらなる地元業者への配慮をお願いするということで、今後の方針についてこの件が1点。

それと、あと一点が、特に建築工事におきましては、1次下請、2次下請あるいは3次下請、そういった下請企業がたくさんあります。一つの工事を完成するのに大体30から40の業種を必要とするんじゃないかというふうに思われます。そういった建設業者の下請業者が本町にはたくさん存在するわけです。また、下請を業としている、そういった企業は零細業者がほとんどでして、先ほど言いましたけども、今日のような大変厳しい経済状況のもとでは、自助努力ではどうにもならないのが現状であるわけです。そういった町内業者に救いの手を差し伸べるためにも、町内発注において、落札業者に町内業者の下請利用を強く要望してもらいたい、これが1点。

以上、2点についての答弁をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま質問のありました件で、現状につきまして私のほうからお答えしまして、その後に町長のほうから大きな視点での方針を示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、地元建設業者への格段の配慮という点での、建設工事におきます町内発注の状況について、議員の皆様にご報告させていただきます。

平成21年度の建設工事につきましては、全体で89件について入札を行っております。指名競争入札で行っておりますけれども、そのうちまず町内のみの入札を行いましたのが70件で78.7%となっております。金額については申し上げます。

次に、町内を含む建設業者さんについての入札状況でございますけれども、12件について入札を行っております、これが13.5%。この12件のうち、町内の建設業者さんが落札されたのが5件、それと町外の落札が7件ということになっています。

最後に、町外業者さんのみでの入札となりましたものが7件ございまして、特殊なものになりますけれども、これが7.9%という状況でございます。これがまず第1点目の現状ということでお話しさせていただきました。

次に、下請の状況ということでもお尋ねがありましたので、これも現状についてご報告させていただきますが、先ほども申し上げましたように21年度発注が89件ございましたが、そのうち北山議員さんからの12月の質問の際は途中経過でございましたので、それから件数がふえておりますが、下請を利用したものが33件ということで報告いただいております。

そのうち、町内業者の元請によるものが30件、下請が33件で、町内業者さんが元請であったものが30件。そのうち、これは町外業者へ下請を出さざるを得なかったものが14件というふうになってます。また、町外業者さんの元請によるものが、下請のあったもので3件ございまして、この中では町外業者さんへの下請が1件と、町内業者を含む、先ほど建築では数社にわたって下請が出てくるということを申し上げられましたけれども、その複数業者による中に町内業者さんが含まれるものが1件という状況でございます。

以上、2件についての現状をお話し申し上げました。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

まず、町が工事の請負、それから物品の調達、業務の委託等発注します際の基本的な考え方でありまして、これは適正な品質の確保を前提としまして、公正な中に競争による業者を選定していくということでありまして、すなわち安くてよいものを調達するということでもあります。このことを踏まえた上で町内業者を優先的に指名することにより、町内業者の育成を図っていきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、活気ある地場産業の活動は活力ある菊陽町の発展を支える一つの大きな要素となりますので、請負業者が下請を利用される場合には、町内に当該下請工事の施行のできる業者がおられる場合には、積極的に町内業者を利用させていただくようお願いを

徹底していき、町内業者の育成を図っていく方向で進めたいというふうに考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 1点目の質問におきましては町内業者を優先的に利用していくということで、利用率が80%近くになっているということで大変結構な方針だと思います。今後、維持、継続の方向でぜひお願いをいたします。

2点目なのですが、建築関係の下請についてなのですが、落札業者をお願いをしていくという町長の答弁でありました。これが、なかなかただお願いするぐらいじゃ使ってもらえないんです。私は以前商工会の役員をしていましたところに、町発注の工事を落札した業者に、建築組合の役員の方々と一緒に営業活動に行ったことがあるんですけども、なかなかそれは手厳しいです。なかなか使ってもらえない。ああ言ったりこう言ったり、あの手この手かわってきます。そういった会社の事情があるんですけど、それぞれ下請の企業というのを抱えていますんでそういった事情もありますけども、なかなか手厳しくて使ってもらえないのが現状なんです。また、そういった落札業者が言うことは大体決まっているんです。同じことを言うんです。入札して落札しますから、落札したら我が社の物件であると。町が何と言おうと我が社の方針があると。または、この物件は大変予算的に厳しいと。だから、あなた見積もってもできないんでないのというような、大体同じようなことを言うんです。やはり、町発注時点で現場説明会を行いますよね、建築の場合は。その折に強く、よほど強く要望しないと使ってもらえない。それが現実なんです。町の町内業者の建築、下請あたりがどんどん入っていけば、当然消費も町でしていくこともふえてきますし、金が町に落ちていくということで活性化にも当然つながっていくわけです。ぜひ町長、町長は現説に参加されませんが、現説に参加される担当課長なり、部長さんなりから強い要望、ただお願い、よかったら地元を使ってくれじゃなくてぜひ使えと、頼むと。別に個別の企業を推薦するわけじゃないですから、そう違法性もないわけです。地場産業育成、地元商工業の育成のためにぜひ地元を使ってくれということで、そういうことをぜひ指導していただきたいと思いますが、町長この辺どうですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現説のときそういう、これがどこまでできるかというのは非常に担当のほうにも私のほうもそういうことはできないかという話をしたことがあるんですけども、その辺どこまで踏み込めるかということがありますが、十分検討して、やっぱり地元の方々にできるだけ仕事が来るようにというのが一番大事でありますので、その辺を十分また検討させていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひそういうことでよろしくお願いします。やはり、企業が地場産業の企業がもうからなければ、その地域は基本的によくなりません。活性化しないんです。そういったことで、町長の強い今後の指導力を期待いたします。



それで2番目なのですが、町発注の事務用品について地元商業者への発注をお願いしたいということです。町内発注と町外発注の比率、これは恐らく出てないかと思うんですが、出てなければ大まかなところで結構です。これ、消耗品関係、主に。そういったところでお願いします。それと、今後の取り組み。町長、簡単に時間もありませんが、あとまだ残ってますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 私のほうから、申しわけありません、町長が答弁いたします前に若干現状を今わからないかもとおっしゃいましたけども、わかる範囲でお答えします。

町が21年度において調達しました消耗品のうち、これには書籍とか給食関係、教材などが入っておりますので、その辺では特に町内業者では調達が困難であろうというものがございませぬ。この辺の伝票を除きまして集計しましたところ、学校関係でもやはり特殊なものが多いございませぬので、学校を除いて町の施設で調達したものが約2,500万円程度ございませぬ。そのうち、町内の業者さんから調達したものが約84%の約2,100万円程度でありました。大方を町内業者さんから調達させていただいているという状況ではあります。この数字はきちんと精査、一件一件の伝票その中身まで調べたものではありませんので、概算ということでお聞きいただきたいと思ひます。なお、町外では隣接の熊本市や大津町の業者さんがほとんどとなっております。

ここで、町内業者さんというのは、ここでは町内に本店、支店あるいは営業所等を構える業者さんということで整理したところでございませぬ。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 商工会の要望の一つに、いわゆる事務用品等の地元業者への発注という要望が出ておるところでありますけども、これも先ほど申し上げましたことと全く同じでありまして、できるだけ安く良質のものを調達していくというのが基本でありまして、また効率的で効果的な調達を進める中で、地元の業者さんをお願いできるものはなるべく町内の業者の中から調達することによって育成を図るということに努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 町内利用率が80%を超えているということで、大変結構な方針かと思ひます。今後さらにそういった町内利用というのを進めていってもらいたいというように思っております。

それでは、次の3番目の超高齢化地域と既存集落への移動販売を実施する経費の一部助成ということでもありますけども、高齢化が進む中で、買い物難民が全国で600万人いるというふうになつております。ここに読売新聞の5月9日の記事がありますけども、経済産業省が買い

物難民へ支援策ということで、スーパーの閉店や商店街の衰退などで高齢者が日々の買い物に困る、いわゆる買い物難民の問題について支援策を提言する報告書を近く公表するということであり、移動販売や宅配サービス、商店への送迎バスの運行などについて自治体や住民、流通業者らが連携して担うよう提言するということです。

ここに横浜市集合住宅の例が載っているんですが、約30棟が並んでいる団地なんですが、ここでは週1回青空市場が開かれて、野菜や魚、こういった生鮮産品あるいは日用品を販売していると。これはNPO法人でしているということです。この団地は、よく武蔵ヶ丘団地にちょっと形態が似ているんじゃないかと思えますけども、団地内のスーパーは14年前に撤退し、その後に入ったコンビニエンスストアも2007年に閉店、近くのスーパーまで行くには高齢者の足で二、三十分かかると。団地住民の約3割が65歳以上であるというようなことです。高齢者の見守りと支援を目的に厚生労働省が始めた補助事業の対象となったということでされております。こういった交通便のいい都会でも買い物難民が増加しているということです。本町におきましても今後高齢化が進んでくるのは間違いありません。自家用車以外の交通アクセスは決して本町においてはいいほうではありません。その辺のことを考えたときに、超高齢者地域、あるいは既存集落への移動販売は目的解決の一つの有効な手段ではないかというふうに考えるところです。さらには起業、これは事業を起こすですね、起業支援策として、または移動販売購入者一部助成などしていくということは、町長いかがなんでしょう、どうなんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 商工会のほうにおかれましては、事業計画における重点目標の一つとして、いわゆる高齢化社会の到来による町の社会福祉協議会との協力連携による福祉事業の研究というのを掲げられておまして、高齢者福祉の観点からの今回の要望もそういうことだと思います。この件につきましては、社会福祉協議会のほうも今年武蔵ヶ丘団地内にあるショッピングセンター内に、あそこでいろんな高齢者の方々の相談とかに応じながら、社協としてできることを展開するような今計画を持っておるわけでありまして、今回の要望の件につきましては、また現状を社協のほうと、それから商工会のほうで十分話し合いもしたかと思えますけども、町のほうでも十分現状を把握して、そして検討すべき事項が多々あると考えますので、それをもって判断していきたいと思えます。

一つの手段としては、今巡回バスを回しておまして、それを利用できる人は、個人で出られる人はそういったものを利用されておるかと思えますけども、なかなか年をとってきますと足腰が悪くなって外の外出もままならんという人たちがふえておりますので、そういった状況も把握しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今町長が言われました武蔵ヶ丘ショッピングセンター、町長が言われたように社会福祉協議会がこの中に入って行くということで、多少この地域も変わっていくんじゃないかというふうに期待はしております。

なぜこういった質問をするかという、先ほど言いましたけども、この団地も大変高齢化しているわけです。日々の買い物に大変困っていると。近くに光の森がありますけど、そこまで買い物に行くにも車が運転できなかつたり、あるいは家族の支援を受けられなかつたり、また歩いていくにはちょっと遠過ぎるんです。そういったことで大変困っておられます。そういった場所に毎週1回でもいいですから、青空市場なり、朝市なりを開いて支援策をとっていけば、この地域の住民の方々、特に高齢者の方々というのは大変助かるんじゃないかと。そういったことをしていただければ、ボランティアでこの地域の方々が配達なんかをしてあげますよという話もあるんです。この地域の高齢者の方が、4階建て、5階建てですから、買い物袋を持って高齢者の方が4階まで上がるのは大変なんです。それを買ったら、配達ボランティアで地域の方がする人もおりますという話もあります。ぜひ前向きに検討して、実現の方向で何とかしていただきたい。

例えば、菊池のまんまに出店されている方々あたりと協議をして、こういった方に週1回なり、朝市あるいは青空市場を開いてもらうと。当然、当初は採算ベースに乗らないと思うんです。その間だけ町のほうから何らかの補助をしていくと。そういった対策もとれるんじゃないかというふうに思っています。町長、この辺のところも含めて、ぜひ検討をお願いします。よろしいですか、お願いしておきます。

それでは、次に行きます。

4番目ですが、商工会と一体となった商工行政を進めるため定期的な連絡協議会の開催というところですけども、本町に地域づくりあるいは地場産業育成のためにひざをつき合わせて10年、20年先のビジョンを語り合えるような、そういった場がないんじゃないかというふうに思っております。近未来のまちづくりを語る、要するに近未来を語れる場がないということになるわけですが、本町にはいろんな会議がありますけども、形式的な会議じゃなくて、本当にガチンコでできるような会議の場を開催していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。以前、企業連絡協議会ということで設立したということをしてまいりまして、今設立されまして、年1回開催されておりますけども、今回それとは別な意味での商工会、町内の唯一の経済団体なんです、商工会は。その経済団体である商工会と町とで、定期的な連絡会議を開催していただきたいということなんです、町長どうなんでしょう、この辺は。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ご指摘のように、商工行政を進めるためには、直接商工業者の方との接点になります商工会の連携というのは大変重要であると認識しているところでありまして、このことから事務レベルでは頻繁に協議打ち合わせがなされておまして、先ほど昨年度から実施しましたニンジンしょうちゅうの発売に向けての協議あたりもやってきて、さらに新しいことも取り組み始めたということで、非常にそういう面では連携が活発になってきたと思っておりますけども、まだ不十分な点、いわゆる事務レベルといえますか、それを超えてまたそれぞれ

商工会の代表の方々といろいろな話し合いをするのは大事であるというふうに思っているところ  
であります。この連絡会を開催するところにつきましては、お互いが必要と判断される事項に  
ついて、不定期であっても開催をしていくことは非常に大事なことだと思っておりますので、  
ぜひそういう面では連携をとりながら実施したいと思います。

特に、今年から町の夏祭りのほうも商工会が主体となって、そういう動きのほうも一緒に連  
携しておるわけでありまして、この4番の件につきましてはぜひこちらからもお願いし  
て、できるだけお互いの意思疎通ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ありがとうございます。ぜひ、町長の前向きな答弁でありますし、傍聴  
席のほうに商工会の事務局の方もお見えになっております。当然今の答弁聞かれたと思いま  
すけども、ぜひ有意義な連絡会ができることを期待しておきます。

ところで、熊本県ではまちなかづくり推進事業の募集ということで、県の労働観光部長名で  
通達がっております。どういうことかといいますと、事業の趣旨として、地域の顔となる元  
気なまちづくりを推進するため、商店街などで行う社会問題の解決に資する取り組みや、地  
域の特性を生かした活性化対策、商店街の環境整備のために実施されるソフト事業及びハード  
事業に対して支援を行う市町村に対して熊本県が補助を行うという事業なんですけども、補  
助対象事業者として、商店街組織、共同店舗、商工会、本町には商工会議所はありません  
けど商工会議所、共同出資会社、第三セクター、地域活動団体、そういったもろもろの団  
体なんですけども、事業の対象として、ソフト事業として空き店舗などの対策事業、それ  
と高齢者の利便性の向上に資する事業、これ宅配事業です。それと活性化事業、これI  
T化とか環境問題等です。それと子育て支援事業、これはベビーカーの貸し出し等です。  
それから、ハード事業として街路灯の設置、街路のカラー舗装、噴水、花壇、ベンチ等  
の設置、交流施設、物品預かり所、駐車場、駐車場等の来町者用共同施設の設置、こ  
ういった施設、それとファサード整備として店舗外統一、外観を統一するということ  
です。案内板、そういったやつです。それから、防犯カメラの設置、その他イベント  
広場、公園緑地、公衆便所等商店街の機能を高める施設等、こういう事業を目的とし  
ているんですけども、この対象事業者は先ほど言いましたが、商店街においては本  
町では三里木商工繁栄会があります。それから、共同店舗においては、先ほど出まし  
た武蔵ヶ丘ショッピングセンター、それとショッピングプラザ通称サンリーです。それ  
とか、商工会はもちろんですけども、第三セクターとして有限会社さんふれあ、こ  
ういった対象事業者があるんですけども、これに対して本町はどのように協議、検  
討してきたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今議員がおっしゃった事業に関しましては、現在のところ  
は直接的に取り組みはしていないんですけども、この辺も先ほど町長が申し上げられた  
ように、商工会様と連携をとって進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 商工会と大いに連携をとって、ただ商工会と連携をとりますことで逃げてもらいたくないんです。ぜひ本気になって取り組んでもらいたい。この今言いました事業というのは期間がありまして、平成22年5月12日から6月30日、今月末までなんです、残り20日間。こういった県あたりの補助金を大いに有効に活用してまちづくりをしていくということが肝心なことじゃないかというふうに思っております。やはり、国、県の補助金を上手に活用して住みたい町、あるいは住んでよかったと言われるような町、あるいは安全で安心して暮らせる優しいまちづくり、こういったものに取り組んでもらいたいというように思うところです。商工課長よろしくお願ひします、いいですか。

そういうことで、時間もあと3分ですけども、ちょっと早いですけど質問を終わらせていただきます。

今回の質問は、1つ目が町営住宅において町有林の木を有効に活用してもらいたい。それから、学校関係の建設においても、町有林を利用してもらいたいというように提案をしたわけですけども、2つ目が商工行政の方針を質問しました。いずれの問題も、町民の日々の生活に直接関係する課題であります。町長の割と前向きな答弁をいただいたんで大いに期待するところであります。町長、行政方針は100%になりませんので、行政面は100%になりますんで、前向きに取り組んだ失政というのは許されることもあるかというふうに思っております。粉骨砕身町民のために頑張っていたいただき、もろもろの課題に対して町民の生活向上、幸せのために町長の英断を期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時3分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○1番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。議席番号1番の坂本秀則です。

まずは、今回の口蹄疫感染拡大に関し、畜産農家の方はさぞかしご心痛のこととお察しいたします。一日も早く口蹄疫感染問題が終息しますよう祈望し、心よりお見舞い申し上げます。

議長に許可をいただき、訂正をお願いいたします。質問事項3番の1、PTAでの給食費徴収は違法ではないかを、PTAでの私会計は違法ではないかに訂正、また2の町で徴収はできないかを、町での公会計にはできないかに訂正をお願いいたします。

今回の質問は、まず1番目に口蹄疫について。2番目に原水駅周辺整備について。3番目に給食費未納について。4番目に菊陽中学校耐震工事についてを質問いたします。

それでは、質問席で質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 質問事項1番の口蹄疫についてですが、皆様も昨日からのニュースには驚いたかとも思われます。宮崎の西都市で口蹄疫の感染の疑いの牛が陽性であったこと、また昨日まで日向市、西都市、宮崎市で口蹄疫の感染の疑いがある牛と豚が発生したとの報道で、お昼のニュースで陽性だったということでした。

終息に向かうと安堵していただけにショックでたまりません。昨夜牛の繁殖農家の方にお話を聞いていたのですが、7月市場再開の予定だったのだが7月の市場開放も無理かもしれないということでした。

そこで、質問いたします。昨日の佐藤議員の質問で大まかなことはわかりましたので、ポイントを絞って質問いたします。

まず、①の町内及び近隣市町村に発生したときの対応マニュアルは作成しているのかについて質問いたします。

本町は国道、県道、町道またJR、国際便もある空港もありますので、発生した場合、どのくらいの規模で何カ所ぐらい消毒ポイントを定めるのか。また、町内で発生した場合の殺処分した個体の埋立場所はあらかじめ決めておく必要があるのではないか。例えば、Aさんの牧場で発生した場合はこの土地、また本町には大きな牧場も何カ所かあります。そういったときに、自衛隊の演習場を含む国有地また県有地、町有地、そこで埋立処分ができるのか。地下水に影響があるのかないのか。また、狂牛病のときにも協力をいただいた環境組合の東部清掃工場も利用できるのか。その点マニュアルに入っているのかを質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

最初の消毒ポイントはということですが、これにつきましては、まず菊池郡に入りましたときは県庁が対策本部になりまして、現地対策本部が菊池地域振興局になります。それから、2市2町におきまして、家畜伝染病発生時の相互協力という覚書を結んでおります。そこで協議しまして、菊池郡内の主要道路、そういったところの消毒ポイントを決めまして、各応援態勢をいただいて消毒する予定にしております。

それから、埋設でございますけど、まず私有地、町、県、そういった方面で考えているところでは。

それから、汚染については、まだちょっと今のところそこまで考えておりませんでした。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ご質問のうちの、殺傷された牛あるいは豚等についての環境保全組合での処分についてですが、これにつきましては一般廃棄物に該当しませんので、環境

保全組合での廃棄ということは考えられないかというふうに思っております。

それと、地下水への影響ということですが、地下水への影響についてはまだデータとして整理はできておりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 本町は空港にも隣接してしまっていて、またJRの駅もあります。それに原水テクノパーク、結局グローバル化というか、国際的なところが多いですけど、空港とか駅とか、常に常備消毒できるような体制はできないんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 空港につきましては、県のほうから依頼してあります。JRについても同じく県のほうから依頼されると思います。うちのほうではJRについてもやっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 3回目ですけど、埋設の場所です。もう今から検討していったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 畜産農家の方に一応相談していきたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 次に、2の質問に移ります。

2の質問の、消毒薬の無料配付はできないかについてですが、市場が閉鎖され2カ月になります。市場が閉鎖されたため、畜産農家、特に繁殖農家さんでは収入もなくなり、経済的にも苦しい状況で、また繁殖農家さんでは頭数もふえ、牛舎が満杯状態のところもあると聞きました。こういう状況の中で牛舎内の消毒も欠かせないとのことで、消石灰については町が無料配付、また組合のほうもそうされているようですが、消毒薬に対しては足りないような状況らしいです。

本日の新聞に県の口蹄疫緊急総合対策の記事が載っていましたが、その中に消毒薬助成もあり、県と町が助成し合って消毒薬の無料配付はできないか質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 本町におきましても、消毒薬につきましては今のところ補助ということで考えております。

一部補助ということです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 今日新聞に載ってました県の口蹄疫緊急総合対策の予算ですが、消毒薬に対しては1億3,000万円ですか。これ、まだ情報入ってないでしょう、どの程度になるとか。じゃあ、町の補助率はどの程度になりますか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 消毒薬につきましては、上限1万円を予定しております。限度額を1万円ということで予定しております。

（1番坂本秀則君「購入1回に対して1万円ですか」の声あり）

いえ、購入に対して1万円ということです。限度額を。

（1番坂本秀則君「割合じゃないんですね。なら、購入1回が1万円だったら、もう1万円いいわけですか」の声あり）

いえ、2分の1で上限が1万円です。すみません。

（1番坂本秀則君「2分の1ということですね」の声あり）

はい。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） できれば県の補助も今日新聞で出るような報道ですので、もう抱き合わせて無料配付ができるように努力してほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） それは、一応県の補助等を見ながら検討したいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 続きまして、③の対象農家への税の猶予及び堆肥舎等の免税はできないかについてですが、今回の問題では町内の養豚農家さんは一環経営がほとんどで、肉豚の出荷はできるので経営上の問題はまださほど出てないとのことでした。一番苦しんでおられるのは牛の繁殖農家さん、また酪農家さん、そして二、三年後に影響が出てくる牛の肥育農家さんであります。

今回の市場閉鎖で5月ないし6月に出荷できなかつた町内の牛は、赤牛、黒牛合わせて48頭、肉牛のスマール牛、通称ぬれ子が80頭、老廃牛が10頭で合計138頭です。仮に、7月に市場があいても、出荷月例が過ぎた牛は肥育農家さんが嫌い、安くなるそうです。また、出荷頭数が3カ月分なので、暴落の可能性もあるとのことでした。

そこで3番目の質問ですが、堆肥舎に関しては本年度で免税が打ち切られるということで、このような非常事態なので、ぜひとも来年以降も免税できないか質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） ただいまの質問にお答えします。

まず、堆肥舎等の免除につきましては、今坂本議員が言われましたように畜産堆肥舎等の減免につきましては、菊陽町畜産堆肥処理施設等に係る固定資産税の減免に関する規定が平成



13年11月16日に制定されておりまして、この規定の第3条によりまして100分の100で現在免除しているところであります。これにつきましては、今のところは近隣市町村の対応状況を見ながら必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 町長にも同じ質問ですが、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、坂本議員が言われるように一日も早い終息を願っておったところでありますけれども、昨日都城に出たということでありまして、さらに今日の新聞を見てみますと、宮崎市、日向市でも発生があったということで、非常に情勢が変わってきたということでもあります。そういう中でありまして、熊本県のほうにはこれはもうぜひ入ってこないような対策が必要だと思っておりますけれども、閉鎖されておった市場のほうも7月から再開されると聞いておりましたけれども、この辺が今坂本議員の話によりますとまたいろいろ続くということになれば、畜産農家が受けられる打撃は非常に大きいものになってくるかと思っております。そういうような状況でありますので、実際どの辺まで広がっていくか、また終息に向かうかということでもありますので、その件は状況を見ながら、やはり出荷できないといった面でいろいろ飼料等の負担額もふえるということもあるかと思っておりますけれども、その辺は十分状況を見た上で、県のほうも支援策が出てきたところでもありますので、そういったものと県のほうの対応あたりとタイアップしながら、町としての対応はやっていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 税務課長にお聞きします。

税の猶予も近隣市町村と合わせるわけですか。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） それにつきましては、町税の個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、法人町民税については徴収を含めた納税相談をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 続きまして、4番目の出荷月例が過ぎた分のえさ代の補てんはできないかについてですが、畜協の資料によりますと、交付市場が1カ月延期された場合の1頭当たりの飼料費として、去勢牛のえさ代が最少額が1万2,332円、最大額が1万4,768円。雌牛に関しては最少額1万1,434円、最大額1万3,862円。乳牛のスマール牛はミルク代及びえさ代が月平均で約1万2,000円かかっているそうです。阿蘇市では、臨時議会で牛1頭当たり1カ月間1万円のえさ代の補てんを決定したそうです。本日発表の県の助成金を合わせると1頭最高1万4,000円ぐらいの補てん額になるようですが、また菊池市では一律ではないのですが、えさ代の補てんを予算化したそうですが、本町も阿蘇市と同額程度の補てんはできないかについて質

問いたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、昨日佐藤議員の質問でお答えしたところでありますけども、熊本県ではこの飼料代助成金を含めて、畜産農家の負担を軽減するための予算措置を準備しているという昨日の状況でありました。今日の新聞を見ていますと、具体的にその辺の予算化された内容が書いてありますけども、こういった状況が出た中で、本町としても今近隣市町等の状況も出ておるところでありまして、その辺の状況も十分把握しながら、そして町の畜産農家の団体であります、先般も石灰等の補助のときにも要望がありましたけども、そういうところの話を十分聞いた上で、町のほうとしても強化した支援策というのを検討した上で対応していきたいというふうに思います。

特に、市場の再開がまた延びるということになると、相当な影響が出ると思いますので、その辺の状況も十分把握した上で判断したいと思います。そういうところがあった場合、把握した上で対応する場合につきましては、また臨時議会なり、あるいは専決処分のほうで対応していきたいと思いますので、議員の皆さん方にいろいろとご理解もお願いしたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 畜産農家さんは、今回の問題で大変心労が重なっておられます。町としても最大限の努力を望みます。

それでは、2番目の原水駅周辺整備についてに移ります。

①の駅入り口西側及び北側入り口に駐車場を設置できないかについて質問いたします。これは、一緒にあわせて質問いたします。

私が19年6月議会で質問した際、原水駅南と北側の整備は、空港線延伸に合わせて一体的に考えるとの答弁でしたが、菊陽空港線の延伸はいまだめどが立たない状況だと私は認識しております。

それより、駅北側の原水駅線の拡張に伴って駐車場の整備はできないか、また南側については、駅入り口西側に駐輪場もなく、入り口まで自転車を駐輪している状態で、階段を上れない高齢者や足の不自由な方は大変迷惑されております。景観上も大変見苦しく、今はタクシーの運転手さんがこの自転車の整理に当たっているそうです。もうタクシーの営業にも支障を来しております。原水団地が見事に完成した今、また駅北側の原水線の拡張がなされる今こそ、駐輪場の設置をする時期ではないだろうかと考えます。そこで質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、お答えいたします。

まず、駅北側入り口の駐輪場でございますが、現在はちょうど原水駅線とJRのフェンスの間のスペースに駐輪されておりますが、この場所が拡幅計画をしております原水駅線の道路改良工事につぶれることとなりますことから、原水団地入り口にあります団地の緑地の一角に駐

輪場スペースを確保したいと考えております。

また、駅入り口西側につきましては、議員が申されましたようにタクシー2台分のスペースがありますが、その東側の改札口前の一段高いところに約80台の自転車が駐輪されております。ここは本来なら駐輪できないスペースではないかと思われませんが、これは正式にJRと駐輪場の設置の協議を行いますと、いろいろの制約から現在の台数の確保ができないのではないかと思います。現在はJRの厚意で改札口前までとめさせていただいているような状況ではないかと思います。そういったことから、駐輪場だけの整備では解決しないと考えます。将来的には駐輪場を含む駅周辺の整備が必要と思いますが、一体的な整備になりますと事業費もかさむと考えられますので、財政的に厳しいこともありますことから、今後国の補助制度等を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 2番も一緒にやりますけど、じゃあ階段のバリアフリー化も同じ見解なんですかね。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） ②番の駅入り口のバリアフリー化ですけども、改札口前の一段高いところは幅が、東西ですけど約30メートル、奥行きにつきましては約8メートル、段差が階段で4段程度で70センチぐらいあるかと思います。ここは県道と同じ高さにした場合に、奥行きが短いことから改札口前でやはり段差をつくる形になるのではないかと思います。やはり現在のタクシー乗り場の西側と、東側に大きい樹木がありますけども、そちらのほうからのスロープで上がるような形状でないスペース的に無理ではないかと思います。

先ほどの駐輪場の整備で申しあげましたように、駅周辺の整備とあわせて駐輪場、駅前のバリアフリー化等の一体的な整備が必要と考えますので、先ほど申しあげましたように、国の補助制度等の検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 駐輪場に関しては国の補助制度を利用してそこで検討するということが、結局大きな木とかを倒して、今できることとすれば、バリアフリー化するならば、入り口東側の大きな木を排除してスロープをつけるとか、簡単な工事で対応できないかと考えますが、そこはいかがですか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今申しあげましたスペースは、すべてJRの敷地になっております。

JRと協議を行いますと、やはり部分的な改修では許可がおりるかどうかはちょっとわかりませんが、一度それをやれば次に大々的な改修をやるのに、JRと協議がスムーズにいくかが今のところちょっとわかりませんが、今タクシーをとめてあるところから東側の樹木が

あるところまでがすべてJRの敷地になっておりますので、JRとの協議が必要となってきますので、そのところを、ちょっとまだ何とも言えませんけども、部分的な改修ではちょっと協議が調わないのではないかと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） JRとも協議された上で国の補助も受けて、いち早い、今までどこも、日本じゅう、全国見ても入り口に階段があんなにある駅は多分ないと思うんですよね。一日も早い、使いやすい原水駅にしてほしいと思います。

それでは、3番目の……。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 原水駅の南側のほうでありますけど、今言われたように非常に現状として自転車で来られる方がふえて大変、今言われた改善が必要な状況になっているところでありませう。

この件につきましては、今建設課長のほうから話しましたように、JRとの協議も必要でありますけども、短期的な対応の分と、そして将来的には原水駅の北側のほうは整備中でありませうけども、この南側のほうにつきましては、これはもう空港関係のほうもつなぐという意味では非常にこの駅前開発というのは大事でありますので、そういった長期的な分と短期的な対応ということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにしても、JR、前はちょうど県道も通っているということでありまして、その辺十分時間を詰めながら、制度と事業を使って駅前周辺の開発といいますか、これについては課題的なものは幾つもありますけども、今言われるように、駅の中で原水駅だけが、三里木駅が整備しまして、光の森もできて原水駅が非常に昔ながらの使いにくい状態になっておりますので、その辺は長期的な視点の中で、これにつきましては、この次の第5期の基本構想の中で位置づけをしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 一日も早い開発をお願いいたします。

続きまして、3番目の給食費未納についてですが、1番のPTAでの私会計は違法ではないかについて質問いたします。

法律は学校給食を教育の一環として位置づけているとうたってありますが、間違いはないですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それは間違いございません。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それを踏まえた上でちょっと書籍を読み上げます。

教育に関する事務管理執行については、町から独立した行政委員会である教育委員会が職務

権限を有する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、地域教育委員会が管理執行権限を有する教育に関する事務を具体的に定めており、学校給食に関する事務もその一つである。ただし、教育に関する事務であっても契約の提携、予算の調製執行、財産の取得管理等は自治体の長の権限に属し、教育委員会の職務権限から除かれているので、これらの行為を教育委員会が行う場合は、町から委任を受けることが必要であるが、この委任は教育委員会の委員またはその補助職員も受けることができるほか、町は予算の執行等を教育委員会の補助職員等（学校長も含まれる）に補助執行させることもできるとされており、現実には後者の方法が多く行われている。

そして次に、学校の校長についてですが、昭和31年6月5日、文部省管理局通知219号で、学校給食の実施については、学校給食の運営は給食委員会の指導、助言により、当該学校の校長が計画し、管理し、職員を指揮監督して行うと記載していることを根拠として、校長が給食を実施しているとする見解もあるようであるが、校長は行政長としての権限を行使することはあっても権利義務の主体とはなり得ないのであるから、校長に学校給食の実施に関する権限があることをもってその実施主体とすることはできない。また、学校給食に必要な権限が校長に与えているとしても、それは法人である自治体の機関としてのものであり、その法律効果はすべて当該自治体に既存するのであるから、校長が実施主体であるということに法律的な意味はない。さらに、校長の職にある個人が実施主体であるというのであれば、学校給食に必要な設備機器の使用権限や教員等に対する指揮監督権については説明は不可能である。

したがって、学校給食の実施について、校長が教育委員会や町から権限の委任を受けることがあるとしても、その実施主体はあくまでも自治体であると言わざるを得ないであろうという見解でございますが、これを解釈しますと、今質問の中で言っていますPTAでの私会計は違法になるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、今坂本議員が言われたのは、通知なり通達という状況だろうかと思えます。このまづ法律の成り立ち、このあたりから入っていったほうが整理がしやすいかと思えますので、それから現況、今の状況、それから今のご質問等に対する答弁をしたいと思えます。

まず、学校給食につきましては、学校給食法の第11条、今議員も申されましたとおりで、学校給食をつくる経費、つまり人件費や光熱水費、施設管理費は設置者である町が負担して、給食の直接的な材料費、こちらはいわゆる主食、副食の食材、牛乳代としまして保護者の負担というふうに定められております。これが根拠法律になるんですけども、まずその法律の体系からご説明したいと思います。

まず第1に、今申しました昭和29年に法律第160号でございますけども、学校給食法がつくられております。この学校給食法の中で11条ということで今申しました義務教育の設置者の負担、または保護者の負担の範囲を明らかにしているものでございます。この11条の中で、保護

者等、設置者においてもですが、その義務を課しているということまではうたっていないという解釈になっておるようでございます。

また、その設置者のほうの範囲としまして、学校給食法施行令、これも同じく昭和29年でございますけれども、政令第212号です。こちらのほうで設置者のどういうものを施設整備関係について必要かということが定めてあります。ですから、ここで定めてありますのは、今申しました食材費以外のところにつきまして規定がございます。要は学校給食法、また今言いました学校給食法の施行令、この2本でしか今法律的には運用していないという状況でございます。

じゃああとどういう義務的な、今申されましたような義務であったり給食費の運営のあり方、徴収の方法、その辺をどうやってじゃあ今までやってきているのかというところがございますが、まず今申されましたような通達、以前の文部省でございますが、文部省関係の通達または行政事例、要は文科省に対する各都道府県教育委員会等の照会に対する回答関係でございますが、この行政事例、この2つを運用しながら今学校給食を運営していったというような状況です。

また、その中で法律の、地方公共団体等の義務的なあり方につきましては、当然市町村、県、市町村は地方自治法の管轄に入っておりますので、公的施設であったりとか、そういう施設状況が地方自治法のどれに該当してくるかということで、義務が課せられるという部分もまた生じてまいります。

そういう流れでございまして、まずその学校給食法施行令以外に、その当時同じく文部事務次官からの通達が昭和29年に出しております。これは学校給食法並びに同法施行令等の施行についてということで、経費の負担等ということで記載されております。全文は読みませんが、関係ある部分としまして、まず小学校の設置者と給食を受ける児童の保護者とがそれぞれ分担することを定めております。それから、まずその目的、趣旨ですが、法律の趣旨でございますがうたっております。小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がいよいよ円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきであるというふうにもうたっております。要は、この部分にかかってしまって、あとは行政事例、そういう関係で今運営しているというのが状況でございます。全国的に今徴収問題でちょっと頭を抱えているという状況でございます。

そういう中で、本町におきます状況としまして、本町については単独調理校方式ということで、給食費については各学校でいわゆる私会計として処理をされている状況でございます。また、給食費の徴収方法につきましても、各学校が単独で、または口座納付やPTAが直接集金されるなど、それぞれのやり方で徴収している状況でございます。

具体的に申しますと、本町においてはPTAが給食費を徴収している学校は、現在菊陽町内8校ございます。その中でPTAが給食費を徴収しているのが2校と、それからPTAが未納者への対応を行っているのは8校中3校であります。合わせますと各学校で給食費の徴収方法、未納者対応についてはそれぞれ違いはございますが、8校中5校がPTAの協力をいただ

いているという状況でございます。

ご質問のPTAの私会計は違法ではないかというふうなことでございますが、これにつきましては、各学校が私会計により処理している給食費を学校がPTAの協力をいただきながら徴収しているものでありますので、今言いました法律関係でございますが、これにつきまして特に違法性はないと判断しているところです。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 違法性はないということですが、多分そうおっしゃると思いましたが。問題点、私会計での問題点をちょっと読み上げます。

私会計方式で実施されている学校給食費では、その法的性質や請求権の既存からあいまいであり、その考え方はさまざまである。学校の校長や調理場のセンター長が、保護者から徴収した学校給食費を一時的に預かり保管し、食材の納入業者等に対し直接または間接的に支払っているという実態はおおむね共通しているものの、詳細に見れば地域ごと、学校ごとに取り扱いは面々であり、このことが給食費をめぐるさまざまな問題を複雑なものにしていると指摘されております。

そこで、前年度まで北小学校の校長であられました水上次長に、この問題と私会計の問題に対してどう思われるか質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） お答えになるかどうかわかりませんが、昨年まで確かに校長として北小のほうにいました。給食費を集めるときに、非常にPTAのほうにもいろいろ苦勞をかけたなというふうな思いはあります。ですが、やはり私会計というふうなことになるのだろうと思いますけれども、やはりPTAの協力なしにこういったことはなかなかできないというふうには、私自身は認識しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、2番の町での公会計にできないかについて質問いたします。

公会計にすればさまざまな利点があります。その利点を指摘される文をちょっと読み上げます。

1点目、1番、法律関係は明確となる。2番、請求権は自治体に既存することは疑いの余地がない。3番、未納が発生した場合には自治体が徴収事務を一手に行って、それでも滞納が残る場合は自治体の負担になるのであるから、立てかえや他費の流用が生じる余地もない。4番、徴収費用は自治体の負担となる。5番、監視監督については自治体の監査体制の中に置かれる。6番、事故が生じた場合の責任は、学校給食の実施者である自治体にあることは疑いの余地がない。7番、条例の定めにより免税の根拠や基準を明確にすることが可能である。そして、何よりも8番、学校給食は教育の一環であるとする法の趣旨を貫徹することが可能になるとうたってあります。

このことから、町での公会計にはできないかを質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ご質問の趣旨は、今坂本議員が言われました不備の部分です。今学校給食法施行令等についての不備の部分が公会計によって全部整備されるというのは間違いないかと思えます。確かにそうであろうかと私個人としては思っております。ただ、ご質問の趣旨の中で、学校給食費についても公金として町が徴収し、未納者に対しても町が滞納整理すべきではないかというお尋ねですが、学校給食センターをお持ちの自治体においては、複数の学校の給食を取り扱う関係上、各学校が私会計で処理することが厳しいため、自治体の一般会計あるいはまた主に特別会計での公会計で歳入されておりますが、本町は単独調理校方式をとっております。そういう中で、先ほど申しましたが、現在給食費については各学校の私会計により、各学校それぞれのやり方で給食費を徴収している状況にあります。

その中でPTAが未納者に対応され、徴収する上でつらい思いをされる場合があるかと思えますけれども、町といたしましては、単独調理校方式をとっており、それぞれの学校が独自に口座納付やPTAによる集金といった方法で徴収を行っている状況では、町での徴収はできないものと考えております。しかし、給食費の未納につきましては、各学校で同じ課題を抱えております。課題を整理し、学校を支援していきたいと考えております。

また、今坂本議員が言われました公会計に何とか持ち込めないかなということも、どこの教育委員会も考えていることではないかというふうに考えております。そういう中で、やはり先ほど法律の体系の中で申しましたように、行政実例等がございまして、まず公会計に持ち込んでいるところと申しますと、私どもの学校では単独調理校ということになりますが、基本的には学校給食の共同調理場、センター方式で数校を受け持つる単独の調理場という前提において、公会計に取り組むことは差し支えないという表現が返ってきております、回答として。

ただ、徴収事務関係につきましては、その公会計に持ち込んだことが直ちに国税徴収法関係の徴収条例の制定を必要とするものとは解さないというような状況がございまして、共同調理場につきましては、何らかの、一回町の歳入という形になりますので、何らかの対応をされておると思うんですが、私どもの町としましては、単独調理校ということでおのおのの学校、町、PTAという形で協力をお願いしながら、また今後は学校、保護者関係への啓発関係、この辺をどういうふうにしていくのかということを検討しながら、可能な限りバックアップできる部分は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 方法として、徴収方法はそのまま、もうこれセンター方式だろうが自校方式だろうが、徴収方法はそのままPTAに委任して、今の状況の徴収方法で会計を公会計にするということはどういうふうにできないのでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。



○教育長（赤峰洋次君） 学校給食だけに限らず、学校のいろいろな運営は、保護者と学校との信頼関係において成り立っていくという状況がございます。公会計という、給食センターの場合には、先ほど課長も言ったと思いますが、給食センターはそれぞれの学校のをすべてその1カ所で食材等を調理をするわけでありますから、食材の支払いも窓口が1つで済むという状況がございますが、単独調理場の場合には、それぞれが同じところからすべてをとってるといふ状況はないので、別々に支払いをするという現実がございます。そうすると、事務の簡素的なものも含めて考えますと、事務処理というのは非常に難しい状況が出てくるのではないかなと思います。

ですから、公会計と私会計と、結局債権債務の関係からしますと、町がどちらも関係をするというような状況になりますが、そういった事務的な状況も含めて考えますと、単独調理場の場合には、非常にうちでもってそれぞれの学校に支払いに応じて、またそれをやっていくというような状況は、大変難しい状況じゃあないかなと思っております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） わかりました。

3回目の質問になります。

関連ですが、平成19年9月の定例会の際、共通のマニュアル等をつくり、学校側の支援をしていきたいと。また、未納者に対しての対応も共通マニュアルで対応したいと答弁なされておられますが、この共通のマニュアルというのは作成されたんですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今現在で作成の完了というところまでは至っておりません。確かに作成マニュアルの検討を今しているような状況でございます。今後等につきましては、そういう中でもやはり保護者関係、授業参観であったりそういう状況の中での啓発関係が一番大事になってくるのかなということで、今はまだ作成中という状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、3番目に移ります。

未納者について子ども手当から徴収はできないかについてですが、静岡県島田市を初め、多数の市町村で未納者に対しては口座振り込みにはせず現金支給にし、支給後、給食費に入金してもらうよう受諾書を本人からとって、未納額を減らそうとなさっています。本町でもこのような取り組みができないかについて質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 子ども手当から徴収はできないかということでございますので、この制度の観点より私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

子ども手当につきましては、ご存じのように次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するとの趣旨で、児童手当にかわりまして制定された制度でございます。中学3年生までの子ども1人につき月額1万3,000円を年3回に分けて支給するという内容でございま

して、各自治体が4月及び5月分の支給を今月から開始したところでございます。ちなみに、本町は昨日支給をしたところでございます。

議員の給食費未納について子ども手当から支給はできないかとの質問でございますけれども、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の第14条、これは受給権の保護についてでございますけれども、子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができないというふうに規定されておりますので、給食費等の未納者につきましては、子ども手当から徴収することはできないというようなことでございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 先ほど私が言ったように、子ども手当を一たん現金で支給した後、静岡県とか島田市は、した後そこから給食費未納に入れてもらうような形ですよ。だから、子ども手当から引くのではないんですが、その点どうです、考えはないんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お答えしたいと思います。

今子ども手当そのものから引くいろんな方法は考えられると思いますが、一応本人に、これは一応渡してからでないといけないということでございますから、現金で渡してその場であなたは未納ですからいただきますという方法はできると思います、方法としてはできると思います。今回は今申し上げましたように、10日にその支払いを済ませているわけで、ただこの子ども手当というものがどれぐらいの期間続くのかわかりませんし、満額支給までいくのかも今のところわからない状況の中で、なかなか判断は難しいところでございますが、いずれにしましても、そういった要保護等へ町からの補助を出すときには、学校でお渡しをしてその場で給食費がこういう状況ですということをお願いをさせていただいてる状況がございます。必ず本人にお渡しをして、それから支払いをしていただくというような状況ですから、方法としてはできないことはないと思いますが、かなりこれは保護者の方々とのお話の中でないといけない状況ですから、その辺はPTAの中でもそういう状況が必要であればまたしていかなければならないことだと思います。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 最後、町長に質問します。3回目です。

菊陽町にも給食費未納があります。その影響で各小学校間で食材の差も出ております。そういう状況を町長はどう思われますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 給食費が入らないということで、その食材のほうに差が出ておるといことでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 町長、簡潔にお願いします、時間もございます。

○町長（後藤三雄君） そういうのも実体的にはまだ私詳しく把握しておりませんので、その件についてはまた教育委員会のほうから話を聞きたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 給食費未納がもう一円でも少なくなるように、また本当言うなら、もうなくなっしてほしいのですが、それを望んで私の一般質問、また畜産の加算に対して、本当、町として最大限の努力をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。  
終わります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時59分

再開 午後2時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。甲斐榮治でございます。

私の住んでおります地域は、地図で見ますとちょうど犬の頭か首ぐらいのような格好で、一番菊陽町で狭い部分ですかね、南北に一番狭い部分にありますが、ちょっと車で運転するとよその町の人や市の人に会うというふうな地域です。いろんな話も入ってまいります、最近ちょっと聞いた気になる声がありますので、そのことを私は誤解だと思っております、それを解きながら今日の一般質問の導入にしたいというふうに思います。

複数の人から聞いた話です。菊陽町議会の対立は泥沼になっていると。すさまじい話なんです。それからもう一つは、今菊陽町に手を触れると、ということは火中の栗を拾うようなものだ、これもまたすさまじい内容の話ですが、何人かから聞いたもんですから、これはやはり捨て置けないと。こんなことがうわさになったらこれは町のイメージも傷つきますし、今日この場でそのことについて触れながら、先ほど申し上げましたように今日の導入にしたいと思います。

1つは、前の町議会の対立が泥沼になっているという表現ですが、皆さんご存じのように、この議会における対立というのは中部小学校という事業について意見が違ったということですね。30数億円を要する事業ですから、そういった大きな事業がたった1回の会期で、しかも殊さらな討議もなく了承されるということはまずあり得ない。もしもあるとすれば、それは計画がよほどすぐれているか、議会がその役割を忘れているかのどちらかだろうと思います。

今回は残念ながら私に言わせれば、異論もあるかもしれませんが、行政側提出の事業計画、進め方に問題があったと。大きな事業ですので、最後は随分双方ともに悩みましたけれども、賛否双方ともに安易な妥協はできずに時間と労力を要したし、まだ終わったわけじゃありません。現在もそれを要していると。これが中身であろうかと思えます。

ですから、泥沼になったということではなくて、これは議会制民主主義としては当然のあり

方だというふうに私は考えております。にぎやかに議論をして、一生懸命議論をして、そして決めていくと。決まったら決まったことに従うと、これが民主主義ではないかというふうに思っております。

次に、菊陽町に手を触れると火中の栗を拾うようなものだ、これもよくわからないんですが、むしろ菊陽町に手を触れねば悔いを千載に残すことになろうというふうに思います。といいますのは、熊本市のこの東部に隣接する地域、幾つか市町がありますけれども、これはこの熊本県あるいは九州中央部の繁栄に対して大きな潜在力を持っておるというふうに思います。

ご承知のように、その結び目に我が菊陽町があります。菊陽町の動向が周囲に非常に大きな影響を持つと、結び目にある町と。そういうことで、この地域が栄えたり衰えたりする、あるいは熊本政令市の栄枯盛衰、それにもこの地域の状況が大きく影響する。ですから、仮に火中の栗を拾うようなものだとしてもですよ、仮にですよ。勇気ある人はこの菊陽町という栗を拾うべきだというふうに思います。

以上をもって導入にして、あとは質問席から質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 今日大きな項目で2つ用意しておりますが、まず第1番目、菊陽中部小学校建設についてに入りたいと思います。

質問に入ります前に、私の現在の質問をする立場を2点申し上げておきたいと思います。

1つは、先ほど申し上げましたように、さまざまな議論がありましたけれども、決着を見ております、議決がなされております。とすれば、その議決された、与えられた条件の中で可能な限りよい意思決定の過程を踏んで、よい税の使い方を考え、そしてよい学校をつくると、これが第1点の立場でございます。そういう立場で質問をしたい。

それからもう一点は、議会制民主主義を尊重する、そういう立場から質問をしたいと思えます。これはちょっとややこしくなりますが、C案から条件を付加された、加えられた修正C案には、私から申しますと実現してほしくない部分が幾つかございます。修正された部分ですね、実現してほしくない部分が幾つかあります、ただこれは議決されておりますので。

例えば、北側山林の購入、開発、個人的に申せば、なろうことならこれは実現しないほうがよろしいと私は考えております。しかし、議会の表決というのはこれを付加されたことを含めてなされております。とすれば、執行部はそのことを踏まえて自ら提示した条件を実現する誠意を示す義務を負っておると、そういうふうに思います。非常に私としては複雑な気持ちですけれども、そういう立場を踏まえながら1番目の質問に移ります。

C案から修正された諸条件の確定状況について、これは石原議員が昨日質問を行っておりますので、ダブる部分については省略をしたり、あるいは確認にとどめるということで進めたいと思います。

石原議員も申されましたように、本来であれば検討委員会あるいは基本設計にかかるということであれば、すべての条件は99%方ぐらいは確定をして、その条件のもとに検討をするし基

本設計を引くということであろうかというふうに思います。そういうやり方が正当だと思いますが、ただ、事実はそういうふうに進んでませんし、これをまた言いますとまた時間を食いますので、現在の進捗過程に従って質問を申し上げます。

修正の主な点がございしますが、1番目は、傾斜地の緩和策、現地は傾斜地でございます。急傾斜地ではないという執行部の表現でしたが、傾斜地であることは間違いございません。これを緩和する策、ああいう地形ですから劇的な緩和はできないと思いますが、我々が今確認しているところでは、運動場のかさ上げをするというのが1つありましたですね、80センチですか。そういったことも含めて、何か緩和できる、傾斜地を、それを考えていच्छればそのことについて質問を申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの傾斜地という状況でのご質問でございましたので、幾つか修正案はあったかと思いますが、急傾斜といいますか、傾斜地の対策ということでお答えをしたいと思います。

今現在、議員さんが申されましたとおり、当初菊陽中部小学校のグラウンドでございますが、こちらは南側の県道と同じ高さで配置されております。これを校舎とグラウンドの間に排水路構造物が今1本ございまして、こちらのほうがグラウンドよりも80センチほど高くなっております。この部分にグラウンドの高さを合わせて造成するというので、まず第1点目としては、建物の設置箇所とグラウンドの広さの自由度をはかりたいと。少し動かせるような状況をつくってあげたいということで、当然80センチのグラウンドのかさ上げというのが1点出てまいります。それで、今の現状の段差の分が80センチ程度は緩和されるというのは確かだろうと思います。

その後、その校舎と今北側の町道から入ります校舎等の駐車場の部分でございますが、こちらのほうと下の3階建ての、子どもたちがおります普通校舎の部分が約8メートル程度段差がございまして。この部分につきましては、今の中部小学校の敷地のおおよそ全体部分が建物構造物で配置されるという状況が出てまいります、校舎が配置されると。それで、東西に今の現状の長さぐらいがおおよそ配置されますので、この建物構造物の壁、基礎を同一としたものでその段差を、垂直になります、壁と基礎を一体化させた状況での擁壁というような状況の建物につくっていくということで、今の傾斜部分をカバーしていきたいというふうに考えております。

以上、本体校舎の部分についてはそういう状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 2番目に移ります。2番目というのは小さな2番です。

校地の拡張、特に運動場の拡張というのが大きなテーマでした。それで、何とか少しでも広くしたいということでプールの移動とか、あるいは南側の民地を買う努力をするとか、そういうことが出ておりましたけれども、そういった運動場を広くするという精神に立てば、今のプ

ールとかそれから南側の民地に限らず、運動場に隣接する地域の中で運動場を広める可能性を持ったところはないか、それに対する働きかけをするつもりはないか、その辺をお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の質問について答弁したいと思います。

まず、拡張用地の可能性という、グラウンド部分に対する拡張の可能性という面では、今現在グラウンドの東側に低学年等が利用します学校の遊具、それが設置されております。それから、学童クラブのほうも2学級設置されております。その東側が町の持つ通路がございます。という状況でございますので、東側に対しての拡張というのが非常に厳しい状況でございます。

それから、今度西側になりますが、グラウンドの西側はまずプールがございます、その南側が個人の住宅という状況でございます。この個人の住宅につきましては、一応私どものほうも若干やはりいろんな意味合いで基本構想、3月の可決までにいろんなご心配をおかけしとるという状況の中で、若干ご説明に行くという状況がございましたので、その折に状況をお尋ねしております。そういう中では、なかなか今現在、農家の分家というような状況の中で、そこで育てられた親御様がおられまして、なかなか自分の段階での土地の払い下げというのは、今のところちょっと考えたくないというような状況はございます。

そういうものと、またそれよりもまだ西側でございますが、西側につきましてはアパート関係のやはり民家がございます。この辺もなかなか厳しいというふうに考えております。そういうことで、グラウンド拡張における周辺の用地というのは、なかなか厳しいものがあるかなというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） いずれにしても非常に現時点では厳しいと、こういうことですね。

だけど、これは学校が建てば何年かそこで経過していくわけですから、その努力は、運動場を広げるといふ努力、これは失ってほしくない。ずっと時間はかけてでも追求してほしいというふうに思います。

②に移ります。北側山林の購入と開発ですね。

これについて、費用が概算が幾らなのか、それから開発に関連して周辺の住民の協力の問題は、昨日石原議員にお答えになりました。言うならば、大体役場の方針が固まってから話を持っていきたいという内容だったというふうに理解しておりますが、それでいいと考えていらっしゃるのかどうか、2点目、これがですね。

3点目、安全性の問題ですけども、改めて土が崩れたり、開発した場合、土崩の危険性、この前までの時点ではかえって安全になるというふうに言ってらっしゃいましたが、その見解に変わりはないのか。

それからもう一つ、防空壕があつた斜面ですかね、どの部分か私まだ確認しておりませんが、

私の聞いた話によりますと、もと役場の職員です、の方からお聞きしたんですが、保育所をつくるときに防空壕の存在に気づいたと。随分深いそうです。そして、縦横に走ってる。一番深い部分についてはもう怖くて先へ進めなかったというふうな話、これは話ですよ、まだ確認はしているわけじゃありません。そういう状況で、あの傾斜地のいずれかの部分に防空壕があるという話を聞いております。その辺について、学務課として何か情報を持っていらっしゃるか。持っていらっしゃるとすればどういうふうに対処しようと思っっているか、その辺をお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいま3点ご質問があったかと思えます。まず第1点目でございますが、今基本構想が可決されまして、今現段階で検討委員会それから基本設計に着手しました。といいますか、基本設計のほうは来週からという状況に工期的にはなっただけでございます。そういう中で、今後においてその開発費、1番目のご質問の開発費をとというのが、使途に応じた開発を組んでいきますので、その時点で開発の事業費というのが出てくるという状況でございます。

（4番甲斐榮治君「購入費も」の声あり）

購入費も今不動産鑑定を本議会で計上させていただいておりますので、これで認めていただきまして、その鑑定に応じて出た形で用地交渉に入っていくという状況になろうかと思えます。

それで、今現在私どものほうで述べれる開発工事、これ用地費も含めて概算を出しております。そういう手持ち資料でございますが、経験値という形になります。山林部分で4,443平米面積がございます。そういう中で、若干やはり開発の構造物が大きくなるんじゃないかなと、費用的には。そういう中で1億3,600万円程度かかるんじゃないかと、あくまでも今の概算でございますが、そのように考えておりました。

それから2点目でございますけども、周辺住民への説明の時期ということでございますけども、これにつきましても、やはり周辺住民の方にも当然用地購入のめどが立った、そういう中で開発設計があらかたこういう形の使途に応じた開発の構造になりますという中で、はっきりしたやはり県の開発許可の基準に適合した構造物であったり、排水施設を設けるという状況で土砂崩壊関係に対応するような状況を絵に起こしまして、それをもちまして、今現在雑木が立っているという状況の中で土砂流出を雑木が防止しているという状況でございますので、以前のようにこの雑木を伐採されますとやはり下に民家等がございます、保育園もございます。そういう中に土砂流出のおそれも出てきます。そういう中で、このあたりを県の開発許可基準等に照らした設計があらかたできる状況の中で、周辺住民の方へ安心していただくような説明をしていきたいというふう考えております。

それから第3点目ですけども、防空壕跡ということで、私どものほうでつかんでおります情報でございますが、防空壕の跡につきましては、平成13年度でさくら保育園敷地造成工事を行

っております。その中で、工事内容はさくら園の対象箇所の北側の大型ブロック擁壁設置と南側のL型擁壁設置、それから全体の造成という形でなされております。

その際、防空壕の処理、やはり北側の大型ブロックをつくっております部分に、およそ今の中部小学校の体育館の東側方から15メートル程度の位置に防空壕がございます。その当時の処理としましては、今現在は大型ブロックで隠れております。ですから、今現在では見ることはできませんが、その状況としまして、まず15メートルの位置にございまして、人が入れる状況としまして奥行き3.5メートルが入れております。それから、中に入りますと幅が2.2メートルという状況で、高さが1.9メートルという防空壕がっております。

そしてまた、その先も防空壕が続いております。しかし、その時点では落盤のためそれから先はもう入れない状況になっておったと、もうつぶれているという状況があったもんですから入れなかったという状況でございました。

それで、そのときの処理としましては、その防空壕の処理工事としまして、奥行き3.5メートルまでの山砂による充てん、詰め込みですね、こちらのほうで処理をしておるという状況が写真等、竣工関係書類で確認ができました。それから、この対処法としましては、位置的なものがもう確定しておりますので、今回の開発工事でその箇所を直接の掘削等で空洞があればまたその充てんをして処理して工事に入りたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） この1億3,600万円概算、開発費を含めて、先ほど申しましたように駐車場のためだけにこれだけを費やすというのは、私は非常にもったいないという気持ちを持っております。ただ、先ほど申しましたように、これは採決の一応の大きな条件になっておりますので、行政側としては実現する努力が必要じゃいなかと。私は要らないと思います。

それから、周辺住民への協力の問題ですが、これも聞いてみると確かに物事が定まってから話したほうがいいのかないかなという気がせんでもありませんが、これまでの経緯からして、もう既にあそこを購入開発するというのは皆知ってらっしゃるんですよ。反対の署名も集まっているというふうに聞いてます。そうしますと、ここの納得を得るのに、これはやっぱりそれで果たしていいのかないかなという疑問だけ呈しておきます。最善の方法を考えられたほうがいいんじゃないか。

それから、2点目に移ります。

これを仮に開発、造成した場合、この駐車場相当のところに何らかの構築物を建てる広さがありますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問についてお答えしたいと思います。

何らかの構築物と、建物なりというようなことかなと思います。ここにつきましては、基本構想の中では車の駐車場として88台程度の配置ができるんじゃないかなろうかと。それと、つぶれ地が約半分近くになるのかなということでご説明したかと思えます。ただ、今後のやはり基本



設計の中で、検討委員会等の中で現在考えておりますのが、今課題で、中部小学校が課題を持っております職員駐車場の不足、保護者の送迎時の路上駐車の問題、それから学童保育の移転や送迎時の駐車場、それからさくら園の駐車場、また学校菜園の確保などが課題になっておりました。

そういうことで、今のお尋ねの中で該当してくるのが、恐らく学童保育の建物ということは想定せざるを得ないのかなというふうに考えておりますが、これにつきましても、主に駐車場がかなり大きい問題点を抱えておりますので、その辺も含めまして、この後の検討委員会と基本設計のでき上がりの中で検討してつくっていききたいと。ただ、プールを移設するという方向で今基本構想の中で可決されております。そういう中で、プールも検討してはありました。しかし、ここでのプールの配置というのは、やはりなかなか厳しいというのが今現在で把握している部分でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 確認します。学童保育ならば対応の可能性はある。しかし、プールは厳しいと、こういうことですね。

それでは、③に移ります。

仮設校舎に要する費用についてというところですが、私はもう前から主張しておりましたように、できれば仮設校舎が要らない形が望ましいと思っておりましたが、現地ということになればこれはもうやむを得ざることで、仮設校舎はやむなしというふうに判断をしますが、概算が2億580万円でしたかね、概算ですね。その中に給食棟それからトイレの設置費用、引っ越しの費用、それから昨日ちょっと出ました特別支援教室等の費用は含まれているかどうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の仮設校舎のいろんなもろもろの費用が含まれているかという状況なんですけど、基本構想の時点で概算で2年間リースという状況で出させていただいておりました金額は、今議員さんが申されました2億580万円ということを出させていただいておりました。ただ、今基本設計の中で仮設校舎の部分につきましても、学校側等と教育委員会、設計業者で今後教室の割り振り、それから仮設校舎といえどもやはり騒音の問題の解消、それから昨日も申しましたように、必要な部分についてはペアガラスを入れたい、強化ガラスを入れたいという作業が出てまいります。そういう関係の標準部分と多少変わってくる部分というのが今後の設計の中で積み上がってまいります。ですから、この建物のリースの中では、給食棟まで加味しとったところではございますが、この金額については今後の基本設計の中で額が変わってまいります。それをまた今後の臨時議会なりの中で提案させていただくという状況になるかと思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 給食棟は含まれてるんですか、この中に。

それから、さっき言いましたトイレの設置費用とか引っ越し費用というのは、これはまた別ですね。

イエスカノーかで結構です。

(学務課長松本洋昭君「トイレ部分は入っておりまして、引っ越し費用というのは入っておりません」の声あり)

はい、わかりました。

じゃあ、2番目の質問に行きます。

リースですか、買い取りですか。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) 若干、仮設校舎につきまして、昨日説明ができませんもんでしたので、本日も質問いただきました。その中で、リースの費用でございますけども、リースの2年間リースは今ご回答したとおりでございますが、これを買取った場合、同じ形状で買取った場合という形で、以前からつかんでおった見積もり費用でございますが、5億1,345万円という状況が出ておりますので、比較検討しましても約半分近い形ではできるのかなということ、でリースという形で考えております。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) ④に移ります。仮設校舎に児童を収容する期間の安全対策について。

昨日石原議員の質問に対して学務課長は、情操ですね、学童の情操についてやはり心配をすると。本校舎の場合と仮設校舎の場合はその辺の心配があるということでしたが、私も同じ心配を持ちます。それと、仮設校舎の構造的な安全性、2階建てというのはもう聞きましたので、あと耐震性、多分これ問題ないという言い方をされても一応きちっと答えてください。

それからもう一つ、一番仮設の場合心配されるのは、下学年がおりますね。ですから、このサッシの扉、ドアですね、サッシの。引き違い戸になるのか開閉になるのか知りませんが、あれに手や指を挟む、窓ですね。そして切断するとか、そういうのが間々あるんです。ですから、その辺についてのことはどう考えていらっしゃるのか。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) まず、仮設校舎が耐震上等を踏まえて安全なのかということについてお答えしたいと思います。

これは仮設校舎といいましても県の建築確認をいただいてからの建設という形になります。そういう中で、今現在、許可をいただきますときの条件としましては、建築基準法の第20条であったり、建築基準法の施行令第87条という状況の、風圧であったりとか耐震の問題であったりとか、そういうふうな構造的な、よそから、外からかかる加重関係に対応するというのをクリアして許可下りという状況でございます。また、消防法も関係してまいります。そういうことから、消防法に適した建物で、熊本県の承諾を受けた安全な校舎という形になりますので、特に問題はないというふうに考えております。

それから、窓のサッシ等、こちらのほうがどうだろうかということですが、今現在の8校、菊陽町にも学校がございます。そういう中のサッシの構造と仮設校舎のサッシの構造というのはほぼ一緒でございます。そういう面からして、当然転落防止関係また、建築基準法上で防止してまいりますので、構造がほとんど一緒ということで、その辺については心配は要らないかと考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 4の2点目に移ります。

通学路が変わりますですね。それに伴う安全対策、通学路の、それから体育の場所はどこで行うのか。それから、プールは使用されると思いますが、その途上の安全対策、その辺についてお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 仮設校舎時の通学路等の安全対策についてということでお答えをしたいと思います。

まず、通学路につきましては、学校、PTAと協議検討を今後行う中で、安全確保に努めるような形になろうかと思っております。

それから、当然体育館が、町民体育館を今想定しておりますので、現実に町民体育館を使うということになります。そうした場合の誘導関係、それからプールへの、プールも既存の今の中部小学校のプールを利用することになります。そういうことで、これにつきましても今申しました学校とPTA等と協議検討を行いまして、それに対処して安全を確保していくというような状況で進めたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） これは実際になった場合にまたいろいろ小さな問題も起きてくるかと思いますが、よろしくその辺は配慮をお願いしたいと思います。

それから、次の⑤の検討委員会の位置づけですが、昨日石原議員が質問をしておりますので、私のほうから申し上げて、それにそういう解釈でいいかどうか、イエスカノーかだけお答えいただきたいと思っております。

まず、この検討委員会というのは、教育委員会への答申をつくる機関であると。ですから、最終的にはもう案として出てくるときには教育委員会で決定をして出てくると、例えば議会にかかる場合。そういうことでいいのかどうか。

それから、当然検討委員会には教育委員会あるいは学務課からどなたか、単数か複数か出席をされると思いますが、そういうふうに考えていいかどうか。その点よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 決定につきましては、今議員さんのほうがおっしゃられましたような形になろうかと思っております。提案した形、検討委員会から報告をいただいて教育委員会で決定し、行政決定しまして提案したのを議会のほうに提案していくという状況になろうかと思いま

す。

それから、検討委員会の中につきましては、これもやはり設置要綱の中で事務局というのをうたい込んでおります。これは学務課が所管するというふうにしておりますので、私も含めまして、課長以下が事務局として入っていくという状況になります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） ⑥に移ります。

建設計画の進捗と議会の関係についてですが、これもいろんな場面が想定されると思いますが、教育委員会から、町長からといったほうがいいかもしれませんが、議会に提案されるその時点時点、主なものを、小さなところもあるかもしれませんが、全員協議会とか、その辺はいいですから、主な節目節目、議会に提案をされてくる節目節目、これをお願いしておきます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

以前、全協等で工程表という形で、ご説明した流れに沿った形の予算提案というのが原則の流れになってくるのかなと思います。その中段での全協というのは、今回はいいということでございますので、まず最初に、もう既にこの6月定例会で提案しております不動産鑑定手数料というのを現在お出しさせていただいております。その後、基本設計によりまして仮設校舎の部分が出てまいりますので、これも次期の臨時議会なりで提案していきたいというふうに考えます。

それから、不動産鑑定の手数料の次に、結果的には用地の購入費というのがまた提案されるという状況が出てまいります。それから、あとの流れとしましては、委託部分につきましては、議会関係には通ってまいりませんので、あと工事本体の発注、契約、こちらのほうがまた議会のほうに提案させていただくという状況になってこようかと思います。大きなところではそういう状況ではなかろうかと思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議会と教委との今その接点をお聞きしたんですが、2点目に移ります。

昨日石原議員とのやりとりの中で、既に基本設計の業者が決定したとおっしゃいましたですね。711万9,000円ですか、落札価格が。それに関連して、これは当然どっかの時点で議会にかかってくるというふうに私は理解しているんですが、いや、その大枠として1億数百万円ですか、これが通っておるのでかかってこないのか、その辺の手続的なこと。それから、この落札をした業者名、これを知らせていただきたい。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のまず議会、委託関係ですね。委託業務につきまして議会への関係がどうあるかということでございますが、委託業務自体が、以前、全協なりで説明したかと思っておりますが、委託業務自体につきましては、議会の承認事項になっておりませんので、今回の案

件も一緒でございますが、今後の委託業務につきましても直接的に議会承認というのが出てまいりません。

ただ、1点注意するのは、以前可決いただく前に、やはり次期の実施設計、中部小学校の実施設計をする前には議会のほうへの説明をということは言われております。そういう状況はございます。また、実施設計関係も同じ委託の中でございますので、議会へは出ていかないという状況でございます。

それから、2点目の工事業者でございますけども、こちらのほうが、今回の基本設計の委託の請負受託会社でございます。株式会社桜樹会古川建築事務所ということになっております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） はい、わかりました。

大体もう今日聞きたい点は以上でございますが、改めて矛盾したことを申し上げますけれども、このC案にもしも最終的に、検討委員会がどうなるかわかりませんが、仮にもともとのC案に毛の生えたようなそういう結果になるとすれば、これは必ずまた問題になると思います。というのが、C案自体はもう一度議会で否決をされてるんですね。町長も取り下げられた。そして、その後文教厚生常任委員会の方々が苦勞して、逆提案とおっしゃいましたけども、その中でいろんな条件を付加してこの前の議決に至ったわけですから、その辺のところは重々、ひとつ慎重に物事を運んで、再びもめることのないようにぜひ希望しておきたいというふうに思います。

以上をもちまして、次に移ります。

2番目、大きな2番です。

これはもう町長に対する問いかけになると思いますが、ご承知のとおり、町長選挙、あるいはもう我々の町議の選挙ももう時間読みに入っておりますけれども、首長にしてもそれから議員にしても、これはその地位というのは手段にすぎないと私は思います。何事かを実現するための手段にすぎない。その実現する目的、目標、あるいはビジョンといたしますか、そういったものがなければ、これは極端に言うならば立候補する資格はなかろうというぐらいに私は考えておりますが、そういった意味で、この菊陽町の将来について、これは今日は町長にお聞きをいたしますけれども、我々議員自身も、それから皆さん、役場の吏員の方々も、あるいは町民の方々すべてが、いずれこの熊本市の東部に隣接する地域ですね、このことについては考えざるを得ない何かの手を打たざるを得ない、そういう問題であって、必ずこれに逢うと、逢着すると私は思います。そういった意味で、今日は町長にどうお考えなのかということをお聞きしてみたい。

まず①、町政運営について当分の間単独での当分の間とは、具体的にどのように考えていらっしゃるのか。余り時間がありませんので、恐れ入りますが端的にお願いをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成16年度に、いわゆる平成17年度末に合併の協議があったわけでありまして、16年度に菊池南部4町合併協議会ができておりましたけれども、結果的には破綻したということで、現在単独でのまちづくりを進めているところでありまして、今後地方分権が進展する中で、町民の皆さんの意向や、菊陽町が置かれている社会状況、あるいは周辺自治体の状況、そして一番、合併のそういった動きというのは今政権が替わってとまったような状態でありまして、道州制等の議論が深まってきますと、町のあり方を議論すべき時期がまた来ると思います。その時点で議論をしていくようになるのではないかと思います。それがいつごろになるのか、現時点でその具体的な予定はしているものではありません。

そして、合併を前提にしたというか、今はもう非常に学校の耐震化の問題、そして今日午前中も出ました総合グラウンドの問題、あるいは光の森の公共施設、そういった大型の箱物の事業もメジロ押しにしておりますけれども、そういうものがあるということで、今の時点ではこの町、菊陽町が今ある中でそういうものを一つ一つ整備に向けて進めていく、町政を進めていく必要があるということで考えておまして、当分の間といいますのは、そういう意味ではこれからの社会情勢等、どう変わっていくかという点もありますけれども、一番大きなものは道州制の議論が出るような時期ではないかと、そういうときにまた合併の問題が出れば、当然議論が深まっていくと思っておりますけれども、そういうことも、そういう時代も来るとということで、今の時点ではそういう合併を前提にした町政を進めているものではありません。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 今日はもう聞きっ放しでいきます。

②です。

熊本市の政令市化と新幹線開通に伴う変化が、本町にどのような影響を及ぼすと推定されておるか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、熊本市の政令指定都市化でございますけれども、熊本市はもうご存じのとおり、旧富合町、城南町、植木町と合併し70万を超えましたので、来年、平成24年4月1日に政令都市移行を目指されているところであります。九州の中央に位置する地理的優位性を生かして、都市基盤や交通ネットワークなどの充実によりまして、経済、文化などの交流拠点としてさらなる期待がされているところであります。これによりまして、経済面では人や物、情報などが熊本市に流れるようになる、いわゆる都市機能が活性化すると想像されます。

また、行政面では区役所が設置されたり、県から多くの事務権限が移譲され、行政事務は市独自でできるということで、スピードアップ化が図れるのではないかと思います。そして、より身近で細やかな施政サービスが受けられるように努めていくという、これは熊本市が出されている情報であります。

そういう中で、隣接の自治体であります菊陽町との関係でありますけれども、政令都市になら

れましても路線バスの公共交通、北部流域下水道、これは合志市も入っております。さらにはこの熊本地域の地下水の涵養、道路交通問題など含めまして、熊本県都市圏協議会ができておりますけども、そういった構成自治体として連携、協力して進める事業も数多くありまして、今後とも政令都市になられてもそういった連携は継続していく必要があると思います。

そしてまた、いい意味での熊本市の行政サービスが向上することによりまして、菊陽町も熊本市同様の行政サービスを住民の方から当然要望されると思いますので、そういったものについても対応していく必要があると思います。

どのような影響があるかというのは、現段階ではなかなか推定できないのが実情でありまして、今後とも熊本市の情報収集に努め、そしていろんな新たな局面に対応できるような準備をしておくよう、職員あたりには指示しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治。

○4番（甲斐榮治君） 3番目です。

熊本市の東北部地域の情勢についてと、漠然と書いておりますけれども、町長、いろんな首長会とか何かに参加されて、他の市町村の首長にお会いになる機会もあるかと思いますが、私は先日、合志市の議会で荒木新市長ですかね、の施政方針、所信表明を聞いたんですが、余り詳しいことはおっしゃいませんでしたが、提携関係を、周囲の市町村と提携関係を持っていくというようなことを言っていたらっしゃいました。そういった面で、先ほどから出てる合併とか協力関係とか、その辺のことが常々話題になってるかどうか、その辺だけちょっと教えていただけますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど新幹線のところはちょっと答えてませんが、少し答えてもいいですか。

○議長（吉村豊明君） はい、どうぞ。

○町長（後藤三雄君） 質問の中には新幹線開通による、どういう影響があるかということであったかと思いますが、九州新幹線の開通になりますと、23年春に、来年の春に予定されていくところではありますが、これが全線開通しますと、基本的には在来線の特急列車が廃止の方針になるとということを聞いたところでもあります。こういたしますと、このうち豊肥本線の今非常に利便性があります光の森から福岡方面に出しております、この有明特急あたりがどうも廃止の対象になっておるようなことを聞いたところでありまして、これがなりますと非常に、熊本駅からは新幹線は福岡まで35分で行けるということでもありますけども、今の特急有明につきましては、光の森が始発、終点ということで非常に利便性があるわけですが、こういった点については、またJRのほうといろいろ打ち合わせを、詳細な話をしたいと思っております。

それと、熊本空港関係では、熊本空港から大阪方面の利用客が減少するなどの影響が危惧されます。これは熊本空港のほうの関係、いろいろ菊陽町に空港が所在するというところで、近隣

の関係でいろいろ話が出てますけども、この辺については非常に、3時間あたりで新幹線で行けるということで、影響を受けるんじゃないかと危惧されているところであります。

次に、先ほど言われました近隣の東部の情勢はどうかということでもありますけども、この件につきましては、今回合志市のほうでは4月に新荒木市長が誕生されたところでありまして、この近隣の関係では、合志市におかれましては、広域連合でもそうだし、それから環境保全組合でも大津、合志、菊陽、菊池あたり寄りますけども、そういった中で、さらに空港関係の益城町それから西原あたりの首長さんとも時々、それを議題にしたような話じゃありませんけども、いろいろ話が出るのは、まだ荒木市長とはそういった面、詳しい話をしておりませんが、ほかの方々とは、やっぱり将来的にまた道州制等で合併が話題になるような、議論するような時期になれば、この空港関係、あるいは熊本市の東部のほうでいろいろ合併等についてはお互いに情報交換しながら、そういう話といたしますか、話し程度でありますけども、そういう話題的には出ているところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 残りが4分になってしまいました。町長もあと用意されておったかと思いますが、すみませんが、4、5、6についてはもう時間がありませんので割愛をしたいと思います。

これは、私が今日わざわざ取り上げました意味は、先ほどから言いましたように、この熊本市の東部に隣接する地域というのは、将来やっぱり提携の形を考えていかなくちゃいけないと、こういう問題を抱えておるということを、そろそろもう議論を始めていいんじゃないかという思いのもとに今日質問しております。

1億2,000万人今国民がおりますけども、町村民は1,500万人だそうです。1億2,000万の中の1,500万人が町村民で、あとは全員市民ですね、そういう状況になります。13%、我々はその13%の希少価値の中におるわけですね。このまま小自治体のままでいくのか、市の格をとるのか、再度議論すべきときが来たというふうに思います。政治力それから経済力、教育力、文化発信力、サービスの機能性、どの面から見ても10万人都市のステータスは必要かというふうに、これは私の考えですけども、思っております。180万県民の中の70万人が、先ほど町長も触れられましたが熊本政令市に属します。180万の中の70万人です、約半分です。残りの地域はよほどしっかりした自立策を持たねばすべてを熊本政令市に依存することになってしまうんじゃないか、そのことを恐れます。

熊本市の東部に隣接する地域というのは、高速道路、JR、空港を持っております。新幹線も先ほどの問題がありましたけれども、アクセスはJRの関係でいいほうだと思います。地域内の公的交通網の整備が、これはまたちょっと不十分ですけども、そういう特徴があります。

北西の地域には、これは市政、これは合志市がしかれて、県議出身の若いエネルギッシュな首長が誕生しております。東は町制、町ですけども、国会議員が1人、2人の県議が存在し



ています。高校が2校あって、国の出先機関もあります。菊陽町の場合は、その人口増の主な部分は光の森地域が担っておりますけれども、立地条件がいいのとイメージがいいので、人を招き寄せるような状況になっておりますが、これから先、人をやっぱり呼び寄せる積極的な施策がない状況であるというふうに思っております。このままではいずれ人口増も頭打ちになって、他の新興団地と同様に、早晩少子・高齢化の波をかぶるんじゃないか、そういう危惧を持ちます。

もう深くは申しませんが、いろんな、場合によってはこの地域は州都の可能性さえ持っている、そういう潜在力がある地域だというふうに思っております。どうぞ皆さん、そろそろこの東地域について考えようではありませんか。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時12分

再開 午後3時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○5番（芝 和長君） 議席番号5番、光の森に居住する芝議員です。これから一般質問を行います。

今年前半、私には2つうれしいことがありました。その1つは、私が若いころ仕えました上司のお嬢さんが宇宙へ行ってきました、山崎さんですね。旧姓角野さんといいます。それが一つうれしいことですね。女性でも宇宙に行けるといふ、もう男女同権どころじゃないですね、女性のほうが秀でた能力を持っているんじゃないかと思えます。

もう一つは、外交、防衛に弱かった鳩山さんが退陣したことです。なぜならば、私はやっぱり元自衛官ですから、国防には常に関心を持っております。そういう意味でとてもうれしく感じました。

前置きはこれぐらいにして、通告どおり通学区域について質問をいたします。

その前に菊陽町は、平成10年以降、人口増加がありまして、毎年0.5%から5%の増加率が現在22年まで続いております。平成10年の2万7,235人から今年の22年に3万6,314人に増加し、県内の町村としては最高の人口増加と思えます。

ですが、町政の現状はと振り返りますと、この施策について遅々とした感じがいたします。町の勢いはありますけれども、この南部地域にある小学校の現状を見ると、発展状況にそぐわない過疎状況にある学校が存在すると思われまふ。このことを憂えて改善策を求めたいと思ひ、細部は質問席で行います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 通告どおり教育委員長にお伺いをいたします。

人口増加に伴う小学生の増加が見られますが、各小学校の通学区域についてどのように認識をしていらっしゃるか、伺いたしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

（5番芝 和長君「教育委員長にお願いします」の声あり）

教育委員長。

○教育委員長（三島誠一君） ご指名によりまして、芝議員の質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

芝議員のご質問は、人口増加に伴う小学生の増加が見られるが、各学校の通学区域についてどのように認識しているかというご質問であろうかというふうに思います。その件についてまず現状をお知らせいたしますと、本町における人口増に伴う小学校区の児童数、光の森地区が分譲される前の平成14年5月1日現在、平成22年5月1日現在、平成28年の推移を学校ごとに見てみますと、平成28年の数値というものは、これは転出入を加えておりませんが、年々増加の傾向にあるというふうに見ることができようかというふうに思います。

各学校の詳細につきましては時間の関係で省略いたしますが、合計の児童数を見ますと、平成14年が1,905名、さらに22年が2,659名、28年が2,806名というふうな状況になっております。したがって、この学校区域というものについてのみ考えてみますと、当然のことながら、人口増に伴ってやはり学校区というものを考えてみなければなりません。しかし、現状におきまして、各学校を訪問いたしましたときに、各学校とも今順調な教育活動を展開しておりますし、この増加に伴っての云々という問題点を、学校長等々との話し合いの中では、何ら感じておる部分はありません。したがって、通学区域の見直しというものは、将来においては、やはり検討しなければならない部面もあろうかと思っておりますけれども、現状においては、このまましばらく状況を見ながら、また児童・生徒の推移を見ながら、と申しますのは、やはり現状と将来というものが必ずしも一致しない。これは私自身、学校現場にありましたときに一時期1,300人を超す児童数があった。その学校をさらに分校しまして700何かがしかに減少をいたしました。その後、10年そこらで二百数十名に減少いたしました。そういうような状況もございまして、今の状況だけを見て云々ということはできないと思っております。

したがって、今後の児童・生徒の増減の推移を十二分に踏まえて、そして今後検討していく部面は当然考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 2項めまでお答えをいただきましたので、いろいろあわせてちょっと私の意見を述べますけれども、今先生がおっしゃいましたように、今すぐということではなくてということですが、やはり教育行政というのは、先行性を持って常に分析をしてやっても

raitaiというのが私たちの願いなんです。なぜならば、今南部小学校が64名の在校生ですか、これが児童数が減りまして複式学級になった場合はどうなるのかと、そういうことも考えて、やはり10年先になると、今武蔵ヶ丘小学校が一時1,100人から200何十人に減って、光の森の住宅が誕生して今600から700近くになっておりますけども、10年過ぎたらまた減少の一途をたどるといような状況もあるわけです。

そういう場合をいろいろ想定をして、それに対応する教育行政をやっぴり先行性を持ってやるべきではないかということを私は常々思っているわけです。生徒数が減ったから大慌てにしてやってもなかなかこれはスムーズに進捗しないと思うんです。例えば、高等学校の編成が県の教育委員会から提案をされて、いろいろ問題点が浮き彫りになったという状況がございます。例えば、私に言わせれば、学校を統廃合するというときに、地域の活性化がないとか、どうのこうのという理由づけを住民の方がおっしゃるけど、それでは皆さんは今まで何をしておいでになったのですかと、減るまでに何を、何の方策もとらなかったという住民の方にもやっぴり責任があるんじゃないかなと。ただ減ったから統廃合するよって言ったらもう慌てて、それは反対だという、そういう状況にならざるを得ないわけですから、それまでにやっぴり地域の人も着目をして、じゃあ何をすれば学校が正常に運営でき、自分たちの地元で正常に運営できるかということを、やっぴり努力をすべきというのが正しい姿ではないかと思えます。

東京にいましたときに、区の中学校の校長先生あるいは教頭先生あたりが、自分の学校に小学校の各学校を回られて、私の中学校に来てくださいと、私の中学校はこういういい教育をやっておりますというように、もう勧誘をやっているという状況が一時ありました。それで、ああ、なるほど、少子化になって子どもが減ると学校の先生も大変だと。やっぴり学校の存続をやらなくてはいけないわけですから、そういう観点からして、やはり今過疎になってる小学校がこの町にあるというのは、私としては悲しい状況じゃないかなと。武蔵ヶ丘の250名は光の森というマンモス団地ができたから、それを補てんをして今700名近くになって、あるいは800名になるかもしれません。しかし、西小学校も児童の数がふえて、もう現場の先生の話では、教師が足りなくて早急に手当てをしてもらわなくては困るといような状況にあるわけです。

しかし、南部小学校は児童数が減ったら今度は複式学級になったら大変だと、それはもう先生方は十分現場で働いてこられたから、大変ということは私以上におわかりになっておると思います。学年が違うのが一緒になって勉強するということは、やっぴり大変だと思うんです。そういう状況が出てきたときに、そりゃあ大変だというふうにうろたえてもいけないわけですから、そういう状況にならないために、先行性を持って、特に教育に関してはやっぴり教育委員会が主体となって、常に先を見通して実行してもらいたいと、そういうふうには願っております。

教育委員会とそれから行政の立場としては違うわけですけども、教育委員会の方針、計画に

沿ってすぐ行政が動いて対応できるという状況を常に保持していただくと、教育というのは非常にスムーズにいくんじゃないかと。そういうことになれば、素直な立派な大人が育ってくれる教育が行われるんじゃないかと、私は常々思っておるわけです。

そういう観点からして、2項めの各小学校の通学区域の見直しは実施しないのかと上げておりますけども、これはちょっとお触れになりましたけど、現在としてはやらないということでよろしいですかね。しかし、それでは学務課長に伺いましょう。2項めの各小学校の通学区域の見直しは実施しないのかについて伺います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 各学校、小学校の通学区の見直しは実施しないのかの質問にお答えします。

これにつきましては、私もここへ持ち込むためにはデータを報告しないとなかなかご理解が得られないところがございますので、今委員長のほうではちょっと小さな数値を言われませんでした、若干しゃべらせていただきたいと思えます。

数値だけを述べていきますので、聞き取りづらいかとは思いますが、状況という形でつかんでいただければと思えます。

まず、町全体としましての子どもたちの動向を見るに当たって、私どもが資料を作成しましたのが平成14年5月1日、これが光の森の分譲が始まる前の年度という形になります。これがやはり今現状の菊陽町のベースになってくるのかなということで、ここの数値をつかんでおります。

それと、今回の平成22年5月1日現在が当然本年度という形でつかんでおります。それから、平成28年度、これが住民基本台帳によりゼロ歳児からの分が推定できますので、この部分が先ほど申されましたように、転出入を加味できないということではありますが、この数値をつかんでおります。この部分で数値を見ていって、初めて今の2番のご質問にお答えすることができますので、今からその部分で、学校ごとにちょっと読み上げていきたいと思えます。

まず中部小学校でございますが、平成14年度で554名でした。平成22年747名、平成28年811名。それから、南小学校でございます。平成14年98名、平成22年64名、平成28年64名、北小学校、平成14年233名、平成22年187名、平成28年204名。それから、菊陽中のその部分での合計になりますが、平成14年で885、平成22年で998、平成28年で1,079という状況です。

それから、武中校区のほうになりますと、武蔵ヶ丘小学校、平成14年238名、平成22年707名、平成28年581名。それから西小学校、平成14年450名、平成22年635名、平成28年825名。それから、武蔵ヶ丘北小学校です。平成14年332名、平成22年319名、平成28年321名、武中校区での合計が、平成14年1,020名、平成22年1,661名、平成28年1,727名という数値を学務のほうで持っております。

これをもとに、各学校の通学区域の見直しは実施しないかということでございますが、武蔵ヶ丘中学校区における小学校の学校区については、施設的なものを除いては問題ないと判断し

ておりますので、見直しについては現在は考えておりません。しかし、菊陽中学校区につきましては、小学校の学校区について児童数の格差がさらに拡大傾向にあるということから、今後見直しの検討をし、将来は見直ししたいというふうに考えているところです。

以上でご質問に答えをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今課長さんがおっしゃったとおり、平成28年度の推移の予測を見ると、やはり南部小学校だけはふえないと。ほかのところは増減があつて、今勢いのある武蔵ヶ丘小学校、これは若干減ってくるだろう、それから西小がやっぱり増加をすると。それで、私が冒頭にお話をしました山崎さんの件でございますけれども、もう今女性が宇宙に行く時代なんです。だから、古いしがらみでいつまでも改革をやらないというような状況があつてはならないと思います。昔は昔のこと、しかし今はもうお金のある人は宇宙旅行に行けるといふような状況にあるわけですから、そういう時代にやはり合理的な施策をやるべきじゃないかと思ひます。そういう点で、見直しについて検討をやるということで、それは教育委員長を中心にどんどん前向きに、常に現状把握をやっていただきたいと思ひます。

それから、次の3項めの南部小学校の現況をどのように現在認識をされていらっしゃるのか、これについて伺ひます。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） すみません。南部小学校じゃなくて菊陽南小学校といひます。

（5番芝 和長君「あつ、ごめんなさい、失礼しました」の声あり）

やっぱり学校名ははっきりしたほうがいいと思ひます、申しわけありません。

（5番芝 和長君「南小学校です」の声あり）

はい。議員もご存じのように、小学校といふのはもちろん児童が学習する場所でありすが、地域のコミュニティーづくりという拠点でもありますし、地域のシンボルでもあると思ひております。先ほど東京のお話もありましたが、東京は自由登校区といふそういった校区をつくつて自由に登校するといふ状況ができますが、なかなかこの今の地域の中ではそう簡単にはやっぱり校区の見直しといふのはできないのかなといふようなことを思ふところでござひますが、南小学校の現状でござひますが、先ほど課長のほうで人数は、子どもの児童数は申し上げましたが、平成14年の98人から今年は10名の子どもが入学いたしましたので、昨年と一緒で64名の子どもがおりますし、28年につきましても64人といふことで、減りはしないけどもふえはしないといふような状況でござひます。現在はその学級数が6学級でありますから、教室はそれぞれに少なくともやっぱり一教室ずつ要るわけでありすが、教室の余裕教室といふのはない状況でござひます。

一学年が10人未満の学年もあるわけでありすが、先ほど議員もおっしゃいましたように、複式学級といふようなのは16人以下といふようなことが、2学年をプラスしまして16人以

下というようなのがありますから、1人、2人減れば複式という可能性も出てくる状況もあるわけではありますが、幸いにといいますか、ここは割かし転出入の少ない学校でもございます。そういった状況の中で、児童数の増加は見込めませんので、将来的には課長申し上げましたように、やっぱり校区の見直しというのは必要じゃないかと思いますが、先ほどから出ておりますように、町における地域開発とあわせて人口の動向を常に私たち教育委員会、十分把握をしながら見直しの検討をしていくことは必要だと考えております。

あわせて、先ほど申し上げましたように、学習する場所ではありますが、地域のコミュニティーづくりという面では、この南校区というなのは本当に地域の方々に支えられて子どもたちが育っているという思いを私自身は持っております。そういった意味では、十分ひとつ教職員あるいは保護者、地域の方々の意見を拝聴しながら作業を進めなければならないと思っております。

ご存じのように、小規模だからできるという、やれるというところ、しかし例えばスポーツ活動等につきましてはチームゲームができないとか、そういったチーム編成ができないという、そういった弊害もございますが、しかしあそこの子どもは中学校にきても結構スポーツ活動、活躍している子どもたちがたくさんおるということは、小学校でそれだけの指導をいただいていると。しかも、学力についても南小学校は本当に小規模校での学校ではありますが、お互いに切磋琢磨して学力も充実しているというような受けとめ方をしているところでございます。

特に私を感じますのは、交流学習会というご老人の方や地域の方との学習会があそこはございますが、その中で子どもたちが発表をしていきます。その発表の中で、よそでは余り聞けないと思いますが、地域の方々のおかげでとか、地域の方々への感謝とかというような言葉が本当に子どもたちから出てくる状況があって、この子どもたちは本当に地域の方々にも支えられながら、地域と学校が一体になってやっける学校だなという受けとめをしておりますし、今子どもたちが本当に卒業していく中で、南小学校でよかったなという子どもが育ってる状況ではないかなと思います。

しかし、議員がご心配されますように、希望者を募集するとか、あるいは校区を見直すとか、近くの行政区からの子どもたちを南にとかというようなのは、将来的にはやっぱり考えていく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） わかりました。先ほど私が東京都の事例を出しましたですね。あれは各区でもやっぱり通学区域というのは決まってるんですよ。しかし、平成13年ごろからですかね、それを取り外して、いわゆる子どもが選択をする中学校に来てくださいというような、何か潮流が変わったわけです。それで、校長先生は慌てて僕の学校はこういうのがいいんですよとか、そういうのを各小学校を回られて、勧誘と言ったらいけないんですかね、そういう活動を

やられたというのは、非常に私は印象的に残りました。

当時それと並行して中高の一貫教育、これをやろうということで、千代田区でもそれが話題になりまして、学校を九段高校にするかどこにするかというんで、私の孫がちょうど5年生だったと思うんですが、その発足時期に、現在の5年生は無試験で希望すれば入れると。しかし、来年度からは試験を行いますというような通達であったように思います。

それで、番町小学校というところに通ってございましたけども、小学校の児童数は600名ですね、大体もう決まっております、600名。絶対これは教頭先生が奔走して入学前には大変な努力をなさっております。しかし、千代田区の生徒数というのは、千代田区から上がってくる児童数というのは一学年100名の編成ですけども20人足らずなんです。あとは全部県外とか区外から入ってくるわけです。それで非常に、それまで努力をして人員を確保していけないのはどういう理由があるかということをお聞きしたとき校長先生に伺ったら、伝統ある学校でつぶすわけにはいけない。それで、国会近くの永田町に永田町小学校というのがありましたけど、これは児童減少で番町のほうに吸収をされて永田町小学校というのはなくなったわけです。しかし、番町小学校というのは、歴代というとおかしいですけども、ずっと当時の皇太子殿下が必ず訪れる学校です。それから、外国からおいでになる、日本国の招待で来られる貴賓の方のご婦人が必ず見学に来られる学校で、由緒ある学校であるしつぶすわけにはいけないということで、遠くは埼玉の和光とか、千葉県の子持とか、そういうところから電車で通ってくる子どもさんがたくさんいました。近くには雙葉高校の小学校もありますし、学習院小学校も近くなんですよ。しかし、やっぱりとても子どもたちは素直ですくすくと育ってございました。やっぱりその根底には学校の誇りというのが小さいときから芽生えていたんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、そういう学校区域の撤廃をすれば、南小学校の今中部小学校に通っていらっしゃるご家庭の方々が自由に選択をして、向こうの南小に通うという状況になればもっと児童数がふえる可能性もあるわけです。そういうことも全体を見直すんじゃないかと、そういう選択肢を与えて、希望どおりに行ってくださいよという方策もあっていいんじゃないかなというふうに私自身は考えているわけです。そういう意味をもって、常に前進的な改革の作業を教育委員会に対してはやっていただきたいと、こういう希望を持っているわけです。

日常大変だと思います。学校の今現在は耐震の問題、それから中部小学校の建設問題、それから西小学校の教室等の増築と、たくさん課題はありますけども、やはりそれは並行しながら前向きにオールマイティーで検討して、計画を立案していってほしいと思います。

先ほどの学区制の見直しについては検討するという回答をいただきましたので、これからは前向きで、南小学校の児童が一人でもふえることを願って、私はこういう質問をいたしましたわけです。私も小さな山間部の小・中学校の1校、学年20名足らずというところで育ってきておりますので、非常に競争心とかチームワークとか、そういう面を考えたら、いいことも悪いところもあるわけです。少なければ仲よくて競争心は余り出ない。しかし、チームワークだけはがっ

ちりしているというような、相反するような状況があるわけですから、そういうふうにして、とにかく願うところは素直な子どもさんたちがいっぱい育っていただきたいという気持ちで本日の質問をいたしました。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君の一般質問を終わります。

これで一般質問は全部終了しました。

来週14日は各常任委員会を行います。

議員各位も執行部と同じく、委員会はクールビズで結構でございます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時59分



# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年6月14日（月）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成22年6月16日（水）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（4日目）

（平成22年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成22年6月16日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第23号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第25号 政治倫理の確立のための菊陽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第26号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第27号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町下水道条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号））
- 日程第12 報告第1号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成21年度菊陽町一般会計予算）
- 日程第13 報告第2号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成21年度菊陽町下水道特別会計予算）
- 日程第14 報告第3号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第15 報告第4号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第16 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第28号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 4番 | 甲斐榮治君 | 5番 | 芝和長君 |
|----|-------|----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                   |       |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 町長            | 後藤三雄君 | 教育委員長             | 三島誠一君 |
| 教育長           | 赤峰洋次君 | 教育次長              | 水上孝親君 |
| 総務部長          | 大川育男君 | 福祉生活部長            | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長        | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 吉岡典次君 |
| 総務課長          | 阪本修一君 | 総合政策課長            | 松本東亞君 |
| 財政課長          | 實取初雄君 | 税務課長              | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長              | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長       | 宮本義雄君 | 環境生活課長            | 吉野邦宏君 |
| 町民課長          | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 |
| 農政課長          | 荒木一雄君 | 建設課長              | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長        | 坂本恭一君 | 下水道課長             | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長        | 平野誠也君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 図書館長          | 堀行徳君  | 学務課長              | 松本洋昭君 |
| 生涯学習課長        | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長         | 志垣敏夫君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 阪本健治君  |
| 書記     | 山川真喜子君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第23号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第23号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） おはようございます。

議案第23号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、職員の給与の支払いについては、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、法律または条例により特に認められた場合を除き、直接職員にその全額を支払わなければならないこととなっており、給与から控除することができる旨の根拠規定を追加するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側が現行で、右側が改正案でございます。

第5条の2の次に第5条の3の下線部分を加えるものでございます。第5条の3、地方公務員法第25条第2項の規定により、次に掲げるもののうち町長が必要と認めるものは給与から控除することができる。第1号が団体取り扱い契約に係る保険料、第2号が団体取り扱いに係る預貯金及び貸付金の返済金、第3号が団体取り扱いに係る物品の購入代金、第4号が職員互助会会費、第5号が登録された職員団体の組合費等を加えるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第24号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） 議案第24号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、育児休業法、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことにより改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、表題の第1条関係で、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

左側が現行で、右側が改正案でございます。

第8条の2第1項の後に第2項を加えております。「任命権者は、3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。」を加えるものでございます。

それから、現行の第8条の2の第2項は、下線部分を削除するものでございます。

それから、現行の第3項の下線部分、「前2項」を改正案の第4項のとおり、「第1項及び前項」に改めるものでございます。

それから、次のページなんですけども、こちらも新旧対照表の第2条関係でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

左側が現行で、右側が改正案でございます。

第2条の現行第1号、第2号、第3号、第6号を削除いたしまして、第3号を第1号、第4号を第2号に改めるものでございます。

それから、同条の次に第2条の2「育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間は57日間とする。」を加えるものでございます。

次に、第3条の見出しを改正案のとおり、「育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情」に改正するものでございます。

それから、同条第1項の改正案の下線のとおり、「第5条に規定する」に改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4号の改正案の下線のとおりに改正するものでございます。

それから、第5条につきましても、改正案の下線のとおりに改正し、各号を削るものでございます。

それから、第9条を削り、第10条中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項の規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

最初のページの2枚目に戻っていただきまして、この条例なんですけども、附則のほうで平成22年6月30日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第25号 政治倫理の確立のための菊陽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第25号政治倫理の確立のための菊陽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） 議案第25号政治倫理の確立のための菊陽町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、証券取引法等の一部改正する法律の施行に伴い、菊陽町長の資産報告書の内容の一部を改正するものでございます。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

左側が現行で、右側が改正案でございます。

現行の第2条第5号の「金銭信託、金銭信託の元本の額」を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「株式の銘柄及び株数」を「株式の銘柄、株数及び額面金額の総額」に改め、同号を同項第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第26号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第26号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

議案第26号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

この件につきましては、町長の提案理由説明にありましたように、新年度に入って2カ月余り経過したばかりのところでございますが、農林水産業費、土木費、教育費など急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。



内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長等がお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願ひます。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億572万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億3,002万円と定めております。

また、第2条で、地方債の追加を第2表の地方債補正で計上しております。

2ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

16の国庫支出金1,467万5,000円の増額は、国庫補助金の増額。

17の県支出金3,125万4,000円の増額は、県補助金の増額。

20の繰入金1,000万円の減額は、基金繰入金の減額。

23の町債6,980万円の増額は、土木債及び教育債の増額でございます。

歳入合計といたしましては、補正として1億572万9,000円を増額し、歳入総額を105億3,002万円としております。

下のページをごらんいただき、歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

6の農林水産業費3,149万4,000円の増額は、農業費の増額。

8の土木費3,300万円の増額は、住宅費の増額。

10の教育費3,752万4,000円の増額は、小学校費及び社会教育費の増額でございます。

なお、14の予備費を341万1,000円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて調整をしたものでございます。

歳出合計といたしましては、補正として1億572万9,000円を増額し、歳出総額を105億3,002万円としております。

4ページをお開き願ひます。

第2表の地方債の補正で、追加分について、起債の目的及び限度額を申し上げます。

公営住宅建設事業債は光団地建設事業に対する分で4,920万円を、学校教育施設等整備事業債は夜間照明施設整備事業に対する分で2,060万円をそれぞれ限度額として定め、地方債総額としては、6,980万円を追加し8億4,530万円とするものでございます。

下のページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

主なものの補正額についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願ひます。

まず、歳入でございますが、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金、節区分の1住宅費補助金1,467万5,000円は、光団地の建設事業に対する地域住宅交付金を増額し、3,937万5,000円とするものでございます。

次に、款の17県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節区分の3農業振

興費補助金3,103万4,000円は、経営体育成交付金を新たに設けたもので、当該交付金の額をそのまま歳出予算に計上しております。また、節区分の4畜産振興費補助金22万円は、口蹄疫緊急対策資金利子補給補助金を新たに設けたもので、利子額の8分の3相当分でございます。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、今回地方債を充当できる事業がありましたことから、財源調整のため、1,000万円を減額しております。

下のページで、款の23町債につきましては、第2表の地方債の補正で説明したとおりでございます。

10ページをお開きいただき、歳出でございますが、下のページで、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19負担金補助及び交付金3,103万4,000円は、歳入で説明しました経営体育成交付金をそのまま対象農家に補助金として交付するもので、一つには、新規就農関係の農業用機械、施設等整備費が637万円、農業用機械等整備のための融資残の自己負担分に対する補助金が2,466万4,000円でございます。

次に、目の4畜産振興費、節区分の19負担金補助及び交付金44万円は、歳入で説明しました県補助金に同額の町補助金を加えて交付するもので、口蹄疫の発生に伴い、家畜市場の開催、延期等で経営困難となった畜産農家等への融資に対する利子補給金でございます。

なお、補足といたしまして、口蹄疫防疫対策のための消毒液購入のための補助金70万円及び口蹄疫対策のための消石灰配布のための費用50万円につきましては、緊急的な措置として予備費からの充用を行っております。

12ページをお開きいただき、款の8土木費、項の4住宅費、目の2公営住宅建設事業費で、節区分の17公有財産購入費3,300万円は、光団地の建設に伴う土地購入費について、1平方メートル当たりの単価を見直し、総額を6,000万円とするものでございます。

下のページで、款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費2,749万2,000円は、今後予算措置をお願いしますが、菊陽中部小学校の校舎等の建設に伴う仮設校舎を町民グラウンドのC、Dコートに設置していきたいと考えておりますことから、その代替措置として菊陽北小学校の運動場に夜間照明設備を設置しますための設計監理業務委託料及び工事費でございます。

次に、目の5学校建設費で、節区分の12役務費78万5,000円は、菊陽中部小学校の建設のための用地取得を目指すための不動産鑑定手数料を計上しております。

次に、項の5社会教育費、目の3公民館費で、節区分の13委託料68万8,000円及び節区分の15工事請負費612万4,000円は、中央公民館の耐震補強工事関係でございます。また、節区分の19負担金補助及び交付金213万5,000円は、大堀木地区公民館の改修及びバリアフリー工事並びに武蔵ヶ丘7町内集会所の改修工事を行うための費用の一部を補助するものでございます。

最後に、14ページをお開きいただき、最後に14の予備費を341万1,000円増額し、3,807万5,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第27号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第27号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 議案第27号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本議案は、熊本県後期高齢者医療広域連合を構成します県内45市町村の同文議決を必要とします議案でございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

第7条では、改正前が、市長、町村長、市議会議員、町村議会議員それぞれ8人ずつ、計「32人」としていましたのを、後期高齢者医療制度の運営について県内全市町村が意見表明できますように、構成市町村の数と同じ「45人」に改正するものであります。

なお、広域連合議員は、構成市町村の長または議会の議員により組織することには変わりありません。

次に、第8条第1項では、これまで市長、町村長、市議会の議長、町村議会の議長をもって組織します団体の推薦または個人推薦によって選出し選挙していたものを、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙することに改正するものであります。

また、同条第2項では、この議員選挙につきましては、地方自治法第118条の例によるものと規定しております。

第9条です。ここでは、議員の任期を後期高齢者医療制度の材線運営と同じ2年間としてい

ましたものを、広域連合議員選挙の簡素化を図るため、構成市町村の長または議会の議員としての任期に改正するものであります。

一番最初の規約変更の議案をごらんください。

附則第1項で、施行期日は熊本県知事の許可のあった日からとしております。さらに、この附則の第2項以下の経過措置におきまして、現在の広域連合の任期が平成21年2月14日から平成23年2月13日までとなっておりますので、この現在の任期満了までは議員定数、任期及び選挙の方法については従前どおりということとしてしております。

この議案についての説明を以上で終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第27号の新旧対照表のところを見ると、今まで、新旧対照表の2ですね、広域連合の議会議員は、それまでは市長8人、町村長8人、市会議員8人、町村議会8人となっているわけですが、今度改正後は、構成市町村の長または議会の議員により組織するというふうになっていますが、長と議会の議員は、私は役割は違うと思うんですが、そういう議論はなされてないのか。

例えば極端に言いますと、この案によると、長だけ選ばれる可能性もあるし、議員だけ選ばれる可能性もあるのではないかと思います。その辺はどんなふうな議論だったんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） この改正前が、今までその改正前の第7条の2項にありますように、それぞれ、いわゆる市町村長または、実際はその各市町村の議会議員ということになっておりますので、この内容につきましては、これまでどおり市町村長または議員ということで、大きな改正はあっておりません。各45の構成市町村の意見をできるだけ反映するというところで、今回は長または議員さんから選出をお願いしたいということで、ですから最終的には各構成市町村の判断で、長を出すか、議員を出すかにおいては、各議会で選出するという事になっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） いいですか。それで、例えば先ほど質問したように、市長だけが選ばれるということも起こり得るけども、それはやむを得ないということですか。そこを聞きたいんです。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 最終的には各45市町村の議会の判断ですから、それは全員が議

員さんかもしれませんし、全員が市町村長かもしれませんので、そこについては、広域連合については、そこはもう各市町村にお任せということで言っとります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第27号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、今質問しましたとおり、やっぱりちょっとおかしいのではないかというふうに思いますので、反対をするものです。

なぜかといいますと、今までの改正前は、それぞれ市長、町村長、市会議員、町村議会議員が8名ずつで、恐らくバランスがとれて選出をされているというふうに思いますけれども、今回の改正になると、やはり長及び議会の議員のうちから1人を選挙するというふうになっていますから、長と議会議員というのはやっぱり立場が違うわけで、それぞれの町村でした場合に、本当にアンバランスになる可能性もあるし、極端に言えば、長だけを選ばれて、議会の議員というのは一人も入らなくなる可能性だって、この文章でいけば、それぞれの市町の判断なので、起こってくるのではないかというふうに考えますので、やっぱりそういうところはもう少し公平に判断、選挙される方法が望ましいのではないかというふうに思います。で、反対するものです。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町下水道条例の一部を改正する条例）

○議長（吉村豊明君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町下水道条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

す。

承認第2号は、菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

内容は、熊本県運転免許センターの汚水処理について、熊本市から菊陽町への下水管渠切りかえ工事完了に伴いまして、使用料の算定方法の一部を改正するものでございます。

最終ページをごらんください。

現行では、第15条第4項で、免許センターの使用料の額は、熊本市下水道条例に定める使用料を徴収するとありますが、菊陽町への管渠切りかえ工事の完了に伴いまして、菊陽町下水道条例に定める使用料を徴収することになりましたので、改正で第4項を削除したものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

○議長（吉村豊明君） 日程第7、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（廣野豊徳君） おはようございます。

承認第3号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、改正の主な内容についてご説明いたします。

改正文ではわかりにくいかと思しますので、参考資料の新旧対照条文で主なものについてご説明申し上げます。

2 ページ目をお開き願いたいと思います。

中段ほどになりますが、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について新たに規定されたもので、この規定は、年少扶養控除の廃止に伴い、所得税法においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなりましたが、個人住民税におきましては、個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、引き続き年少扶養親族を含めた扶養親族の情報を把握する必要があるため、給与所得者に対する扶養親族申告書の提出について規定したものであります。具体的に言いますと、毎年最初に給与の支払いを受ける日の前日までに必要事項を記載した申告書を給与支払者を經由して町長に提出しなければならないというものであります。

次に、3 ページの第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について新たに規定されたもので、これは前条と内容につきましても同じこととなりますが、対象者が今回公的年金受給者の方に対する扶養親族控除申告書の提出についての規定であります。

次に、4 ページから5 ページにわたります第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についての規定であります。個人住民税の公的年金からの特別徴収が平成21年度の10月支給分から実施されましたが、これに伴い、特別徴収の対象とならない65歳未満の公的年金を有する給与所得者につきましては、公的年金と所得に係る所得割額が普通徴収にされたことに伴いまして、その結果、新たに納税の負担が生じたため、今回65歳未満の公的年金等所得に係る所得割について、給与から特別徴収の方法により徴収できるようにする規定をしたものであります。

次に、10ページをお開きください。

10ページの中段ほどになりますが、たばこ税の税率の引き上げについてであります。たばこ税率は、1,000本につき「3,298円」を「4,618円」に、平成22年10月1日から引き上げるものであります。1,000本につき1,320円の増となります。

次に、10ページから11ページにわたるところになりますが、第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、今回国税において非課税口座内の所要各上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設に伴い、町民税の所得計算の特例について規定したものであります。

それでは、改正文のほうに戻っていただきまして、参考資料から2枚前になりますが、附則のどこになりますが、第1条の施行期日につきましては、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 承認第3号の菊陽町税条例の一部を改正する条例ですけれども、今回個人住民税の年少特定扶養控除の廃止っていうことで、かなり過去最大規模の増税になるというふうに思いますけれども、どの程度の影響があるのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） それについては、こちらのほうではちょっと計算しとりません。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） すいません、計算してないって言われてもちょっと困るんですけども。大体どの程度の増税が見込まれるかっていうのはわかると思うので、その点はどうなんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） それにつきましては、後で確認した上で報告したいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 承認第3号の専決処分の承認を求めることについてっていうことですが、この税の専決処分は、後の承認第4号の国保税にもかかわりますけれども、やはり地方税、国保税とも、暮らし、町民に大きくかかわる問題ですので、国の法律ということもありますが、ぜひ専決処分ではなくて、1つは議会の承認を得ていただきたいというふうに思います。

今質問しましたように、なかなかどのくらいの増税の影響があるのかっていうのも答弁ではわからないという状況なので、その辺もやはりある程度説明をできるように準備をさせていただきたいと思います。

今回の改正では、特に個人住民税について、16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除、地方税分で33万円、及び16歳以上19歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分、地方税分で12万円が廃止をされるということで、非常に大きな額になります。これ、多分全国的には、これによる個人住民税は4,569億円の大増税になるということですから、非常に扶養控除の廃止で大きな増税になるという状況があるということは、やっぱりきちんと税務課のほうも



説明をできるようにしておいていただきたいというふうに思います。

私は、やっぱり大きく暮らしを圧迫するということで反対するものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 承認第3号について、私も反対の立場で討論をいたします。

税金っていうのは、憲法の84条財産権、それに国がある国家権力をもってその財産を徴収すると、租税法に書いてあるとおりであります。ですから、こういうことについては、やはり専決ではなくて、こういうことが必要になったということを正面から議題として出して議決をするべきものと考えます。

租税法律主義というのを日本はとっておきまして、この辺のところも、やはりきちっと法律に基づいて、こういう根拠法を示して、そして税金を取ると。取るという言葉は、ちょっと表現は適当じゃないとは思いますが、やはりその課税するというのは、それぐらいの慎重な姿勢を持ってしかるべきだと、そのように思っております。よって、この承認については反対をいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（吉村豊明君） 日程第8、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（廣野豊徳君） 承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、改正の主な内容につきまして、参考資料の新旧対照条文に基づき説明したいと思います。

参考資料の1ページ目をお開きください。

まず、第2条の課税額のところですが、第2項では、基礎課税額に係る課税限度額「47万

円」を「50万円」に変更するものであります。

次に、同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額「12万円」を「13万円」に変更するものであります。

今回限度額が引き上げられたことによって、税額の影響につきましては、基礎課税額のほうの3万円による影響としましては381万9,600円になります。それから、後期高齢者支援金に係る1万円分の影響によるものは93万7,400円になります。

次に、第3条の国民健康保険税の減額のところでは、応益割合にかかわらず、市町村の実情に応じて、低所得者層への国民健康保険税の減額、7割、5割、2割軽減が今回図られるように措置が講じられたものであります。

なお、この国民健康保険税の減額につきましては、地方税法第703条の5の規定がありまして、これまでは応益割合に応じまして減額割合が設けられておりましたが、今回の地方税法等の一部改正によりまして、その応益割合に応じた減額割合の規定が削除されたものであります。

なお、本町におきましては、既に7割、5割、2割軽減が行われているため、この改正で何ら影響するものではありません。

次に、2ページをお開き願います。

第23条の2の特例対象被保険者等に係る国民健康保険の課税の特例は、今回規定されたもので、特例対象被保険者、いわゆる非自発的失業者の前年分の給与所得を100分の30に減額して国民健康保険税を算定するものであります。

なお、軽減期間は、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年の翌年度末までとなります。例えば22年4月1日に失業した場合は、軽減期間は平成23年度末までということになります。

次に、3ページをお開きください。

第24条の2は、特例対象保険等に係る申告について規定されたものでありまして、特例対象被保険者、いわゆる非自発的失業者である場合には、町長に離職理由その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を提出しなければならないというものであります。

また、第2項では、その特例対象保険等に係る申告書を提出する場合には、雇用保険受給資格証、その他特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならないという規定であります。具体的には、雇用保険で特定受給資格者あるいは特定理由離職者と認定された方のみが対象ということになります。この特定受給資格者とは、倒産や解雇などによる離職された方を言います。また、特定理由離職者とは、雇いどめなどによる離職をされた方を言います。

それでは、改正文のほうに戻っていただきたいと思えます。

参考資料の1枚前のところになりますが、附則のところです。この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定ですが、1つは、評価できるところは、経済状態の悪化、解雇などによって突然に職を失い、所得は前年に比べて大幅に減少したために国保税の負担が困難となるケースは今までもあったんですけれども、その分が改善されるということで、今説明のあったように、雇用保険の受給資格を持つ人のうち、特定受給資格者、特定理由資格者について、おおむね2年間に限り、国保税の算定額を前年の給与所得の100分の30とすることになるということで、このような改正は、払えない国保税の引き下げを求める、やはりこの間の国民の皆さんの大きな運動が反映されたもので、評価できると思います。

しかし、国保税の課税限度額については、基礎課税額のほうですけれども、現行47万円を50万円に、また後期高齢者支援金等の課税額を現行12万円を13万円に引き上げられており、やはりこの限度額の引き上げっていうのは非常に負担が重くなるということで、一方ではいい部分もありますけれども、全体としては増税になるという理由で反対とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町一般会計補

正予算（第7号））

○議長（吉村豊明君） 日程第9、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第7号））についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、承認第5号の平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

本専決につきましては、本年3月の議会定例会提案以降におきまして、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったものにつきまして、本年3月31日をもちまして確定しました収入等の内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

2ページめくっていただきまして、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,295万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,132万8,000円と定めました。

また、第2条で地方債の変更を第2表の地方債補正で計上したところでございます。

2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、3月の補正後に予算額の変更が生じたもの、及び歳入額が確定したのものについて補正を行っております。

款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税4,272万8,000円の増額は町民税及び固定資産税の増額によるもの、6の地方消費税交付金は1,251万8,000円の増額、下のページで、12の地方交付税は1億267万1,000円の増額、一番下の17の県支出金1,946万4,000円の減額は、4ページをお開きいただき、県負担金及び県補助金の減額によるもの、19の寄附金は1,234万7,000円の増額、20の繰入金2億3,887万円の減額は基金繰入金の減額、22の諸収入5,290万8,000円の減額は雑入の減額によるものでございます。歳入合計といたしましては、補正として1億2,295万9,000円を減額し、歳入総額を109億9,132万8,000円としております。

下のページをごらんいただき、歳出でございますが、3月の補正後に予算の大幅な変更の必要性が生じたもの及び歳入の確定により財源の入れかえが必要なものなどについて補正を行っております。

款の区分ごとに主なものを申し上げます。

3の民生費4,113万8,000円の減額は社会福祉費及び児童福祉費の減額によるもの、4の衛生費1億3,372万9,000円の減額は保健衛生費及び清掃費の減額によるもの、6ページをお開きいただき、10の教育費は1,026万円を減額してございまして、最後に14の予備費を6,311万3,000円増額し、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。歳出合計といたしましては、補正として1億2,295万9,000円を減額し、歳出総額を109億9,132万8,000円としております。

下のページをごらんいただき、第2表の地方債補正でございますが、限度額のみの変更でございます。

まず、県営白水地区かんがい排水事業は、限度額を10万円減額し270万円に、県営上井手地区かんがい排水事業は、限度額を40万円減額し1,910万円に、県営下井手地区かんがい排水事業は、限度額を20万円減額し920万円に、原水駅線道路改良事業は、限度額を600万円増額し7,680万円とするものでございます。

したがいまして、平成21年度の地方債総額につきましては、530万円を増額し、8億980万円としております。

9ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

主なものの補正額についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の1個人の増額は、節区分の1現年課税分で2,455万7,000円増額し15億7,947万2,000円とし、説明欄の補正後の額は、所得割が15億1,546万1,000円、均等割が4,801万1,000円、退職分が1,600万円としております。また、節区分の2滞納繰越分は、800万円増額し2,400万円としております。

次に、目の2法人の減額は、節区分の1現年課税分で825万9,000円減額し2億6,828万1,000円としており、説明欄の補正後の額は、法人税割が1億6,289万6,000円、均等割が1億538万5,000円としております。

次に、項の2固定資産税、目の1固定資産税の増額は、節区分の1現年課税分で1,343万円増額し36億1,533万円とし、説明欄の補正後の額は、土地が7億8,799万1,000円、家屋が12億3,100万4,000円、償却資産が15億9,633万5,000円としております。また、節区分の2滞納繰越分は、500万円増額し5,150万円としております。

次に、下のページで、款の2地方譲与税は、それぞれ確定した額に調整しております。

また、14ページをお開きいただき、中段の款の3利子割交付金以下の交付金につきましても、それぞれ確定した額に調整しております。

16ページをお開きいただき、中段の款の12地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税、節区分の1地方交付税の増額は、特別交付税額を1億267万1,000円増額し、特別交付税の補正後の額を1億4,767万1,000円とするものでございます。

18ページをお開きいただき、中段の款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の4経済危機対策補助金で1,224万8,000円を増額しておりますが、説明欄の臨時交付金は国の2次補正予算によるもので、追加分の歳入の補正及び充当のみを行い、7,641万8,000円としております。

20ページをお開きいただき、款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金、節区分の4保険基盤安定負担金の減額は、説明欄の負担金を1,499万4,000円減額し1億235万1,000円としております。

下のページで、款の19寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の1一般寄附金の増額は、有限会社さんふれあからの寄附金で、補正後の金額を1,234万8,000円としております。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、7,800万円を減額し2億7,000万円としておりますが、別途歳出におきまして2億3,310万2,000円の基金積立金を計上してありましたことから、年度末としての差し引きとしては、3,689万8,000円の減となります。

22ページをお開きいただき、目の4公共施設整備基金繰入金及び5の減債基金繰入金につきましては、財源充当を必要としなくなったものにつきまして、減額により調整しております。

下のページで、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の2臨時診療所診療収入は、診療所を設置しませんでしたことから、全額を減額しております。

款の23町債につきましては、第2表の地方債の補正で説明したとおりでございます。

24ページをお開きいただき、下のページは、歳出でございますが、26ページをお開きいただき、下のページで、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費で、節区分の28繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金を3,515万7,000円減額し1億4,976万2,000円としております。

28ページをお開きいただき、下のページで、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費で、節区分の19負担金補助及び交付金は、新型インフルエンザ予防接種補助金で、被接種者が少なかった分、3,718万円を減額により調整し、1,885万4,000円としております。

次に、目の5臨時診療所費は、設置しなかったことから全額を減額しております。

30ページをお開きいただき、款の2清掃費、目の1清掃総務費で、節区分の19負担金補助及び交付金は、菊池環境保全組合負担金を3,955万円減額し4億6,484万2,000円としております。

32ページをお開きいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費で、目の3道路新設改良費では、原水駅線道路改良事業におきまして、補償費400万円の不足分を工事請負費の減額による調整などを行っております。

次に、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費では、第2地区土地区画整理事業関係で、主に保留地処分金を財源として実施しております事業について、実績による調整を行うとともに、下のページで、一番下の節区分の25積立金は、本年度の不用額を土地区画整理事業基金に817万3,000円増額し1億3,635万7,000円としております。

38ページをお開きいただき、下のページで、最後に、先ほども説明しましたが、予備費につきましては、6,311万3,000円を増額し2億180万9,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））**

○議長（吉村豊明君） 日程第10、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 承認第6号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、平成22年3月31日をもって確定しました収入等の内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

今回の補正は、歳入では、収入実績及び国や県、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知により収入額が確定したことによるもの、歳出につきましては、保険給付費及び予備費の補正減を行いまして、予算の全体の調整を行っております。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,954万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億3,209万7,000円とするものでございます。

5ページ以降は、補正予算に関する説明書になっております。

主な補正についてご説明申し上げます。

資料の8ページをお開きお願いします。

それでは、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税585万8,000円の補正増を行っております。これにつきましては、収入の実績に合わせて補正増を行っているところでございます。内容につきましては、節の4医療給付費分、滞納繰越分で700万円の補正増が主なものになっております。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は、交付決定通知に基づき、73万2,000円の減額であります。

9ページをごらんください。

款の5国庫支出金、項の2国庫補助金は1,556万6,000円、款の6療養給付等交付金、項の1療養給付等交付金は1,261万4,000円、交付決定通知によりそれぞれ補正増を行うものであります。

10ページをごらんください。

款の8県支出金、項の2県補助金、目の3県財政調整交付金で2,958万円の補正減を行っております。節の1普通調整交付金、節の2特別調整交付金とも交付決定通知によるものであります。

款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金で3,515万7,000円を減額しております。主な内容は、節の1保険基盤安定繰入金で2,223万5,000円を減額しております。これは、保険税軽減額と低所得者数が少なかったことによるものであります。ほかに、金額の大きいものとして、節の4財政安定化支援事業繰入金がありますが、これは交付決定通知により682万8,000円減額するものであります。

11ページをごらんください。

款の15諸収入、項の1延滞金、加算金及び過料は、保険税延滞金として、収入実績に合わせて200万円の補正増をしております。

12ページをごらんください。

次は、歳出です。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費、目の2退職被保険者療養給付費は、補正額は0円でございますけども、財源の入れかえを行っております。

そして、目の3一般被保険者療養費は、193万円の補正減を行っております。

その下の欄でございますが、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は、療養費の実績に基づき557万5,000円、目の2退職被保険者等高額療養費で61万3,000円の補正減をしております。

13ページをごらんください。

目の3一般被保険者高額介護合算療養費で669万8,000円、目の4退職被保険者高額介護合算療養費で319万4,000円の補正減をしております。これは、高額介護合算療養費の支給対象者数



と金額が計画より少なかったためであります。

その下のところです。項の4 出産育児諸費、目の1 出産育児一時金は、実績に基づき509万9,000円の補正減を行っております。

14ページでございます。

款の5 老人保健拠出金、目の1 老人保健医療費拠出金、款の8 保健事業費、項の1 特定健康診査等事業費は、それぞれ補正額は0円でございますが、これは財源の入れかえを行っております。

最後、15ページでございます。款の12 予備費、項の1 予備費で563万2,000円の補正減を行っております。これにつきましては、歳入の減額がありましたので、財源的に不足した部分を予備費により調整を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号））

○議長（吉村豊明君） 日程第11、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号））についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 承認第7号は、平成21年度菊陽町下水道特別会計予算につきまして、平成22年3月31日をもって確定しました内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

上の2枚をめくっていただき、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ33万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億3,928万9,000円と決めました。

2ページをお開き願います。

歳入においては、使用料を90万円増額し、一般会計繰入金を123万7,000円を減額、3ページの歳出においては、公共下水道事業費33万7,000円を減額しております。

5ページ以降は、補正予算に関します説明書となっております。

主なものの補正額についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料の現年度分で直接徴収分を90万円増額し、補正後の金額を6億5,442万9,000円としております。

次に、繰入金の一般会計繰入金で123万7,000円を金額し、補正後の金額を4億1,574万4,000円としております。

下の9ページをごらんください。

次に、歳出でございますが、事業費で、項の1公共下水道事業費、目の2流域関連公共下水道事業費では、節の3職員手当等は時間外手当を11万8,000円増額し、その他は入札残及び不用残をそれぞれ減額し、補正後の金額を6億5,066万3,000円としております。

減額の主な要因としましては、歳入におきましては一般会計からの繰入金の減額、歳出におきましては入札残及び不用残の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第1号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成21年度菊陽町一般会計予算）

○議長（吉村豊明君） 日程第12、報告第1号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成21年度菊陽町一般会計予算）を議題とします。  
財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

平成21年度一般会計予算の中で議決いただきました地方自治法第213条の規定により繰越明許費につきまして、5月31日までに繰越額を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越計算書をつけております。

項目の中で、金額とあります欄の額は、予算で定めました繰越明許費の限度額でございまして、その右の欄の翌年度繰越額に調整したものでございます。

まず、款の2総務費では、項の1総務管理費で、役場庁舎本館トイレ改修事業1,335万円は、国の第2次補正予算による3月補正の委託料135万円及び工事費1,200万円で、未収入特定財源として国庫支出金926万8,000円を予定しております。

次に、まちづくり基本整備計画策定事業200万円は委託料で、すべて一般財源としております。

次に、電子計算事業49万4,000円は、3月補正の子ども手当制度導入に伴う行政情報システム改修のための委託料で、未収入特定財源として、国庫支出金396万9,000円を予定しております。

次に、款の6農林水産業費、項の1農業費で、土地改良単独事業956万6,000円は、国の第2次補正予算による3月補正の農道舗装工事分で、未収入特定財源として、国庫支出金860万円を予定しております。

次に、款の7商工費、項の1商工費で、下大谷1号線道路改良事業2,930万円は、セミコンテクノパーク交差点付近の交通渋滞緩和策として、熊本県等における事業の推進との一体的な整備を進めている工事費で、すべて一般財源としております。

次に、款の8土木費、項の2道路橋梁費で、道路橋梁維持事業3,750万円は、国の第2次補正予算による3月補正分の工事費で、未収入特定財源として国庫支出金3,380万円を予定しております。

次に、横道合志2号線道路改良事業1億2,976万9,000円は委託料及び工事費等で、未収入特定財源として、国庫支出金6,501万円及び地方債3,720万円を予定しております。

次に、北小学校原水駅線道路改良事業2,386万9,000円は工事費等で、未収入特定財源として国庫支出金に1,265万円及び地方債730万円を予定しております。

次のページで、緑ヶ丘線道路改良事業1,469万9,000円は用地取得費等で、未収入特定財源として地方債1,270万円を予定しております。

次に、原水駅線道路改良事業1億2,766万5,000円は用地取得費及び工事費等で、未収入特定財源として国庫支出金2,550万円及び地方債7,680万円を予定しております。

次に、項の3都市計画費で、土地区画整理事業9,345万6,000円は建物等の移転補償及び工事費等で、既収入特定財源として保留地処分金2,408万8,000円があり、未収入特定財源として国庫支出金5,340万円及び地方債1,440万円を予定しております。

次に、杉並木公園園路改修事業3,160万円は工事費で、既収入特定財源として地方債8万5,000円があり、未収入特定財源として国庫支出金1,478万5,000円及び地方債1,470万円を予定しております。

次に、款の9消防費、項の1消防費で、J-A L E R Tシステム整備事業840万円は、消防庁との連携により進めております全国瞬時警報システム工事費で、未収入特定財源として国庫支出金770万円を予定しております。

次に、款の10教育費、項の2小学校費で、菊陽中部小学校建設事業1億1,188万2,000円は3月補正の委託料等で、すべて一般財源としております。

合計といたしましては、翌年度繰越額を6億3,755万円とし、財源といたしましては、既収入特定財源で2,417万3,000円があり、未収入特定財源で国庫支出金2億3,468万2,000円及び地方債1億6,310万円を見込み、一般財源として2億1,559万5,000円を確保することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第2号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成21年度菊陽町下水道特別会計予算）

○議長（吉村豊明君） 日程第13、報告第2号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成21年度菊陽町下水道特別会計予算）を議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

一般会計同様、これも平成21年度菊陽町下水道特別会計予算の中で議決いただきました地方自治法第213条の規定により繰越明許費につきまして、5月31日までに繰越額を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越計算書をつけております。

内容は、日本梱包北東付近の菊陽第2土地区画整理事業の進捗状況に合わせまして、未普及解消下水道事業、これは污水管布設工事でございますが、615万9,000円を、浸水対策下水道事業、これは雨水管布設工事でございますが、367万5,000円をそれぞれ翌年度へ繰り越すものでございまして、未収入特定財源としまして、未普及解消下水道事業では地方債を580万円、一般財源を35万9,000円とし、浸水対策下水道事業では一般財源367万5,000円をそれぞれ予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 報告第3号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（吉村豊明君） 日程第14、報告第3号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（松本東亞君） 報告第3号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、これは地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

関係資料のページ2と上に書いてあるのをお開きいただきたいと思います。

21年度事業報告書となっております。

事業の実施状況、1、原水工業団地の造成事業ということで、前段は、平成16年度から前年の20年度までの経過をしたためております。メーンの21年度については、買収した用地を含めた地区計画の都市計画決定及び開発行為の許可取得のための準備等を行いました。22年度では、地区計画の都市計画決定後に開発行為の許可の取得、開発行為の許可に基づいた必要な造成工事を実施していく予定でございます。

工事完了後は、販売価格の見直しを行うとともに、用地の一括販売も可能となることから、その特性を生かした販売に向けて必要な取り組みを実施していくこととしております。

下の3ページの損益計算書をごらんいただきたいと思います。

1 事業収益、2 事業原価、これは販売実績はございませんので、0でございます。

3 販売費及び一般管理費131万4,321円、事業損失、同額でございます。これについては、8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページは、収入支出決算明細書となっております。その支出の款の2の販売費及び一般管

理費の欄をごらんいただき、右側のほうに支出済額というのがあります。その欄に131万4,321円とあります。この内容について、主な内容が5の委託料で87万7,500円、これは現地の草刈り管理費用等でございます。そこが明細でございます。

もとにお戻りいただきたいと思います。3ページ、4の事業外収益、(1)受取利息2万2,054円、(2)消費税還付金1万2,026円、3雑収益13万830円、雑収益は、臨時的に駐車場をイベントの関係で貸し出したときの駐車料金でございます。事業外収益の合計が16万4,910円でございます。

5事業外費用、(1)支払い利息1,422万3,765円、これと上の欄等の合計を差し引きしますと、経常損益が1,537万3,176円、当期純損失1,537万3,176円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

これは、貸借対照表となっております。

資産の部、1、流動資産でございます。(1)現金及び預金1,116万7,222円、それから未収金は0、完成土地等11億1,336万7,900円、(4)開発中の土地、これは2,814万8,105円、流動資産の合計が11億5,268万3,227円、資産合計は同額となっております。

ページ7ページをお開きいただきたいと思いますが、これは財産目録となつてまして、大体この表と金額とは一致しております。特に流動資産の合計も資産合計の7ページの財産目録の金額と一致しております。

4ページにお戻りいただきまして、負債の部、流動負債0でございます。それから2の固定負債、長期借入金11億2,590万円、固定負債合計同額でございます。負債合計同額でございます。

それから、資本の部、下のほうでございます。1、基本金、(1)の基本財産500万円、基本金合計500万円でございます。それから、2の準備金、(1)前期繰越準備金3,715万6,403円に、当期純損失1,537万3,176円、それから準備金合計が、1引く2をやりまして、2,178万3,227円でございます。資本金合計は、今の金額に上段の500万円を足しまして、2,678万3,227円でございます。負債資本合計は、先ほどの4ページの一番下の負債合計を足しまして、11億5,268万3,227円となっております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

これは、現金の流れ、キャッシュフロー計算書でございます。

1、事業活動によるキャッシュフロー、土地造成事業収入はございません。2、その他の事業収入50万910円、これにつきましては、先ほど申しました駐車料金の雑収入13万830円、それから工事の際の契約保証金33万6,000円、それから預金利息等の合計で、そういった金額の合計値でございます。

それから、3、土地造成事業支出、取得に係る支出683万905円です。それから、その他の事業支出1,588万947円と、小計で2,221万942円となっております。

ページ9ページをお開きいただきたいと思います。

取得に係る支出の説明でございますが、9ページの支出の款の1資本的支出の欄を、そのままずっと右のほうに目を移していただき、支出済額をごらんいただきたい。これ、683万905円ということで、この金額で一致しております、内容の説明をちょっと若干いたしますが、下のほうの256万3,953円については、地区計画等の作成委託費でございます。それから、その下の374万3,999円につきましては現地の工事費ということになります。

以下、省略いたしまして、もとにお戻りいただきたいと思っております。そういった費用がそこに書いてございます。

下の、6ページに戻りましたので、2の財務活動によるキャッシュフロー、(1)長期借入れによる収入と、8億2,504万円と、それから2番の長期借入金の返済による支出、これは8億円、小計の2,504万円ということでございまして、これについても9ページをお開きいただきたいと思っておりますが、9ページの収入の欄の款の1資本的収入の欄のずっと右側をごらんいただきまして、収入済額8億2,504万円と、この金額がこちらに来ております。

それから、支出の欄の項の2の長期借入償還金、一番下の欄になります。このずっと右側のほうの支出済額、これ8億円となっております。この数値に一致しております。

6ページにお戻りいただきたいと思っております。

そういうことで、その最終段の現金及び現金同等物期末残高316万7,222円、これが通帳に記載されている最終的な金額でございます。

次のページ等については、若干今説明したので、省略したいと思っております。

それから、14ページをお開きいただきたいと思っております。

これは、22年度の事業計画でございます。区分及び事業名ということで、土地造成事業原水工業団地の売却でございますが、本年、21年度同様、予定として1.2ヘクタール、約2億円、坪単価の5万5,000円として予定をしております。

その下の欄の工業団地造成ということで、0.3ヘクタール、一体的な区画がとれるというふうな工事をやるということで550万円を予定をしております。

下のページをごらんいただきたいと思っております。

22年度の予算でございます。

総則第1条、平成22年度菊陽町土地開発公社の予算は、次に定めるところによると。

第2条は、収入支出予算でございます。第2条、収益的収入支出予算及び資本的収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、別表1収益的収入支出予算及び2資本的収入予算のとおりと定めるところでございます。

3、長期借入金、第3条です。長期借入れの目的、限度額、借入れの方法、借入利率及び償還の方法は次のとおりとすることで定めております。

それから、第4条一時借入金でございます。一時借入金の限度額は500万円とするということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。

先ほどの別表の内容でございます。収益的収入支出予算ということで、一応収益事業として2億円、受取利息として1万5,000円ということですね。支出として、事業原価が2億円に販売費及び一般管理費として972万1,000円、維持管理費的な内容でございます。それから、3事業外費用として、支払い利息ということで、1,685万円と。これについては、毎年このぐらいはいくかと思えます。

2番、下のほうのページでございます。資本的収入支出予算、資本的収入、長期借入金2,432万1,000円、支出のほうは、下のほうで、土地造成費用として550万円、長期借入金の償還金として1億9,500万円。これは、仮に2億円販売ができたという場合は、経費を除いた残りの金額を繰上償還に使うというふうな計画でございます。

次のページをお開きいただきます。

これについては、実際の資金計画でございまして、左から2行目の本年度予算額ということで、2億2,750万3,000円、それから受入資金と支払資金と同額で資金計画を立てております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 報告第4号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（吉村豊明君） 日程第15、報告第4号有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

農政課長、内容の説明を求めます。

○農政課長（荒木一雄君） 報告第4号について説明いたします。

有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

有限会社さんふれあにつきましては、町が出資している法人でございます。地方自治法第243号の3第2項の規定によりまして、有限会社さんふれあの平成21年度決算書に関する書類及び平成22年度事業計画に関する書類を添付しております。

まず、ページを振っておりますので、2ページをお開き願います。

(1)で、平成21年度事業実施状況でございます。4月から3月までの期間におきまして、まず4月1日に消費者モニターの募集が始まりまして、4月13日、さん彩出荷協議会の総会が開催されました。5月16、17日の2日間、「さんふれあ」におきまして春の感謝祭と消費者に対しまして交流収穫体験（イチゴ狩り）が開催されました、また、6月10日に来館者500万人記念セレモニーとにんじん焼酎試飲会を実施されました。13、14日に「さんふれあ」9周年誕生



祭を実施されました。10月26日は、出荷協議会先進地研修が行われました。11月23日は、秋の感謝祭、消費者に対してのカンショの収穫体験を実施されました。3月21日には、消費者交流でタケノコの収穫体験が実施されました。また、毎月さん彩だよりの発行と、毎月第1月曜日に役員会が実施されているということでございます。

次に、4ページから10ページまでが平成21年度決算の状況について報告いたします。

まず、5ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表では、資産の部の合計が6,471万7,145円、負債の部の合計が4,809万2,245円でございます。

純資産の部では、1,662万4,900円となりまして、負債及び純資産の合計が6,471万7,145円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。純売上高で、これが「さんふれあ」の温泉券の販売から、ふれあ館大広間売店・氷菓里、直売所、直売所の委託収入、農園使用料の収入、その他の収入は自動販売機でございますけど、この純売上高が、右のほうでございます2億3,354万7,359円となっております。

一方、売上原価は、仕入れの合計ということで、これにつきましては、大広間等の食料に対する仕入れ価格ということで、合計が4,946万8,746円でございます。

さらに、純売上高から売上原価を引きますと、1億8,407万8,613円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費です。これらの中には、「さんふれあ」の職員の給料、それからサウナマット等の賃借料、それに主なものとしまして、水道光熱費、燃料、それからふろの掃除等の費用の合計が1億7,011万5,507円支出されています。先ほど申し上げました総売上収入から仕入れを引いた金額でございます1億8,407万8,613円から経費を引きますと、営業利益が1,396万3,106円になります。

6ページに戻っていただきまして、営業外費用の中に、この中に寄附金1,234万8,000円が町のほうへ寄附されておるところでございます。

さらに、法人税を納めた残りが、当期純利益が119万4,506円となっております。

次に、10ページが、5月9日に監査がなされております。26日に有限会社さんふれあから報告があつておるところでございます。

さらに、12ページが、22年度の事業計画を載せております。

さらに、13ページが、21年度実績、22年度収支計画書を載せているところでございます。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 幾つかありますので、控えをしっかりとっていただきたいと思えます。

1番目が、平成20年度実績よりも21年度実績が、純売上高、落ちた原因は何かと。

それから、7項目ばかりありますので、控えとっていただけませんか。2番目が、水道光熱費ということで、合計が落ちておるんですが、原因は何かと。

3番目が、平成21年度の販売管理費の合計、それから営業利益、経営利益、数字的に微妙に何か違わないかなと。私が、数字的なやつ、1,000円かそこらでしょう、幾ら何でも合っとなるべきじゃないかなと。

それから、前回も、昨年度の報告のときも指摘はしたと思うんですが、役員報酬と給与手当と一緒にこの平成20年度の収支計算書のほうでは書いてあると思いますが、分けるべきではないですかということ言うたと思いますが、依然として一緒に書いてあると。分けた方がわかりやすくはないかなというふうに思います。

先ほども言いましたけど、平成20年度実績の数字が、当時いただいた、去年いただいた資料と今回参考資料としていただいた数字が微妙に違わないかと。

それから、衛生管理費、賃借料の減の要因は何かと。

それから、7番目が、富士フィルムから「さんふれあ」に燃料を供給されていると、工事費8,000万円かそこらかけて工事をされたと思うんですが、それらの配管の耐用年数というのは何年ぐらいなのかと。

以上、7項目ほどお尋ねしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まず、20年度実績、21年度実績の、21年度が下がっているということ、これはやはり今の経済状況の中で、まだ経済が上向いていないということで、お客さんが以前より来ていないというふうに思えます。

それから、水道光熱費が20年度より21年度が下がっている原因はということですけど、考えられるのは、空調関係のその節約とか、そういうところが考えられるんじゃないかなと思えます。

販売管理費の合計の差というのは、もうこれは減価償却からの合計の差だと思えますので、そこで20年度、21年度の差があるので、このような、21年度が下がってきているのではないかなと思えます。

（11番吉本 堅君「課長、今のところは、計算すると数字が1,000円単位で違いやせんかなと、その確認を一回してみてください。多分違うと思えます」の声あり）

これは、1つは、切り捨てとか切り上げがあつてるからもあるんじゃないかなと。

（11番吉本 堅君「当然そのとおりだと思うんですが、そこをびし

やっと思とく必要がないかということです」の声あり)

役員報酬と給与手当を分けたほうがいいのではということで、昨年とも言われたんですけど、こちらからも申し上げたんですけど、一応税理士さんの、有限会社さんふれあでこのようにされたと思います。ですから、今年もそういうふうにはできないかということをお有限会社さんふれあに申し上げたいと思います。

衛生管理費が、21年度が下がっているということですが、これはサウナ等のマットとかを一部もう自前で買われて、それをやりくりされているということで、21年度が下がっているということです。

熟供給事業の耐用年数ということですが、一応うちの契約っていうか、あれは13.5年間になりますけど、それ以上にあるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 耐用年数なんですけど、「だろうと思います」でなくて、やっぱり相当の費用がかかる話ですから、耐用年数がどのくらいかというのは町でも確認をしとく必要がありやせんかなと。このままやっと思とって、5年か10年で耐用年数が来ましたと、即また同じような事業をせにやいかんということであれば、果たしてそれが町にとって安上がりなのかどうかということにもつながるかと思います。

それから、この平成22年度の収支計算書ということで、21年度実績と22年度の計画ということなんですけど、見ればわかることかもしれませんが、単純な単位の金額、その辺も入れとっていただきたいなど。

それから、計算チェックというのは、1,000円単位ではあるかもしれませんが、数字的には少なくとも合わせとっていただきたいと。町でも一度確認はしていただきたいと。でないと、前回議会に出された資料と今回出された資料では、見比べてみると1,000円微妙に違うということがないようにお願いをしたいと。よろしくお願ひしときます。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 同意第3号 監査委員の選任について

○議長(吉村豊明君) 日程第16、同意第3号監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長(大川育男君) 同意第3号監査委員の選任についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、代表監査委員であります大倉理稔氏から一身上の都合

により辞職願が提出されましたので、その後任として選任するものであります。

住所が、菊陽町武蔵ヶ丘2丁目2番14号、氏名、中原輝男、生年月日、昭和21年1月12日生まれの64歳であります。

中原氏は、昭和44年3月、鹿児島大学農学部を卒業後、同年4月に千代田測量株式会社に入社されていますが、昭和46年3月に退社され、同年4月に熊本県庁に入庁されております。平成13年4月、熊本県土木部天草地域振興局土木審議員、平成15年4月、熊本県土木部菊池地域振興局土木部長、平成17年4月、財団法人熊本県建設技術センター常務理事等の要職を歴任後、平成18年3月に県庁を退職されておられます。

中原氏は、35年という長きにわたり県職員として勤務され、官庁会計に精通されておられ、温厚、誠実な人柄であり、さらに人格が高潔で、財務管理及び事業の経営管理等についてすぐれた識見をお持ちでありますので、本町の監査委員として適任と考え、選任の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議員派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に

一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第18、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加議案が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上1議案を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

議案は、さきに議員各位に配付しましたとおりであります。

議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、6月8日から本日までの9日間にわたり、提

案いたしましたすべての付議事件について慎重にご審議いただき、そしてご承認いただきまして、ありがとうございました。

大変お疲れとは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加提案してご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第28号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間、いわゆる後期高齢者医療制度の廃止するまでの間継続されることから、国民健康保険においても当分の間継続することとなったため、被用者保険の被扶養者であった者の保険税の軽減措置を延長するために条例を改正する必要があります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、この後議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第28号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第28号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（廣野豊徳君） 議案第28号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、参考資料の最後のページをお開き願います。

「国民健康保険税条例附則第15項（新設）による国民健康保険税第23条の3の読替え」という表題があります。

この表の左側部分に第23条の3国民健康保険税の免除規定の一部が掲載してありますが、この第2項部分の下線部分についてご説明したいと思います。

この規定が設けられた理由といたしますと、平成20年4月に後期高齢者医療制度が始まったことによりまして、これまで会社の健康保険などの被用者保険だった方が、75歳になることによりまして、その会社の健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、その家族の方が75歳未満の場合には強制的に国民健康保険に加入しなければならなくなりました。今まで家族の保険の被扶養者になっていれば保険料はかからなかったにもかかわらず、国民健康保険に加入したことによりまして、その家族に保険税の負担が制度の影響により発生してまいりました。その影響を緩和するために、後期高齢者医療と類似の緩和措置を講じることとなりました。具体的に言

いますと、国保に加入して2年間は、65歳以上の被扶養者だった方の所得割額を免除しまして、保険税を半額とするものでありました。しかし、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間継続されることになりましたことから、国保においても当分の間継続することとしたため、1ページ前の資料を見ていただきたいと思います。附則の第15号ということで下線部分を追加したところであります。下線部分をちょっと読み上げますが、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例。「当分の間、平成22年度以降の第23条の3第1項第2号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。」ということで、この規定を追加することによりまして、保険税の減額措置が当分の間継続されることになったものであります。

参考資料の1枚前のページをお開き願いたいと思います。

附則のところになります。この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成22年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時12分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議員 芝 和 長



菊陽町議会会議録  
平成22年第2回6月定例会

平成22年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919